

八王子市みどりの基本計画(案)

～ 自然とまちと人を結ぶ「みどりの環境調和都市」～



八 王 子 市

目次

第1章 計画の基本的事項

1	八王子市みどりの基本計画とは	2
	(1) 「みどりの基本計画」とは	2
	(2) 改定の趣旨	2
	(3) 本計画の“みどり”とは	3
	(4) 計画の位置づけ	4
	(5) 計画の期間	4
2	みどりの機能	5

第2章 みどりの現状と課題

1	八王子市の概要	10
2	前計画からの課題	12
	(1) 前計画の目標	12
	(2) 主な成果と今後の課題	14
3	みどりに関わる社会情勢など	17
	(1) 社会情勢への対応	17
	(2) 自然環境問題への対応	18
4	国等の方向性	21
5	市民意見	24
6	計画改定の考え方	26

第3章 基本計画

1	基本理念	30
2	みどりの将来像	31
3	基本方針	34
4	計画の目標	35
5	施策の体系	36
6	施策の展開	37

第4章 地域別の方針

1	地域別の方針	65
2	中央地域	66
3	北部地域	70
4	西部地域	74
5	西南部地域	78
6	東南部地域	82
7	東部地域	86

第5章 計画の進行管理

1	計画の進行管理	92
	（1）推進体制	92
	（2）進行管理	92
2	施策一覧	93

資料編

第1章

計画の基本的事項

1 八王子市みどりの基本計画とは.....	2
(1)「みどりの基本計画」とは.....	2
(2) 改定の趣旨.....	2
(3) 本計画の“みどり”とは.....	3
(4) 計画の位置づけ.....	4
(5) 計画の期間.....	4
2 みどりの機能.....	5

1 八王子市みどりの基本計画とは

(1) 「みどりの基本計画」とは

「みどりの基本計画」は、都市緑地法第4条に基づく「緑地の適正な保全や緑化の推進に関する基本計画」で、「緑地の保全及び緑化の推進」、「都市公園の整備及び管理の方針」、「生産緑地地区内の緑地の保全」などの事項を総合的かつ計画的に実施するための、緑とオープンスペース※に関する総合計画です。

「八王子市みどりの基本計画」は、上記事項を踏まえて八王子市が策定する計画で、みどりに関する各種施策を総合的・体系的に取りまとめています。

この計画に基づき、市内のみどりの保全、緑化の推進及び都市公園の整備や管理などを図ることで、みどりを活かした豊かなまちづくりの推進を目的としています。

(2) 改定の趣旨

八王子市の豊かなみどりは、市民共有の財産であり、私たちの生活を支えている基盤のひとつです。定住意向のある市民の65%以上が、自然の豊かさを定住したい理由にあげており、自然環境の重要な要素であるみどりを次世代に継承していくことは、私たちの重大な責務となっています。さらに、近年、深刻な被害をもたらす自然災害が頻発するなど、私たちを取り巻く環境が大きく変化していることから、みどりの持つ様々な機能について十分理解し、その機能を高めていくことも急務となっています。

「八王子市みどりの基本計画」は、平成22年（2010年）に策定され、策定から10年が経過しました。その間に、本市の上位計画・関連計画の策定や改定、人口やみどりを取り巻く状況、市民ニーズなどの変化が起こり、さらには都市緑地法などの改正を踏まえる必要から計画の改定に至りました。

これまでは、経済成長や人口増加などを背景とした「みどりの量」を確保する取組として、保全した緑地面積の拡大や都市公園の整備など、みどりの量の確保を重視した施策を展開してきました。しかし、近年では、社会の成熟化や都市インフラの一定程度の整備などの社会状況の変化を背景として、「みどりの量」を確保するだけでなく、みどりが持つ多機能性を都市や地域のために引き出すこと（＝「みどりの質」を向上させる）が重視されてきています。本市においてもみどりの活用や、管理・活用のための多様な主体との連携などが課題となっています。

そこで、本計画では「みどりの環境調和都市」の実現を目指し、みどりの「質の向上」や「量の確保」、「パートナーづくり」を推進するための基本方針を定めました。この計画を推進するためには、市民・事業者・行政が共通した現状認識を持ち、地域の特性に応じたあるべき姿、取組の方向性を共有しながら施策を実行することが必要です。今後も、みどりの質の向上としてみどりが持つ機能に配慮した取組を行うとともに、市民・事業者との協働によるみどりの保全や活用を進めます。

※緑とオープンスペース：国土交通省による「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開（H28.5）」においては、「都市公園、都市公園以外の公共施設緑地（河川緑地、街路樹、市民農園、庁舎・公営住宅等の植栽地）民間施設緑地（公開空地、民間施設の屋上緑化等）、法律や条例等により保全されている地域性緑地（特別緑地保全地区、生産緑地地区、市民緑地、協定による緑地の保全地区等）を包括する概念として位置づけ」として定義しています。



(3) 本計画の“みどり”とは

本計画での「みどり」は、樹木や草花のほか、樹林地、草地、公園、農地、水辺地などとそれらが一体となって構成されている『自然的空間』と定義します。

これらみどりには下記のような多様な要素が含まれます。

- ・自然の動植物などの生きもの、まちに潤いを与える木々や花など
- ・公園、森林、農地、水辺地などの緑被地やオープンスペース
- ・生きもの相互や地形、土壌、水、大気、気象、人為など周囲との関係のもと成立している生態系
- ・レクリエーション、防災、大気汚染や騒音の防止、水質の保全、気象の緩和などの機能を持つ空間
- ・快適さ、やすらぎ、美観、愛着、八王子らしさなどの人の意識や活動、生活と関わる景観

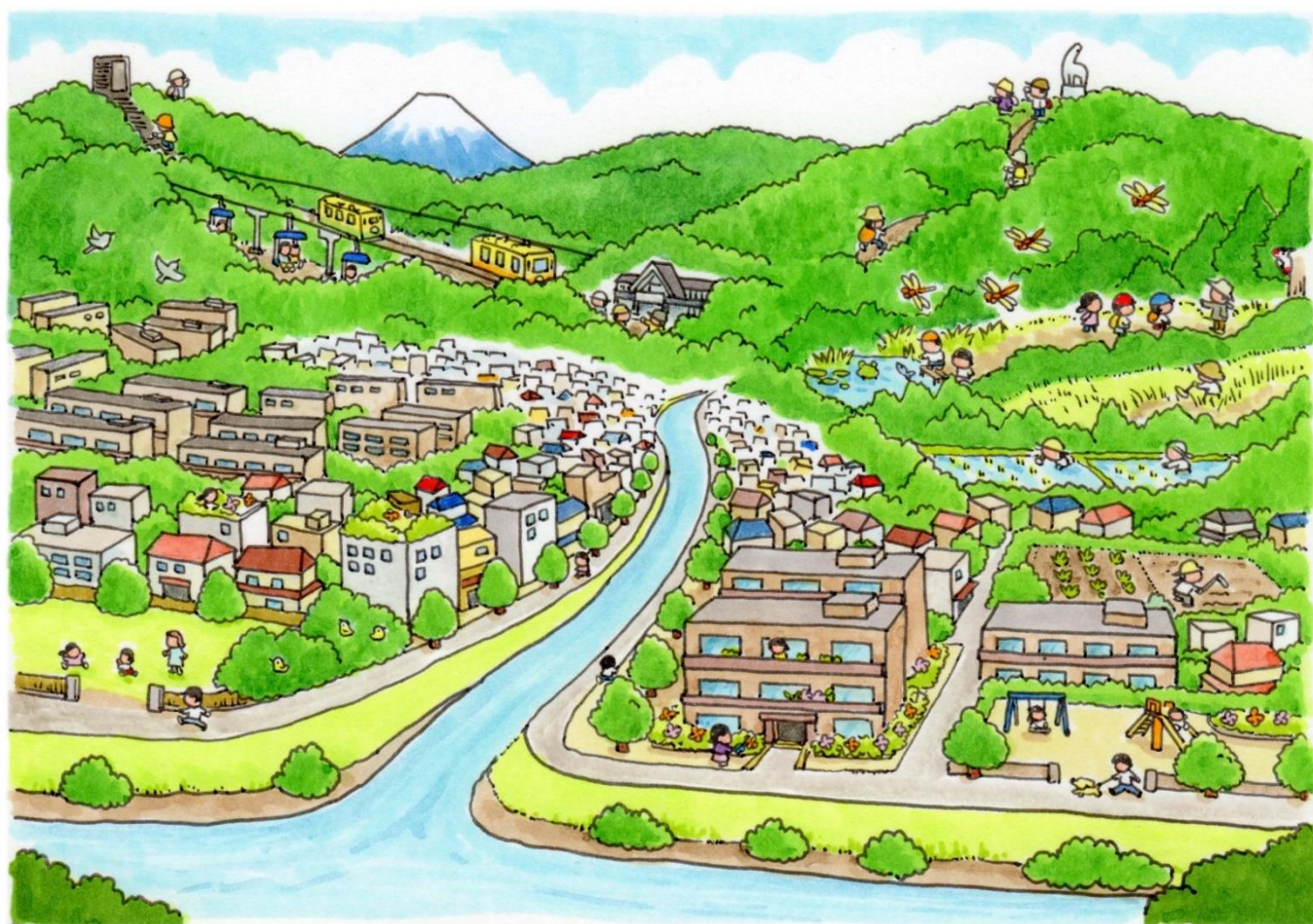


図. みどりのイメージ

(4) 計画の位置づけ

本計画には、調和・整合を図るべき上位計画として、「第2次八王子市環境基本計画」、「第2次八王子市都市計画マスタープラン（都市づくりビジョン八王子）」があります。また八王子市環境基本計画と連携を図るべき関連計画として、「八王子市水循環計画」、「八王子市地球温暖化対策地域推進計画」、「八王子市ごみ処理基本計画」があります。

その他、東京都と区市町村が合同で策定した、「都市計画公園・緑地の整備方針」や「緑確保の総合的な方針」などと整合を図る必要があります。

上位計画における主な関連キーワード

「市民と行政の協働」、「地域コミュニティ活動の活性化」、「子供が健やかに育つ地域づくり」
「災害に強い都市基盤整備」、「人と自然が共生したまちづくり」、「豊かな自然の次世代への継承」

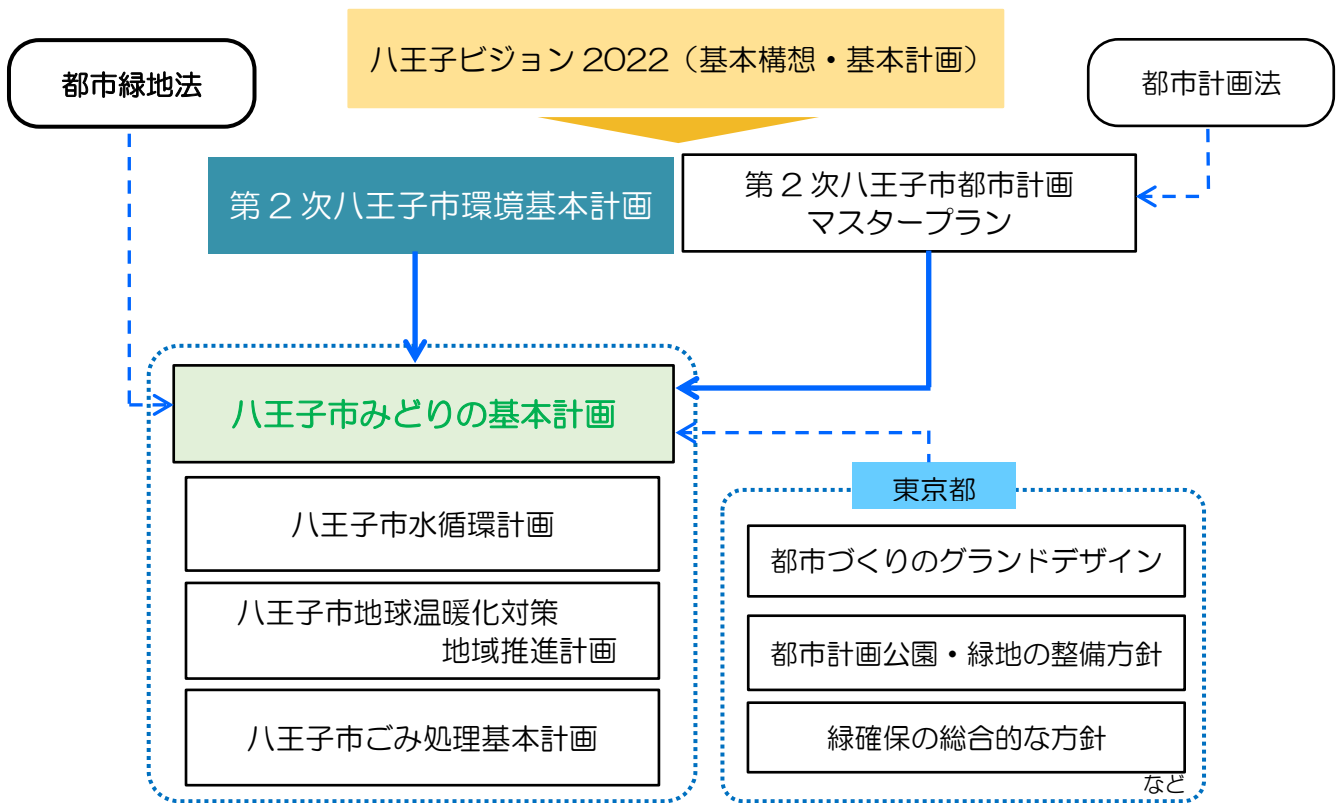


図. 八王子市みどりの基本計画の位置づけ（一部抜粋）

(5) 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和11年度（2029年度）までの10年間とします。
 なお、計画策定から5年後の令和7年度（2025年度）に中間見直しを行い、その他社会情勢の変化や計画の進捗状況などに合わせて、必要に応じた見直しを行うこととします。

2 みどりの機能

みどりは大気の浄化や二酸化炭素の吸収など、それ自体が持つ直接的な機能に加え、社会生活と深い関わり合いの中で形成される間接的な機能など、多面的で複合的な機能を多く有しています。これらの機能は私たちの生活や生きものが生存するための基盤となるだけでなく、生活の質（Quality Of Life: QOL）の向上や都市の魅力を高めるなど、まちづくりにも欠かせない要素です。

本計画では、多種多様なみどりの機能を大きく以下の6つに整理しました。

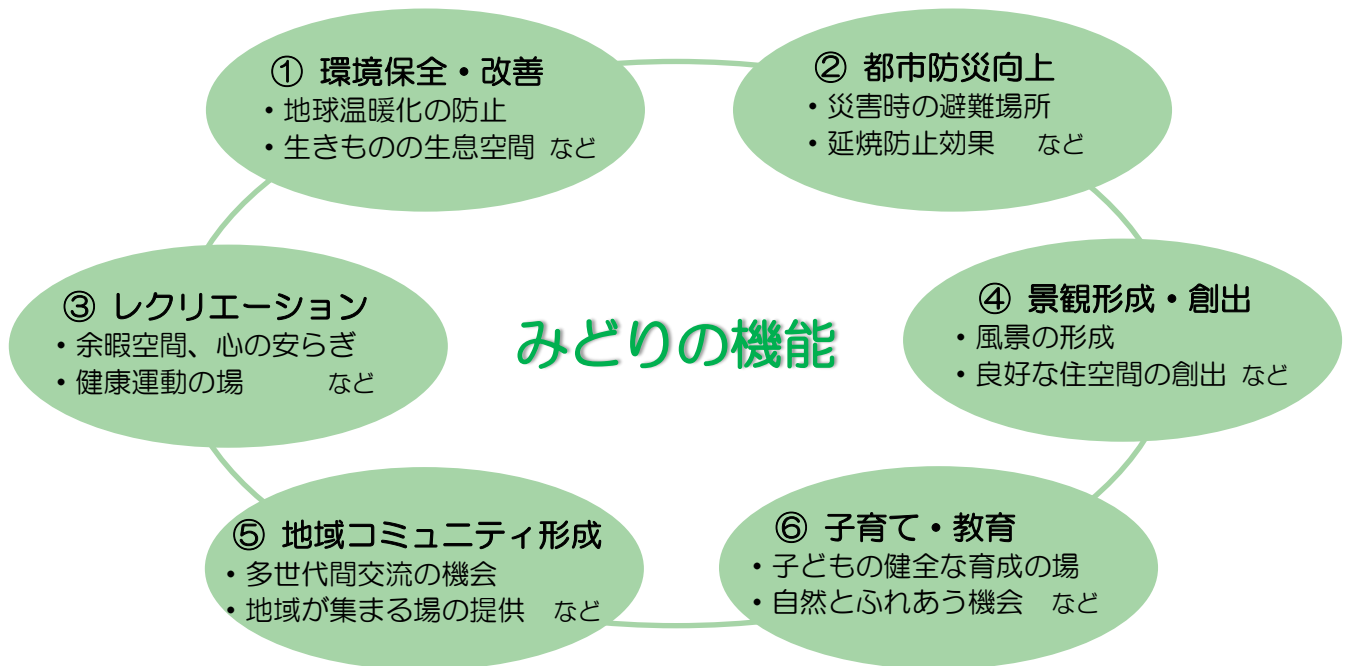


図. みどりの6つの機能

① 環境保全・改善

まちなかの植物は、水分の蒸発や日かげを作ること、周辺の気温を下げ、河川や樹林地に沿って涼しい風が運ばれることなどにより、都市のヒートアイランド現象を緩和する効果があります。

さらに、植物は、二酸化炭素吸収源であることから地球温暖化軽減の観点から重要であるとともに、雨水を蓄えて地下水を調整するなど健全な水の循環にも役立っています。

また、森林、里山、河川、田畑など多様な自然環境は様々な生きものの生息・生育環境の基盤となっており、生物多様性を確保する上でも重要です。



二酸化炭素吸収源や
生きものの生息場所になる樹林地

② 都市防災向上

みどりは、震災などの災害時には避難の場所や復旧復興の拠点として活用されます。また、公園や農地などのまとまったスペースや生け垣などの植栽帯は、火災発生時の延焼防止や遅延の効果を有しています。

また、通常時には農業用水として活用される防災兼用井戸は、災害時に生活用水を供給することで被害の軽減に役立ちます。



避難場所としての公園

③ レクリエーション

みどりは、運動やスポーツの場を提供することで、市民の健康の維持や増進に寄与します。また、散歩やお花見など様々な余暇活動を通じて心身のやすらぎやリフレッシュ効果をもたらしてくれます。

特に、特徴あるみどりは、地域の特色としても重要な観光資源となり、人々が楽しめる場やまちの賑わいの創出などにも寄与しています。

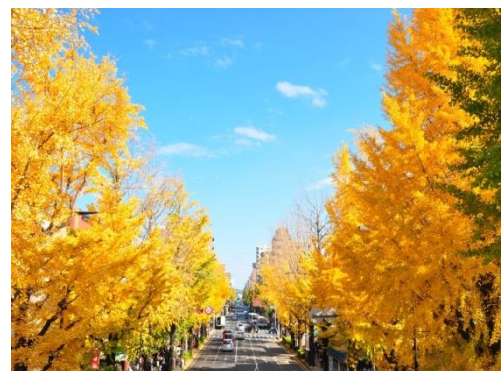


スポーツ施設が整備された公園（上柚木公園）

④ 景観形成・創出

人の生活や歴史と一体となって形成されているみどりは、都市の景観を特徴づけます。また、季節を感じることもができるみどりやみどりによる美しい街並みは、まちの印象を向上させる効果があります。

さらに、地域のシンボルとなるみどりは、地域の魅力向上にも貢献します。



甲州街道のイチョウ並木（八王子景観100選）



⑤ 地域コミュニティ形成

みどりは、日ごろからのコミュニケーションの場となることで地域のコミュニティを醸成します。

さらに、みどりを利用した市民主体のお祭りや催し事、ボランティアによる維持管理などの活動は、地域住民の交流を活性化し、新たなコミュニティの形成にも寄与します。

また、地域の共有財産であるみどりを通じた交流により、地域への愛着心向上や防犯機能の向上にも役立ちます。



みどりの活動を通じた交流

⑥ 子育て・教育

みどりは、子どもの遊び場や身体を動かすことのできる貴重な場です。また、自然体験が豊富な子どもほど自律性・協調性が備わる傾向があるなど、子どもの健全な育成に寄与します。

みどりは、環境教育・環境学習などの自然とふれあいや体験しながら学ぶことのできる場となることで、次世代を担う子どもたちのための貴重な学習の場としての役割を發揮します。



みどりとふれあう環境学習

このようにみどりは、それらが持つ多様な機能を活かしながら持続可能な社会を形成する「グリーンインフラ※」として効力を發揮します。

また、みどりは、平常時にはレクリエーションや子育ての場として活用できるものが、災害時には避難の場所などに活用されるなど、多様な機能を同時に發揮できることが最大の利点です。さらに里山の適正な管理によって生物多様性が豊かになり、その結果、環境教育の場としての価値が向上するなど、人の積極的な利活用により、みどりの価値が向上するといった相乗効果もあります。

今後の緑とオープンスペースに関わる政策では、これらの機能を地域の実情に応じてより効果的に發揮させることが求められます。

※グリーンインフラ：国の国土形成計画において、グリーンインフラは「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるもの」として定義しています。



『グリーンインフラの取組』

みどりは、「みどりの機能」で紹介したように、気温上昇の抑制や生きものの生息・生育の場、防災、良好な景観形成など、それ自体が様々な機能を持っています。また、同時に健康増進やコミュニティ形成、環境教育、地域のブランディングなど、様々な活動の場としての機能も持ち合わせています。

一方わが国では、近年の社会的課題である人口減少や社会資本の老朽化、都市部の気温上昇など地域の複数の課題に対して統合的な解決が求められています。

そのため国では、「自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」を「グリーンインフラ」としてまとめました。グリーンインフラの取組は「自然環境が有する多様な機能を活用しつつ、多様な主体の幅広い連携のもとに行うもの」とされており、この概念を社会資本整備や土地利用などを進める際の検討プロセスに組み込み、地域の課題の解決と持続可能で魅力的な社会の実現に貢献することを目指しています。

例えば、地域住民による緑地の維持活動や市民農園での農作業体験など、多様なみどりの活動により緑地や農地の保全が図られることで、集中豪雨や気温上昇への対応策となることに加え、地域コミュニティの形成や、外出し体を動かす機会の創出による心身の健康増進が期待されるなどが、グリーンインフラの取組とその効果として挙げられます。

このように、今後のまちづくりにおいては、従来のような単に「みどり」だけの保全を考えるのではなく、複数の地域課題を同時解決する手法として、みどりをうまく保全・活用しながらより効果的な機能の発揮ができるように、複合的な視点での取組が必要です。



第2章

みどりの現状と課題

1 八王子市の概要.....	10
2 前計画からの課題.....	12
(1) 前計画の目標.....	12
(2) 主な成果と今後の課題.....	14
3 みどりに関わる社会情勢など.....	17
(1) 社会情勢への対応.....	17
(2) 自然環境問題への対応	18
4 国等の方向性.....	21
5 市民意見.....	24
6 計画改定の考え方.....	26

1 八王子市の概要

(1) 位置・地勢

八王子市は東京都の西部に位置しており、面積は18,638haです。

地形は、山地、丘陵、台地、低地の4つに大きく分類されます。西には高尾山や陣馬山に代表される山々が連なっており、山地からは複数の丘陵が東に伸びています。丘陵地に囲まれるように市街地が形成され、豊かな自然と市街地が近接する本市特有の環境を形成しています。

起伏の多い変化に富んだ地形によって多くの河川や湧水が存在し、河川は東へ向かって流れています。市内には18の一級河川があり、河川沿いには段丘が形成されています。

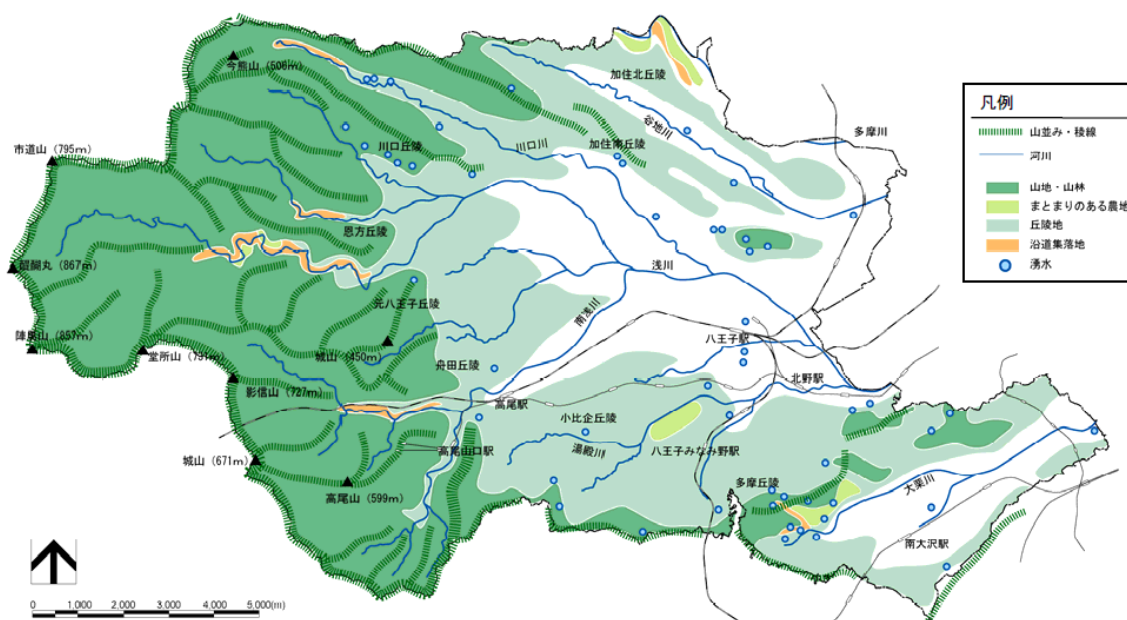


図. 市街地を取り囲む丘陵地と水系の分布（八王子市景観計画 平成30年）

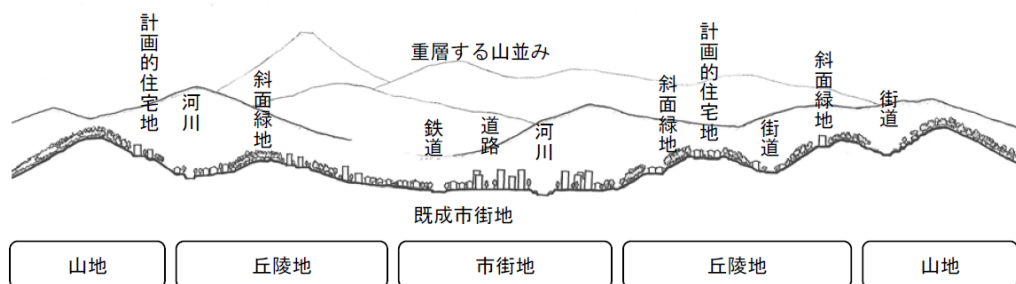


図. 八王子の自然と都市の景観概念図（八王子市景観計画 平成 30 年）

市域は、市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」により、「中央地域」「北部地域」「西部地域」「西南部地域」「東南部地域」「東部地域」の6地域に区分されています。

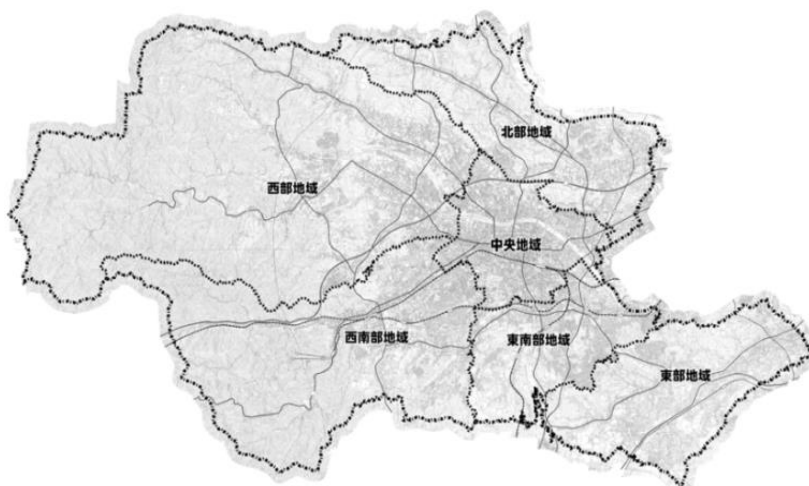


図. 地域区分(八王子市景観計画 平成30年)

各地域によってみどりの状況は大きく異なり、西部、西南部地域には明治の森高尾国定公園など山林としてのみどりが多い一方、東部、東南部地域のニュータウン開発区域は公園・緑地としてのみどりが多く存在します。

(2) 人口動態

国勢調査によると、本市の人口は昭和40年では207,753人でしたが、市郊外の丘陵を中心に宅地開発が行われ、さらに昭和50年代には多摩ニュータウンの入居が始まったことから人口が急増し、平成22年には580,053人となりました。その後平成27年には577,513人となりました。

シミュレーションによる人口の推計では、今後10年で総人口は約4～6%減少する一方、老年人口の割合は2～3%増加すると想定されています。

本市の特徴として、大学が多く18～23歳の若い世代が多いことや地域によって人口構成が異なることなどが挙げられます。

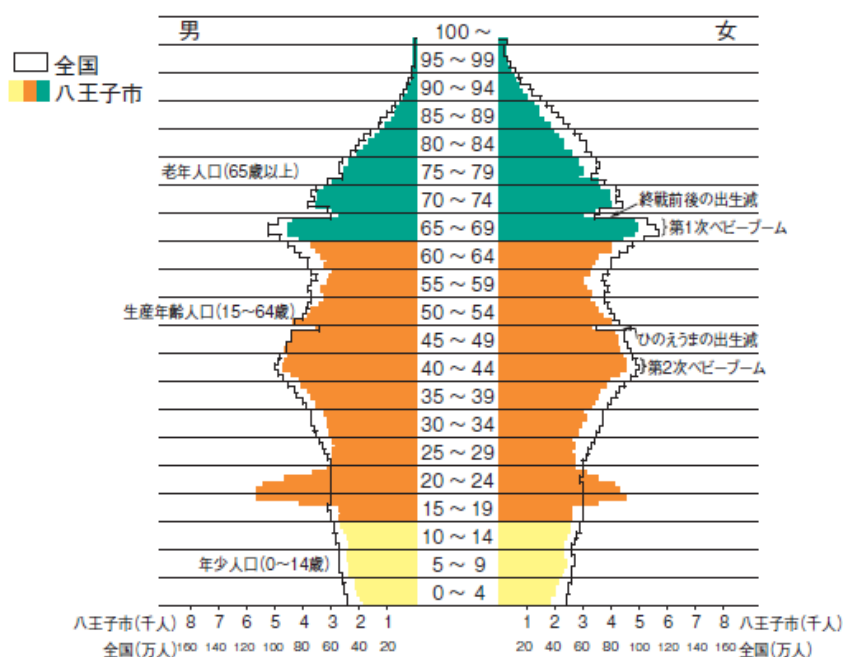


図. 年齢別人口構成(はちおうじ学園都市ビジョン 平成29年)

2 前計画からの課題

(1) 前計画の目標

① 緑被率

緑被率はある区域における緑に覆われた面積の割合のことで、緑の量を把握するための指標として用いられます。緑には、樹林、草地・農地、宅地内（屋上緑化を含む）や公園の樹木や芝地、街路樹などが含まれます。前計画策定時の調査では緑被率 61.0%（平成 19 年度）で、前計画の目標は「現在の水準を確保」でしたが、改定に伴う平成 29 年度調査では 58.4%でした。

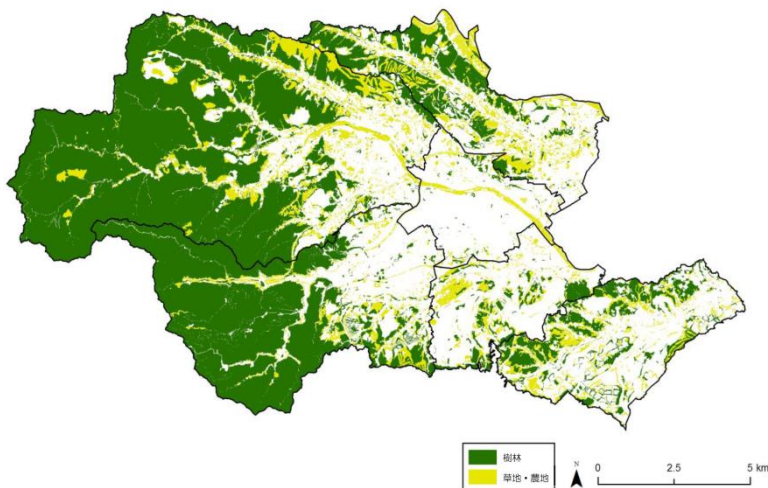


図. 市内の緑被の状況（平成 29 年度調査）

表. 緑被率 調査結果

地域	H19年度	H29年度	増減
中央	10.4%	9.3%	-1.1%
北部	51.9%	47.8%	-4.1%
西部	77.4%	76.3%	-1.1%
西南部	73.3%	72.0%	-1.3%
東南部	27.0%	25.3%	-1.7%
東部	36.8%	33.0%	-3.8%
市全域	61.0%	58.4%	-2.6%

減少の原因については、全体的な傾向として民有樹林地や農地の減少のほか、地域的な要因として、北部は戸吹北区画整理事業、八王子インター北区画整理事業や新滝山街道の整備など都市計画に伴う事業、東部は多摩ニュータウンの宅地開発などが挙げられます。

一方、上述のような大規模な開発に際しては、緑地の設置や公園の整備などにより、計画的なみどりの確保に努めました。特に東部地域では、開発に伴って鎌水小山緑地（約10.8ha）、堀之内寺沢里山公園（約5.3ha）などの公園・緑地の整備や、緑地協定などにより、良好な住環境の形成に努めました。

参考：みどりの満足度（市民アンケート調査）

八王子市のまちなか（駅周辺、住宅街など）にあるみどりの環境について

「満足+どちらかと言えば満足」の合計⇒ 東部地域 83.2%

市内平均 56.3%



② 公園の充足率

市内には930か所（平成30年度末）の都市公園など※1が存在します。都市公園はその規模と役割により誘致距離が定められており、街区公園が250m、近隣公園が500m、地区公園が1km です。この範囲内は、各公園の誘致圏とみなせるものであることから、市街化区域内の公園誘致圏を示すことによって、公園の充足の状況を明らかにすることができます。前計画策定時の調査では公園充足率は81.2%（平成21年）※2、目標は「90%」でしたが、改定に伴う平成29年度調査では84.0%でした。

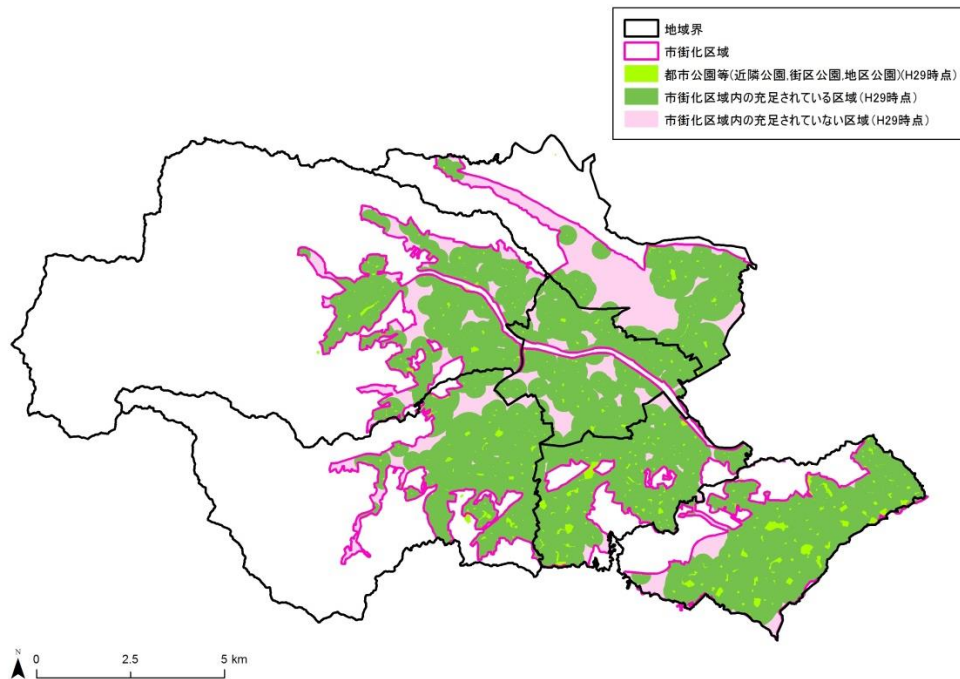


図. 都市公園の誘致圏（平成29年度調査）

計画期間中には充足率の不足していた地域に、すわなか公園や堀之内寺沢里山公園などが整備されました。



すわなか公園



堀之内寺沢里山公園

※1 都市公園など：八王子市立の都市公園、東京都立の都市公園のほかに、児童遊園、まちの広場を含みます。

※2 充足率の算出は八王子市立の都市公園のみを対象としています。

（２）主な成果と今後の課題

平成 22 年（2010 年）の前計画策定以降、基本理念「みどりを市民・事業者・行政の協働により次世代に継承する」のもと、様々な取組を推進してきました。ここでは取組の成果とそれを踏まえた今後の主な課題を整理しました。

① 前計画での主な成果

《みどりの確保と整備を推進》

- 貴重なみどりを保全するため、緑地の公有化や民有樹林の指定などの取組を行いました。
その結果、法や条例により担保された樹林地面積は計画当初から約 42ha 増加しました。
- 担保性が特に高い特別緑地保全地区については、計画当初から約 30.5ha の追加指定を行い、約 1.7 倍の 70.1ha に増加しました。

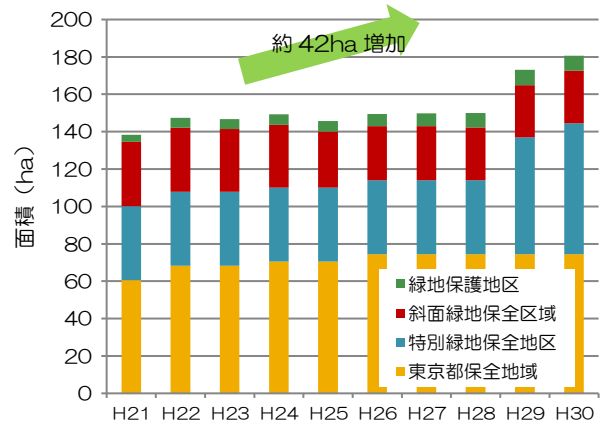


図. 担保された樹林地面積の推移



上川の里特別緑地保全地区



金比羅特別緑地保全地区

- 公園の新規整備により市民の憩いの場を増やし、計画当初から 44 か所の公園が設置されました。
特に、多摩ニュータウン開発に際して計画的に公園・緑地を整備することで、失われるみどりの保全と快適な住環境の形成に寄与しました。
- 富士森公園では複合遊具やターザンロープの設置などのリニューアル整備を行い、多くの子どもたちで賑わうようになりました。
- 湧水のある公園では、その特性を活かした整備を行いました。
- 生産緑地地区の指定や地産地消の推進などにより、農地の保全に努めました。



富士森公園 こども広場



《協働による取組を推進》

○公園の計画段階から整備に至るまで市民との協働で取り組む「手づくり公園事業」により、小田野中央公園を整備しました。また、開園後も地域住民の主体的な活動により、公園の維持管理や積極的な活用が行われています。

○本市の玄関口となる JR 八王子駅前の「みどりの空間」の花壇づくりを市民ボランティアと協力して継続的に実施しています。

○みどりに関わる人材の育成を、里山サポーター育成講座やはちおうじ農業塾など、地域のみどりの特性に応じて実施しました。

○みどりの維持管理を市民と協力して行い、公園アドプト団体数は前計画当初の 206 団体から 270 団体に増加しました。また、水辺の見護り制度を創出し、登録団体は 23 団体になりました。

○環境教育、環境学習を里山、農地、河川など多様な環境で実施し、子どもたちがみどりを学べる機会を創出しました。また、企業や地元住民と連携して実施することで、活動の充実に努めました。

○市制 100 周年の中心的事業として、第 34 回全国都市緑化はちおうじフェアを開催しました。市民ボランティアと連携した花壇づくりなどに取り組むとともに、市民の緑化意識の醸成を図り、学びの場を創出するなどの取組を実施しました。



市民ボランティアによる駅前花壇の維持活動



地域住民により積極的に活用される小田野中央公園



里山の管理方法を学ぶ「里山サポーター育成講座」



全国都市緑化はちおうじフェアでの市民ボランティア活動

② 今後取り組むべき主な課題

《確保されたみどりへの対応》

○みどりの確保によって、特別緑地保全地区の面積や公園数は増加しました。特に公園については、一人あたりの公園面積が、東京都内でも高い数値となっています。しかしながら、既に確保されたみどりに対して、さらなる整備や維持管理を望む市民の声もあります。そのため、これまで確保したみどりの多機能性を引き出し(=「みどりの質」を向上させる)、いかに有効に活用するかが課題となっています。

○確保してきた全てのみどりを一斉に整備、活用することは困難なため、それらを推進する拠点の選定が必要です。

○公園や緑地、河川などのみどりを、適切に維持や更新する必要があります。その際には、安全性や生物多様性などに配慮して行うことが求められます。

○厳しい財政状況が想定されているなかで、事業に必要な財源を生み出す発想が求められます。そのためには民間ノウハウの利用など、効果的なみどりの活用手法の検討が必要です。

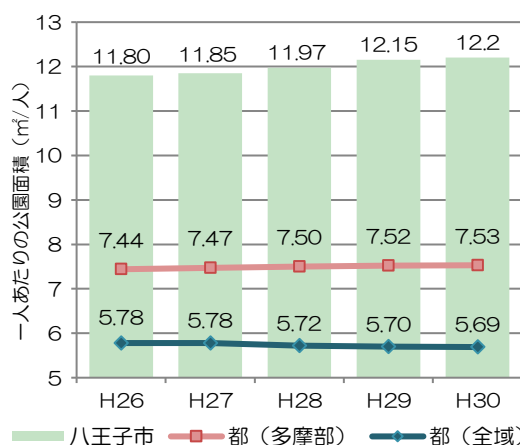


図. 一人あたりの公園面積の比較（都建設局データ）

《みどりの量への対応》

○各施策により樹林地が保全される一方で、緑被率や農地面積は減少しました。そのため、今後も様々な制度により、減少するみどりへの対策や新たなみどりの創出が必要です。また、みどりを創出する際には、良好な景観形成などみどりの機能を重視する必要があります。

○公園の整備は着実に進みましたが、市の条例に基づく「市民一人あたりの都市公園面積（12.5 m²/人）」には及んでいません（現状：12.2 m²/人）。

○地域によってみどりの量に大きな偏在があります。特に、人口密度の高い中央地域は緑被率 9.3%、市民一人あたりの都市公園面積 2.3 m²/人であり、市内で最も少ない状況です。

○生産緑地地区は年々減少傾向で、2022 年には指定期間の満了による減少が予想されます。

《多様な主体とのさらなる連携》

○本市では市民との協働によって維持管理されているみどりが数多くあります。これからの社会情勢を鑑みると、高齢化などにより参加者の減少が推測されるため、みどりに関わる様々な担い手との協働のすそ野を広げていくことが必要です。

○主体的に取り組む人材を育てるためには、多くの市民がみどりの活動に参加するきっかけを作ることが必要です。また、この取組を市民ニーズに合わせて進めることが重要です。

○全国都市緑化はちおうじフェアを契機に向上した市民の緑化意識を継続させる取組が求められます。

○計画期間を越えてみどりを将来に引き継ぐためには、子どもたちがみどりに触れ、知り、好きになることが重要です。そのため、環境教育・環境学習の一層の取組推進が必要となります。



3 みどりに関わる社会情勢など

(1) 社会情勢への対応

① 少子高齢化・人口減少社会の進行

今後の人口減少によって、地域における人のつながりが失われ、地域コミュニティの希薄化などが懸念されます。そのため、みどりを活用して地域の人たちが活動し、コミュニティの活性化を図ることが必要となってきます。また、少子高齢化に対応した公園の整備や民有林所有者の高齢化による管理不足への対応も求められます。

また、「高齢者の経済・生活環境に関する調査」(内閣府)では、住んでいる地域での社会的活動(貢献活動)状況において、「特に活動していない」が約7割を占めています。今後の社会において高齢者が活躍できる場として、みどりが活用されることも期待されます。

② ライフスタイル・価値観の多様化

「国民生活に関する世論調査」(内閣府)では、今後の生活において重視することとして「物質的な面で生活を豊かにする」より「心の豊かさやゆとりのある生活をする」割合が高まっています。そのためこれからの成熟社会においては、みどりの活用による市民の生活の質(QOL)の向上や余暇生活へのニーズに貢献する必要があります。

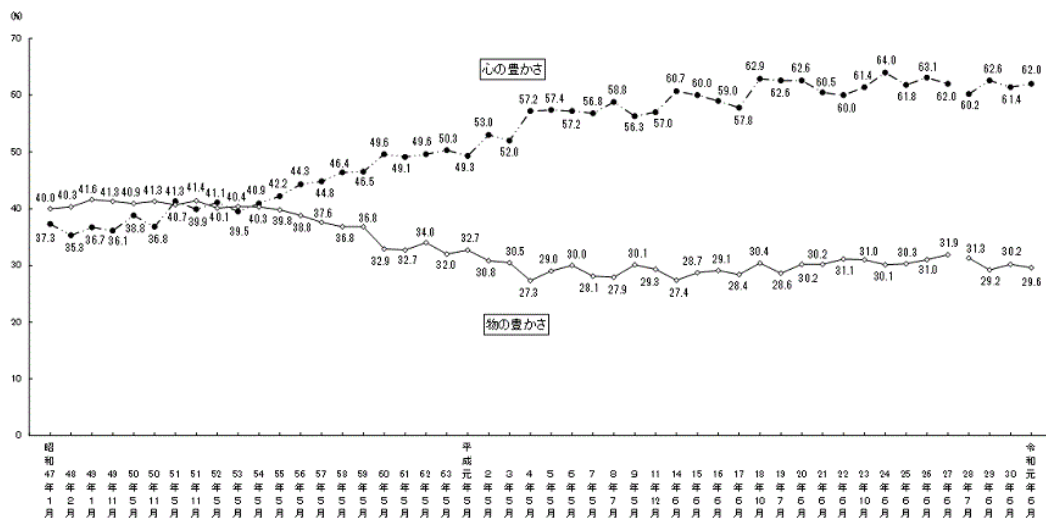


図. 国民生活に関する世論調査結果(令和元年 内閣府)

③ 社会インフラの老朽化

我が国の社会資本は高度経済成長期に集中的に整備されました。そのため社会資本整備が直面する課題として、「加速するインフラ老朽化」が国土交通省の第4次社会資本整備重点計画で指摘されています。

本市においても、都市公園のうち約4割が平成元年度から平成10年度に整備されており、安全管理や効率的な維持管理が求められます。



（２）自然環境問題への対応

① 自然災害への対応

都市のみどりとオープンスペースは、「災害時の避難の場」、「火災、爆発による災害の緩和、防止」、「災害対策の拠点」、「自然災害の緩和、防止」、「防災教育の場」などの役割を有します。平成 7 年（1995 年）に発生した阪神淡路大震災では、街路樹や生け垣、都市公園が延焼の遅延、防止に役立ち、火災による被害を軽減させたことが報告されています。平成 23 年（2011 年）に発生した東日本大震災では、緑とオープンスペースは避難場所だけでなく、避難生活や復旧・復興支援の場としての機能も発揮しました。また、都内では帰宅困難者の一時滞在や休憩所などにも利用されました。さらに緑とオープンスペースは水害や土砂災害への対策としても有効に機能し得ることが報告されています。

本市においても、今後発生が予測される首都直下地震や、近年頻発している集中豪雨などの自然災害への対応策として、みどりの重要性が高まっており対応が求められます。



火災発生時焼け止まりになった公園
（未来につなぐ都市のみどり 国土交通省）



公園に整備されたかまどベンチ

② 地球温暖化の進行

地球温暖化による気候変動の進行によって局地的な集中豪雨の発生、台風の大型化、猛暑日の増加など、自然災害の脅威が高まり、市民の暮らしに大きな影響が生じることが考えられます。

気候変動への対応として、平成28年（2016年）に策定された国の地球温暖化対策計画では、都市における緑地や農地の保全などにより、熱環境の改善を通じた都市の低炭素化を推進することが示されており、本市においてもみどりの保全や創出などの取組の推進が重要となっています。

コラム

『身近なみどりによる気候変動への適応策』

地球温暖化などの気候変動により既に生じている、又は将来予測される影響による被害の回避や軽減のことを適応策と言います。

都市のヒートアイランド現象の進行や熱中症の増加が懸念されるなか、みどりを活用した適応策としては、屋上緑化やみどりのカーテンなどが挙げられます。植物は直射日光を遮り、日かげを提供するだけでなく、植物に含まれる水分の蒸発などでも気温の低減に寄与します。



みどりのカーテン



③ 生物多様性の保全

「生物多様性および生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム（IPBES）」は地球上の生きものの約100万種が存続を脅かされていると警告しており、生物多様性の保全が急務となっています。

国では、「生物多様性国家戦略2012-2020」において生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた課題として、生物多様性の社会への浸透や、重点的に保全すべき里地里山を明らかにするなど、人口減少などを踏まえた国土の保安全管理を挙げています。また、都市緑地法運用指針を改正し、みどりの計画策定時の留意事項に中核地区（郊外に存在し、他の地域への動植物種の供給などに資する核となる緑地）の配置など、生物多様性の確保に関する視点を追加しました。

さらに、東京都の「緑施策の新展開 ～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」では、市区町村に「住民、企業、NPO等と連携した地域に密着した緑の保全・創出活動の推進」や「生物多様性の重要性を学習し、体験する機会の提供に努める」などの役割が期待されています。

生物多様性の保全には人の手が入らない方が良い場合だけでなく、人の手が入ることによって保全されるケースもあり、地域の特性に応じた取組が必要です。また、生物多様性への理解と関心を高めるための周知啓発や、子どもたちへの環境教育・環境学習も推進する必要があります。

コラム

『生物多様性と私たちのつながり』

「生物多様性とは」

「生物多様性」とは、生きもののたちの豊かな個性とつながりのことです。

生きものは、生命が誕生して以来、様々な環境に適応して進化してきました。その長い歴史の結果、現在地球上の至る所で多くの生きものが生息しています。そして私たち人間も含め、あらゆる生きものは直接的又は間接的に支え合って生きています。

この生物多様性を基盤とする生態系は、人が生きていくために欠かせない酸素や食料を供給してくれるだけでなく、水源のかん養や精神的な安らぎ、豊かな文化を形成するなど、私たち人間に多くの恩恵を与えています。それら生物多様性がもたらす恩恵を「生態系サービス」と呼んでいます。

TEEB（生態系と生物多様性の経済学）では、生態系サービスを以下の4つに分類しています。

1. 供給サービス : 食料、水、木材や肥料などの原材料、医薬品や化粧品などの供給
2. 調整サービス : ヒートアイランド緩和、二酸化炭素固定、水質浄化、花粉媒介など
3. 生息・生育地サービス: 生息・生育環境の提供、遺伝的多様性の維持など
4. 文化的サービス : 自然的景観の保全、レクリエーションや観光の場と機会、芸術・デザインへのインスピレーション、科学や教育に関する知識など



（環境省 価値ある自然 生態系と生物多様性の経済学:TEEB の紹介）

このように、生物多様性と生態系は私たちのいのちと暮らしを支えています。

そして、これら生きもののつながりは、地球の長い歴史の中で形成されてきました。そのため、一度生物多様性が消失すると、回復には非常に長い時間が必要です。また、生きものは相互に支えあって生きていますが、その関係は完全に解明されておらず、消失による影響は未知数です。

将来にわたって生態系サービスの恩恵を受け続けていくためには、その源である生物多様性の保全が重要と言えます。



自然のめぐみ（環境省 生物多様性広報パネル）

「生物多様性保全のための里地里山の重要性」

里地里山は、集落を取り巻く農地、ため池、二次林と人工林、草原などで構成される地域であり、相対的に自然性の高い奥山自然地域と人間活動が集中する都市地域との中間に位置しています（環境省）。長い年月を通じた農業や林業などの人の営みにより雑木林、水田、草原などが形成され、持続的に利用されてきた里地里山は、近年、持続可能な社会モデル「SATOYAMA」として国際的にも注目を集めています。

人の手により形成されてきた自然環境には、その環境を好む生きものたちによって特有の生態系が成立してきました。そのため、里地里山には多くの生きものが依存しており、生きものと人が共生している空間となっています。

しかし、人口減少や営農形態の変化などによって人の手が入らなくなったことにより、里地里山の荒廃が懸念されています。生物多様性国家戦略における「生物多様性の危機」でも、里地里山に対する人間活動の縮小が挙げられているように、人の手が入らなくなった環境では、里地里山特有の自然環境が失われ、そこに住む生きものにも大きな影響があります。

そのため、本市でも生物多様性保全のために、里地里山の適正な管理や保全が求められています。



里山の生きものたち



4 国等の方向性

平成22年（2010年）に八王子すみどりの基本計画を策定して以降、国や東京都などではすみどりに関連する以下の主要な施策が展開されてきました。

◦ 都市計画公園・緑地の整備方針（東京都）	平成23年（2011年）12月
◦ 生物多様性国家戦略2012-2020	平成24年（2012年）9月
◦ 緑確保の総合的な方針改定（東京都）	平成28年（2016年）3月
◦ 都市農業振興基本計画	平成28年（2016年）5月
◦ 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書	平成28年（2016年）5月
◦ 持続可能な開発の目標（SDGs）実施指針決定	平成28年（2016年）12月
◦ 都市緑地法等の一部を改正する法律	平成29年（2017年）6月
◦ 都市づくりのグランドデザイン策定（東京都）	平成29年（2017年）9月
◦ 第五次環境基本計画	平成30年（2018年）4月
◦ 東京が新たに進めるすみどりの取組（東京都）	令和元年（2019年）5月
◦ グリーンインフラ推進戦略	令和元年（2019年）7月

これらの中でも次の①～③は、これからのすみどりに関する取組に関して、特に考慮していく必要があります。

① 「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終報告書

これからの緑とオープンスペース政策として、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備などの社会状況を背景に、「量の整備を急ぐステージ」から「緑とオープンスペースが持つ多機能性を引き出すステージ」へ移行すべきとして、以下の重視すべき観点を示しました。

【重視すべき視点】

ストック効果の向上	整備、面積の拡大重視から使うことや活かすことの重視へ
民との連携の加速	行政主体の整備、維持管理から、市民やNPO等の主体的な活動支援や民間施設との積極的な連携へ
都市公園の柔軟な利用	硬直的な都市公園の管理から、地域との合意に基づく弾力的な運用やまちづくりの一環としてのマネジメントへ



② 都市緑地法等の一部を改正する法律

民間の活力を最大限活かした緑とオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的として、関係法令が一括で改正されました。

【改正内容】

緑地・広場の創出（都市緑地法）
- 民間による市民緑地の整備を促す制度の創設 - 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充 - 緑の基本計画の計画内容の拡充（都市公園の管理、都市農地の保全など） - 緑地の定義に農地が含まれることを明記
都市公園の再生・活性化（都市公園法等）
- 都市公園で保育所などを含む「社会福祉施設」を設置可能 - 民間事業者による公共還元型収益施設の設置管理制度創設 - 公園内のPFI事業に係る設置管理許可期間の延伸（10年→30年） - 公園の活性化に関する協議会を設置可能
都市農地の保全・活用（生産緑地法等）
- 生産緑地地区の面積要件を市区町村が条例で引き下げ可能 - 生産緑地地区内で直売所、農家レストランなどの設置が可能 - 新たな用途地域の類型として田園住居地域を創出

③ グリーンインフラ推進戦略

昨今の自然災害の激甚化、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進する観点から、自然環境が有する多様な機能を積極的に活用し、持続可能で魅力ある都市や地域の形成を目指すグリーンインフラの取組の推進が示されました。

グリーンインフラの活用を推進すべき場面の例（一部抜粋）	
気候変動への対応	植栽による蒸発散効果を活用した暑熱緩和対策など
投資や人材を呼び込む 都市空間の形成	自然豊かで居心地が良い魅力ある都市空間の形成による 人材、企業、民間投資の呼び込み
都市空間の快適な利活用	インフラの更新・改良、公的施設の再編や個別の民間開発に 際して、緑と水のネットワークの形成
生態系ネットワークの形成	多自然川づくりや重要な湿地や緑地の保全、分断化された自然をつなぐことによる生物の生息・生育環境などの保全
豊かな生活空間の形成	公園、緑地、河川、農地等を活用して人々が集い、楽しみながら、環境教育やレクリエーションなど多様な活動の舞台となる生活空間の形成



持続可能な開発目標（SDGs）との関わり

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals: SDGs）は、経済・社会・環境の3つのバランスが取れた社会を目指すための世界共通の行動目標であり、2015年9月に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられているものです。

SDGsは、すべての国々、人々を対象としており、2030年までに持続可能な社会を実現するために達成すべき17のゴールと169のターゲットを掲げています。17のゴールは、世界中で取り組むべき課題の解決を目指しており、達成に向けて、すべての人々がSDGsを理解し、それぞれの立場で主体的に行動することが求められています。また、すべてのゴールが相互に関連しており、一つの行動によって複数の課題を統合的に解決することで、持続可能な社会を目指すものです。

国でも、平成28年（2016年）に内閣が「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を設置するとともに、同年に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」には、地方自治体の各種計画などにSDGsの要素を最大限に反映することを奨励しています。

本計画では、SDGsのうち特に関連の深い「11」「15」「17」の達成に貢献し、SDGsが掲げる持続可能な社会の実現を目指します。



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



（国際連合広報センター）



5 市民意見

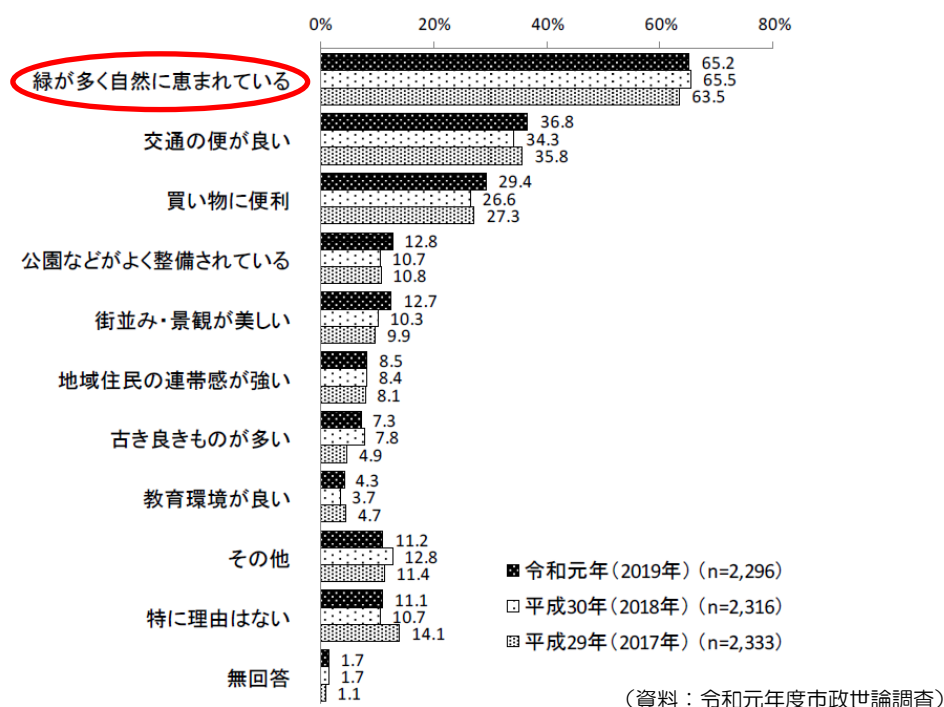
みどりの保全や緑化の推進には、市民との協働が必要不可欠です。計画改定に向け、今後取り組むべき施策や市民ニーズを把握するため、次のとおり市民意見の把握を行いました。

- ① 市政モニターアンケート（平成 29 年（2017 年）8 月実施）
- ② 子育て世代向けアンケート（平成 30 年（2018 年）11 月実施）
- ③ 環境市民会議向けアンケート（平成 30 年（2018 年）11 月～1 月実施）
- ④ 市民アンケート（八王子のみどりと公園に関する意識調査）（平成 31 年（2019 年）3 月実施）
- ⑤ パブリックコメント（令和元年（2019 年）12 月～令和 2 年（2020 年）1 月実施）

調査結果概要（小数点以下の処理により、合計が100%にならない場合があります。）

○ 定住意向について

市内への定住意向は市民の9割近くが有しており、その理由として65%以上の市民が「みどりが多く自然に恵まれている」ことを理由にあげています（令和元年度市政世論調査）。



○ 今後のみどりのあり方について

本市の市街地及び郊外部のみどりのあり方として、「量を増やすこと」より「質を高めること」の方がより大切だと考えている市民が多い結果となりました（市政モニターアンケート）。

市街地部（家屋、商業施設や商店街が密集した土地、区域）

	構成比 (%)
みどりの「質を高めること」	68.8
みどりの「量を増やすこと」	31.3

郊外部（建物の密集する市街地に隣接した地帯）

	構成比 (%)
みどりの「質を高めること」	71.9
みどりの「量を増やすこと」	28.1



○ みどりの役割について

大切だと思うみどりの役割について「心に安らぎを与える」、「季節感を与える」（市政モニターアンケート）、「美しいまちなみ・きれいな景色の形成」（市民アンケート）が多く、心理的・視覚的な存在意義を大切にする傾向が高い結果となりました。

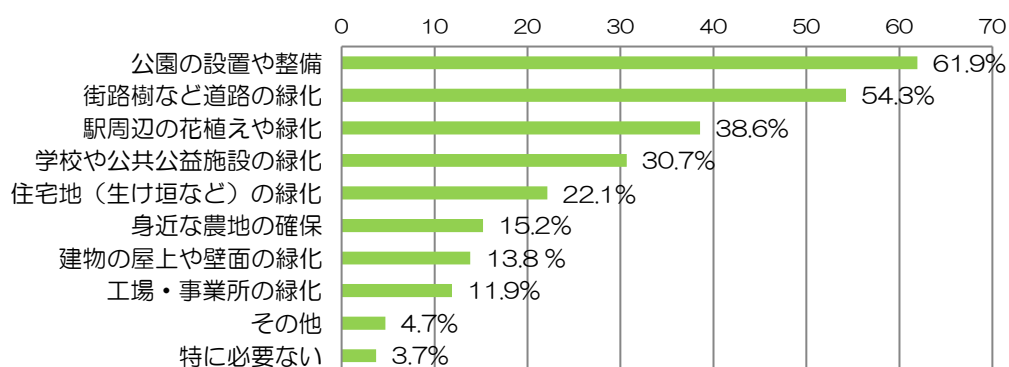
○ 開発との関わりについて（市民アンケート）

みどりの保全と開発の調和に関して、市民の約7割が「市内の開発はやむを得ないが、保全や緑化によって可能な限り市内のみどりを確保すべき」との考えを有しており、開発時に緑化を義務付けるなどの施策が重要となります。

○ みどりの満足度向上について（市民アンケート）

まちなかのみどりの満足度をさらに高めるためには、「公園の設置や整備」、「街路樹や道路の緑化」、「駅周辺の緑化」が必要だと回答しています。

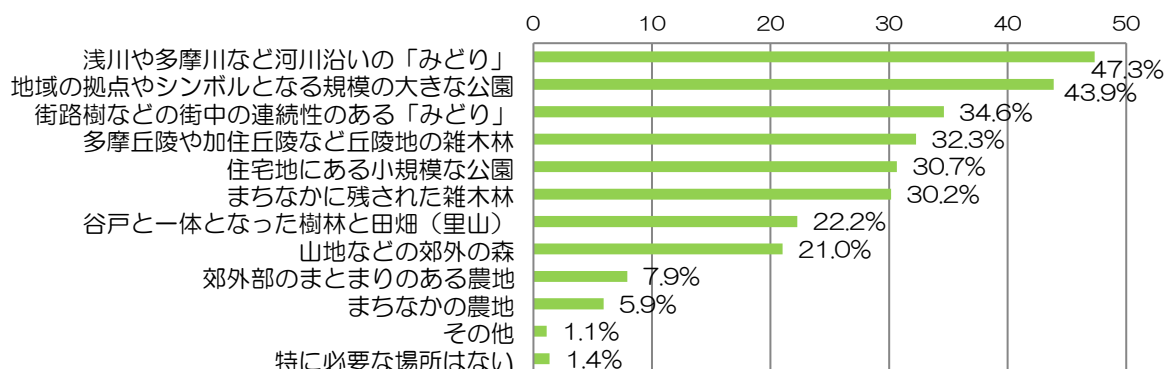
まちなかのみどりの満足度のための取り組むべき内容について



○ 保全や維持管理が必要なみどりについて（市民アンケート）

特に保全や維持管理が必要だと考えるみどりは「浅川や多摩川など河川沿いのみどり」や、「地域の拠点やシンボルとなる規模の大きな公園」が多い結果となりました。

特に保全や維持管理が必要だと考えるみどりについて



6 計画改定の考え方

計画を改定するに当たり、これまでの取組や社会情勢などを踏まえて新しい基本計画の考え方を整理しました。

みどりの現状や社会情勢を踏まえた本市に求められることとして、みどりの量の確保を図りつつも確保したみどりを有効に活用してみどりの質を高めることが挙げられます。

市のみどりの現状

・みどりを一定量確保

確保した緑地の面積（約 180ha）、設置済み公園数（約 930 か所）

⇒【課題】適正な管理や活用の推進が必要

・みどりの減少

緑被率の減少（-2.6%）、生産緑地地区の減少（-約 25ha）⇒【課題】さらなるみどりの減少が懸念

・多様な主体によるみどりの活動

公園アドプト数の増加（+64 団体）

⇒【課題】高齢化などによる活動の縮小が懸念
など

社会情勢

・人口減少、少子高齢化社会の進行

⇒【課題】コミュニティ希薄化の進行、担い手の確保が困難

・ライフスタイル、価値観の多様化

⇒【課題】みどりを活用した QOL 向上や市民ニーズに応じた活用の検討が必要

・社会インフラの老朽化

⇒【課題】将来的に維持可能な仕組みが必要

・災害、気候変動、生物多様性保全などの問題

⇒【課題】解決に寄与できるみどりの整備や確保が必要
など

国の方向性

- ・緑とオープンスペースが持つ多機能性を都市や地域のために発揮させる。
- ・自然環境が有する多様な機能を積極的に活用し、持続可能で魅力ある都市の形成を目指す。など

市民意識

- ・みどりの質を向上させることが必要。
- ・みどりの持つ心理的効果に高い需要。
- ・みどりの満足度向上のためには公園の設置や整備、道路・駅周辺の緑化が必要。など

基本方針

質の向上

- ・確保されたみどりの適正な管理や整備を通じて、みどりの機能の
- ・みどりを適正に利活用することによって都市の価値や市民の QOL

量の確保

- ・みどりの量を確保し良好な自然環境を増やすことで、気温上昇の
- ・みどりと調和した八王子らしい暮らしのため、本市特有の都市景観

パートナーづくり

- ・市民全体でみどりの価値を共有し、みどりの活動のすそ野を広げる
- ・子どもたちのみどりへの関わりやふれあう機会を確保し健全な発育



計画改定の基本的な考え方

みどりとみどりに関わる活動を「地域の資産」と捉え、みどりと調和したまちを目指す

- これまでの取組により保全・創出されたみどりを維持し、さらに向上させるための活用を推進します。活用にあたっては「防災性が向上する」、「景観が良くなる」、「地域のコミュニティが活性化する」など、市にとって重要な課題の解決や市民の豊かな暮らしにみどりが貢献できるよう施策を展開します。
- みどりは生活に潤いをもたらし、生物多様性の保全に必要不可欠であるなど都市において貴重な存在です。今後もみどりの創出や保全を通じて自然豊かな都市環境の形成を目指します。みどりの新たな整備や保全にあたっては、みどりの活用などを考慮しながら進めます。
- これまでも公園や道路、樹林地など多くのみどりにおいて、市民や事業者などとの協働による良好な環境が形成されてきました。みどりの活用や保全の取組のさらなる推進には、今まで以上に多様な主体との連携が必要となります。そのため、市民や事業者などとみどりと関わり合いを創出し、協働のすそ野を広げる取組を推進します。
- 次世代へみどりを継続するためには、子どもたちがみどりの大切さを知ることが重要です。多様な自然環境を有する本市は環境教育、学習の場に適しているため、様々なみどりを活用した環境教育の機会を創出します。
- 限られた財源での効率的な活用や保全を進めるため、様々な手法の検討や実施を目指します。
- これら取組を人口動態やみどりの特徴など地域の特性に応じて推進します。

効果的な発揮や新たな機能の付加によるみどりの質の向上を図る。
向上を目指す。

抑制、生物の生息生育の場の提供など環境に配慮した社会の形成に貢献する。
や自然的環境を保全、創出する。

ことで、多様なパートナーによる主体的なみどりの活動を推進する。
に寄与するとともに、次世代の担い手として環境に対する興味関心を高める。



第3章

基本計画

1 基本理念.....	30
2 みどりの将来像.....	31
3 基本方針.....	34
4 計画の目標.....	35
5 施策の構成.....	36
6 施策の展開.....	37

みどりの機能を活かし、市民・事業者・行政の 協働により次世代に継承する

八王子に住み続けたいと思う市民のうち65%以上が「緑が多く自然に恵まれている」ことを理由にあげています。さらに都市の防災性の向上や地球温暖化防止、生物多様性の保全などみどりの持つ機能に対しての期待が高まっています。

このような機能を持つみどりは、八王子市の財産であり、新たに作り出すのは大変難しいものです。私たちは、この豊かなみどりを守り育てていかななくてはなりません。

そのためには、市民・事業者・行政のパートナーシップを築き、豊かなみどりを次世代に継承していく必要があります。

以上のことから、本計画の基本理念を「みどりの機能を活かし、市民・事業者・行政の協働により次世代に継承する」とします。



2 みどりの将来像

自然とまちと人を結ぶ 『みどりの環境調和都市』

みどりは、多くの人々にやすらぎを与え、うるおいをもたらすだけでなく、生物多様性の保全や健全な水循環の構築、都市の防災性向上、地球温暖化の防止など多様な機能を持っています。

このようなみどりが持つ多様な機能と、市街地から山地に至る本市の様々なみどりを市民一人ひとりの共有財産として認識しながら、日ごろからみどりとふれあうことができる自然と暮らしが調和したまちの実現を目指します。

そのため、本計画では、みどりの将来像を「自然とまちと人を結ぶ『みどりの環境調和都市』」とします。

望まれる市民の姿

- 多様な世代がみどりとふれあい、新たな交流や余暇活動が生まれています。
- みどりが多くの市民の手によって支えられています。



みどりの将来像

エリアの区分

- ：山地
- ：丘陵地
- ：市街地

みどりの軸

- ：水辺の軸
- ：みどりの軸
- ：みどりの環

みどりの拠点

- ：公園・緑地（市）
- ：公園・緑地（都）
- ：樹林・里山
- 河川
- 6 地域区分





※みどりの創出や保全是長期的な取組によって実現可能となるため、計画期間にとらわれず長期的な視点から将来像を示しています。

3 基本方針

基本理念や将来像を踏まえ、次の基本方針に沿って、みどりの活用・創出・保全などに関する施策を展開していきます。

質の向上

基本方針Ⅰ

みどりの活用により多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくり

市民の豊かな暮らしや社会的課題に対応するため、みどりの活用や創出を図ります。活用や創出にあたっては、みどりの機能を通じて、まちの魅力向上や安全で快適な暮らしの実現などに貢献する取組を推進します。また、多彩なみどりの機能を発揮させることによって、みどりの価値を高めていきます。



量の確保

基本方針Ⅱ

みどりの確保による豊かな自然環境との共生



本市特有の貴重なみどりを将来に継承するため、減少しつつあるみどりの保全を図ります。特に、みどりのネットワークとして地理的に重要なみどりや多くの機能が発揮できるみどりは、拠点として重点的な保全を推進します。これらの取組により、みどりと調和したまちを目指します。

パートナーづくり

基本方針Ⅲ

幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承

みどりの価値を高め、みどりと調和したまちの形成を推進するため、幅広い主体と一体となってみどりの活用や保安全管理を図ります。そのために人材の育成やさらなる連携強化に取り組みます。また、子どもがみどりにふれあい、楽しみながらみどりの大切さを知る機会を創出します。



4 計画の目標

本計画では様々なみどりの保全活用による環境調和都市の実現を目指しています。このことから、多様な機能を発揮するみどりの量的な維持を図るため、計画全体にかかる目標を次のとおり設定します。

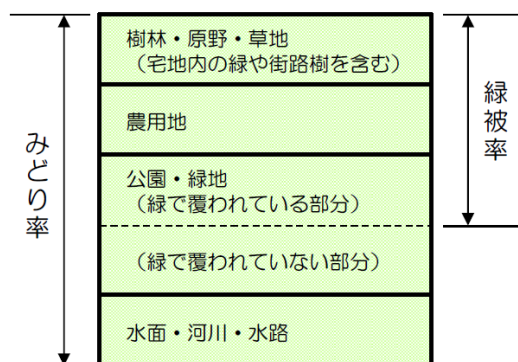
① みどりの総量

維持する

公園や特別緑地保全地区などにより確保したみどりは増えているものの、全体では減少傾向にあります。現在のみどりの水準を確保しながら、まちづくりの機会を捉えてみどりを創出・活用することで、みどりと調和したまちの実現を目指します。

(判断指標)

- ・緑被率^{※1}：58.4%（2017年）
- ・みどり率^{※2}：66.3%（2018年）
- ・保全の対象としたみどりの面積^{※3}：1,095.3ha（2018年）



※1 緑被率

ある区域において、樹林や草地、芝などの緑に覆われた面積の割合。

※2 みどり率

緑被率に「公園内で樹林等の緑で覆われていない面積の割合」と「河川等の水面の占める割合」を加えたもの。
（みどりの新戦略ガイドライン 東京都）

※3 対象

特別緑地保全地区、斜面緑地保全区域、緑地保護地区
東京都保全地域、都市公園（市立・都立公園）、生産緑地地区

図. 緑被率とみどり率の関係
（東京が新たに進めるみどりの取組 令和元年）

② 市民一人あたりの都市公園面積

現状値
(平成 31(2019)年 3 月)

12.2 m²/人



目標値

12.5 m²/人以上

市民一人あたりの都市公園面積[※]については、八王子市都市公園条例に基づき、12.5 m²を目指します。

※一人あたりの都市公園面積 = 都市公園（市立・都立公園）面積 ÷ 人口



5 施策の体系

本計画の施策体系は、3つの基本方針、10の施策方針、27の施策展開で構成しています。

基本方針	施策方針	施策の展開
I みどりの活用による多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくり	1. みどりを活かした都市の価値向上	① まちの核となる新たな集いの拠点づくり ㊦ P.30 ② 地域の魅力を高める公園・緑地づくり P.32
	2. みどりによる快適性の向上	① みどりによる魅せる空間づくり ㊦ P.33 ② まちなかの目に見えるみどりの創出 P.35
	3. みどりによる安心安全なまちの形成	① 都市防災に資するみどりの活用 P.36 ② みどりの管理水準の維持向上 P.36
	4. 多彩なみどりの整備と活用の促進	① 生物多様性に配慮したみどりの管理 P.38 ② 生産緑地地区の活用促進 P.39 ③ レクリエーションの場としてのみどりの活用 P.39
II みどりの確保による豊かな自然環境との共生	1. 多様な機能を備えた里山の保全と活用	① 上川の里特別緑地保全地区の維持と活用 ㊦ P.40 ② 東京都里山保全地域の維持と活用 P.42
	2. 保全の核となるまとまりのあるみどりの保全	① 特別緑地保全地区制度によるみどりの維持 P.43 ② 拠点となる樹林地の保全 P.43 ③ 高尾・陣場地域の保全推進 P.44
	3. 市民生活と調和した身近なみどりの保全と創出	① 民有樹林地の保全 P.45 ② 農地の保全 P.46 ③ 水辺地の保全 P.46 ④ 公園・緑地づくり P.47 ⑤ 多様な取組によるみどりの維持・創出 P.48
III 幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承	1. みどりと人を未来へつなぐ取組の推進	① 子どもにみどりの価値を継承する取組の推進 ㊦ P.49 ② みどりの活動を通じたコミュニティの形成 P.51
	2. 多様な主体によるみどりへの関わりの推進	① 多様な世代がみどりと関わる機会の創出 P.52 ② みどりを支える人材の育成と活用 P.53 ③ みどりの情報発信・普及啓発 P.53
	3. みどりを育む連携の強化	① 市民との連携推進 P.54 ② 広域・近隣自治体との連携促進 P.55 ③ 事業者・教育機関との連携促進 P.56

㊦：リーディング・プロジェクト（重点施策）



6 施策の展開

本市がみどりの将来像実現のために具体的に取り組んでいく事業を、施策の体系に沿ってまとめました。そのなかでも、本計画を先導する施策として重点的に取り組むべき施策は、「リーディング・プロジェクト」として設定しました。

これらの取組を通じて、「みどりの環境調和都市」実現を目指します。

I. みどりの活用により多彩なみどりの機能が発揮されたまちづくり

施策方針

1. みどりを活かした都市の価値向上

社会が成熟化し、みどりを一定程度確保した状況下において、これからはみどりを活かして本市の魅力や価値を高めていく必要があります。本施策では、市の顔となるような多機能性を備えた公園の創出や、民間活力によるみどりの利活用を通じて、まちのイメージを向上させる取組を推進します。

① まちの核となる新たな集いの拠点づくり

リーディング・プロジェクト①

目的

市内のみどりの量は地域によって大きな偏りがあり、みどりが少ない中央地域ではまとまりのあるみどりが必要となっています。特に中央地域では人口が集中しており、災害時の一時的な避難や支援活動などに活用できる防災拠点が必要不可欠です。さらに、今後の社会情勢や社会ニーズを鑑みると、地域コミュニティの更なる活性化やQOLの向上、サードプレイスの提供などに寄与する場も必要となります。

本施策では、八王子のシンボルとなるみどりの拠点の整備を通じて、まちの価値向上を図ります。

(参考) 一人あたりの都市公園面積の比較

中央地域	市域全体
2.3 m ² /人	12.2 m ² /人



利用イメージ
(八王子駅南口集いの拠点整備基本計画)

具体的な取組

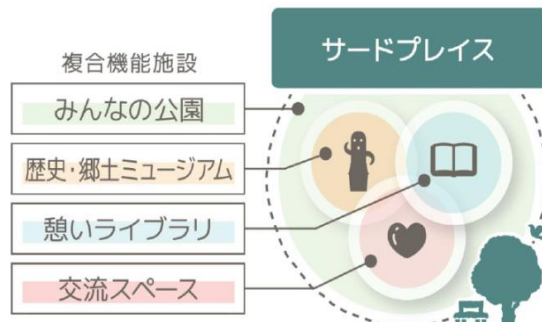
八王子駅南口集いの拠点の整備

中央地域の八王子駅南口に、学び・交流・防災の3つの機能を備えた利用・滞在を促す「サードプレイス」を実現するため、八王子医療刑務所跡地を活用し、公園、ミュージアム、ライブラリ、交流スペースが一体となった集いの拠点の整備を行います。

整備に際しては、災害時に重要となる空間の確保や防災用施設の整備などにより、都市防災機能の向上を図ります。また、施設には多摩産材などの使用を検討します。

集いの拠点は、ソフト面を重視しており、市民の参画や民間活力の導入など、効果的かつ効率的な運営体制を検討します。

なお、施策の実行に際しては「八王子駅南口集いの拠点整備基本計画（平成31年（2019年）3月）」など各計画に則ります。



導入機能の全体イメージ
（八王子駅南口集いの拠点整備基本計画）



図. 用地鳥瞰図及び利用イメージ（八王子駅南口集いの拠点整備基本計画）



② 地域の魅力を高める公園・緑地づくり

具体的な取組

地域の特徴を活かした公園づくり

質の高い公園空間を創出するために、地域を代表する拠点公園については、その地域特性を活かしながら魅力あふれる公園づくりを推進します。また、その他の公園についても地域の実情に応じた公園づくりに努めます。

ユニバーサルデザインの導入

誰もが気軽に利用できる公園を目指し、エントランスやトイレなどでユニバーサルデザインの検討や導入を行い、利用しやすい公園づくりに努めます。

民間活力の導入と有効活用

公園の柔軟な運営や民間のノウハウ導入を図るため、Park-PFI など様々な民間活力を使った手法を検討します。また、指定管理者やNPOなどとのさらなる連携や、自主事業の推進による公園サービスの向上を目指します。



上柚木公園



拠点公園の例

清水公園

コラム

『Park-PFI（公募設置管理制度）とは』

Park-PFI とは、公園の利便性向上のための施設（レストランやカフェなどの飲食店、売店など）設置と、その施設から発生する収益を財源として、一般の公園利用者が利用できる施設（周辺の園路や広場など）の整備・改修を一体的に行う民間事業者を公募によって選定する制度です。

都市公園に民間の投資を誘導することで都市公園の質の向上や公園利用者の利便性の向上を図ることが期待できます。



Park-PFI イメージ図

（都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン）

2. みどりによる快適性の向上

2. みどりによる快適性の向上

まちに新たなみどりを創出することで、都市の冷却効果や美しい景観の形成が期待されます。ただし、単にみどりを増やせば良いわけではなく、人の目にふれるみどり（緑視）を増やすことが大切です。本施策ではまちなかにみどりを創出するとともに、全国都市緑化はちおうじフェアで向上した市民の緑化意識を活かした施策により、きれいで快適な地域づくりを進めます。

① みどりによる魅せる空間づくり

リーディング・プロジェクト②

目的

平成 29 年（2017 年）に開催された第 34 回全国都市緑化はちおうじフェアでは、多くの市民ボランティアとの連携により、市内各地で花壇づくりを行いました。さらに、市の玄関口である JR 八王子駅前では、市民ボランティアによって駅前空間を花で彩る花壇づくりが継続的に行われていきます。これら市民協働の取組が今後も継続的な活動となり、全市的に活動の輪が広がるように人材を育成、支援していく必要があります。

また、市民アンケートではみどりに対して季節感を与え、美しいまちなみやきれいな景色の形成などの役割に高い需要があることがわかりました。

本施策では今まで培ってきた市民との協働を継続・発展させる取組を行い、花を育てることによるまちなかの景観形成や地域コミュニティの醸成を目指し、花壇と人に着目した施策を展開します。



具体的な取組

市民主体によるまちなか緑化事業の推進

・グリーンパートナー養成講座の実施

専門家による市民へのガーデニング講座を通して専門的な知識を持った人材を育成し、地域モデル花壇やコミュニティ花壇へ人材を供給していきます。また、講座の実習でデザインした花壇は質の高いまちなかの景観形成のモデルとして活用します。



専門家の指導による花壇づくり



景観形成のモデルとなる花壇（富士森公園）

・地域モデル花壇支援事業の推進

全国都市緑化はちおうじフェアでは、市民ボランティアが専門家の指導のもと、各地域で特色のある花壇づくりを行いました。これらの花壇を地域のモデル花壇と位置づけ、各地域での花壇づくりの参考となり、地域の特色や土地柄に合う植物を取り入れながら、質の高い花壇を維持できるように支援します。また、活動による地域のコミュニティ醸成を図ります。



中央地区（JR八王子駅前）



北部地区（道の駅八王子滝山）



西部地区（小田野中央公園）



西南部地区（横川町住宅）



東南部地区（片倉つどいの森）



東部地区（南大沢駅前）

・コミュニティ花壇創出事業の推進

市民が主体的に花壇づくりを行える環境を整え、まちなか緑化の活動を広げることにより、まちの魅力を高め、地域のコミュニティ醸成を図ります。

施策方針

3. みどりによる安心安全なまちの形成

みどりやオープンスペースは災害時の避難スペースや火災の延焼遅延になるなど、都市にとって欠かせない多くの防災機能を備えています。このようなみどりの機能を活かして、安心安全なまちづくりのための整備を進めます。

また、誰もが安全で安心して過ごせる場となるように、みどりの適切な維持管理を推進します。

① 都市防災に資するみどりの活用

具体的な取組

オープンスペースにおける都市防災機能の充実

八王子駅南口集いの拠点など防災機能を備えた公園の整備や、既存公園の防災機能の強化を図るとともに、避難場所として主要幹線道路に近接するオープンスペースの機能保全や連携、延焼遅延効果の向上のための斜面緑地保全など、都市防災機能の強化に向けた取組を推進します。

農地の活用による防災機能の充実

農地は火災の延焼遅延や雨水の貯留など、都市防災に寄与します。そのため、農地の保全を進めるとともに防災兼用井戸の活用など、災害時の農地活用による都市防災の向上を図ります。

② みどりの管理水準の維持向上

具体的な取組

長寿命化の推進

公園を安全に利用し続けることができるように、「八王子市公園施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型の維持管理による計画的な公園の改修、修繕を推進します。また、長寿命化計画の更新によって継続的な管理を進めます。

公園や緑地の安全対策

これまで公園や緑地の適正な管理や、防犯カメラの設置などによる安全対策を実施してきました。引き続き、誰もが安心して利用できるみどりの空間形成に努めるとともに、斜面地の対策について検討しながら安全性の確保を目指します。

街路樹の適正管理

まちの中で季節の変化を感じさせ、災害時の延焼遅延など多様な機能をもつ街路樹については、健全性確保のための維持管理に努めます。



『身近なみどりの安全管理 - 災害への備え-』

本市は高度経済成長期以降、東京のベッドタウンとして急速に市街地を拡大してきましたが、現在でも自然に恵まれ、周辺の山地や丘陵地だけでなく、まちなかにも宅地開発を免れた樹林地がたくさん残されています。

しかしながら、このような市街地に残る身近なみどり（樹林地）の多くは、土地活用が難しい勾配の急な斜面地にあり、大雨による崖崩れや流木、台風や大雪による倒木など近隣宅地への自然災害の原因となりかねないリスクを抱えています。

一方、市街地の樹林地は火災の延焼遅延や雨水を貯留し、川の流量を安定させる水源かん養など防災・減災面でのメリットをはじめ、都市の冷却化や身近な景観を形成するなど地域にとって様々な価値を生み出し、私たちの生活をより豊かなものとしています。

このような身近なみどりのリスクを低減させながら、価値を引き出すためには、持続的な管理が欠かせません。また、みどりの管理を地域の方々が日ごろから実施することで、コミュニティの活性化に繋がり、倒木の兆候など樹林地の変化にいち早く気付くことができます。



市民ボランティアによる保全活動



施策方針

4. 多彩なみどりの整備と活用の促進

市内の多様なみどりは、その特性に応じた適切な管理や活用によって、生物多様性の保全やレクリエーションなどの様々な機能を発揮することができます。本施策ではみどりの積極的な管理・活用により、みどりの質の向上を図ります。

① 生物多様性に配慮したみどりの管理

具体的な取組

生態系に配慮したみどりの維持管理

本市には、里山や公園、湧水地など多様なみどりが存在し、多くの生きものの生息・生育環境となっています。そのため、各みどりの状況に応じて生物多様性に配慮した管理手法の検討や実施を進めることにより、生きものと共生した空間形成に努めます。

みどりのネットワーク形成の促進

大きなみどりの軸となる河川や道路の街路樹に加え、沿道部の緑化推進などによる身近なみどりの軸の形成を目指すことで、みどりのネットワーク形成を図ります。

外来種対策

外来種の影響について周知啓発に努めるとともに、必要に応じて外来種の駆除を検討し、市民と連携した駆除作業などによる生物多様性の保全を進めます。

生態系に配慮した植栽の推進

東京都との連携のもと、植栽面積や周辺環境を考慮したうえで「江戸のみどり登録緑地」や「在来種選定ガイドライン」などを用いた、生物多様性の視点を持った植栽を推進します。



特定外来生物に指定されている
クビアカツヤカミキリ

※クビアカツヤカミキリ

本来は中国や台湾、ベトナム北部などに生息するカミキリムシですが、2012年に愛知県で確認されて以来、日本各地で見つかりはじめました。

幼虫が樹木に寄生し、内部を食い荒らすことで、樹木を弱らせ、枯死させてしまいます。サクラ、ウメ、モモなどに寄生するため、果樹や生態系への影響だけでなく、被害が拡大するとお花見にも影響を及ぼす恐れがあります。

郡内でも2015年に福生市とあきる野市で初めて被害が確認されており、繁殖力が強いことから早期発見、早期駆除が重要です。

② 生産緑地地区の活用促進

具体的な取組

新たな制度を活用した農地の活用促進

生産緑地地区は、市街化区域内の貴重なオープンスペースです。平成 29 年（2017 年）の生産緑地法などの改正により、生産緑地地区内に農家レストランや直売所などの設置が新たに可能となったことから、それらの緩和制度導入による農地の活用を促進します。

③ レクリエーションの場としてのみどりの活用

具体的な取組

レクリエーションとしてのみどりの活用促進

身近な遊びやスポーツの場としての公園の利用、関係機関と連携した高尾山周辺の水辺整備や八王子城跡の維持管理などを通じて、レクリエーションの場としてのみどりの活用を促進します。また、みどりをより利用しやすくなるように湧水めぐりマップなどを活用します。



八王子城跡



湧水めぐりの案内看板



新緑の高尾山



Ⅱ. みどりの確保による豊かな自然環境との共生

施 策 方 針

1. 多様な機能を備えた里山の保全と活用

里山は、その特有の環境から大気浄化や水源かん養、レクリエーションなど多様な機能を有しています。また、生物多様性が豊かであることから、エコロジカルネットワークの中核地区としても重要な存在です。本市には特別緑地保全地区に指定している「上川の里」や東京都条例で指定される「里山保全地域」などの里山があります。本施策では市を代表する自然的・文化的景観である里山を「保全と活用のシンボル」とした施策を展開します。

① 上川の里特別緑地保全地区の維持と活用

リーディング・プロジェクト③

目的

本市の上川町に位置する上川の里特別緑地保全地区（以下、上川の里）は、良好な里山環境が残る都内でも有数の場所です。この環境は景観的要素のほか、生物多様性の保全や里山環境に親しむ場など重要な機能が多く備わっています。

そのため、多様な機能を将来に継承するとともに、保全や活用の場としてモデルとなる先進的な取組を行っていくため、本施策では、上川の里を「保全と活用のシンボル」として位置づけ、様々な手法による良好な里山環境の保全と活用を推進します。



貴重な里山環境が残る上川の里



小学校と地域住民の連携による子どもの稲刈り体験

具体的な取組

保全と活用の推進

上川の里を良好な里山として将来に継承するため、上川の里に関わる地域住民やNPO、学識経験者、行政などが協働して『「上川の里」保全と活用の方針』を新たに策定し、この方針に基づき、里山環境の適切な保全と様々な活用を推進します。

また、作成した方針については、地域住民などと話し合いながら、管理や利用実態に応じて見直しを行い、里山の保全と活用をテーマに市民活動の拠点を目指します。



里山景観の保全

特別緑地保全地区への指定拡大

上川の里と隣接する良好な自然環境を有する緑地については、「特別緑地保全地区」への指定を検討し、上川の里とのつながりのあるみどりを保全します。

多様な主体と連携した保全と活用の推進

現在、上川の里の維持管理や利活用には、地域住民やNPOなど様々な主体が関わっています。今後は事業者の参加など、さらなる協働の拡大を目指し、市民、NPO、事業者、行政など多様な主体による協働の取組を推進します。

特に、上川の里の価値向上と活性化を目指し、子どもたちが里山にふれて学べる環境教育・環境学習の場、事業者によるCSR・CSV活動の場などでの活用を重点的に推進します。また、それら活動を地域住民と協力しながら実施して地域コミュニティの醸成を図るとともに、自然と人がふれあう場としての魅力を高めていきます。



豊かな環境を活かした環境学習



事業者のCSR活動による里山管理活動



② 東京都里山保全地域の維持と活用

具体的な取組

東京都との連携による保全管理

東京都が良好な自然環境の継承のために指定している里山保全地域について、東京都との連携のもと適正な維持管理や活用を推進します。

多様な主体による保全活動の支援

地域住民やNPOによる主体的な活動を支援し、連携を強化することによって、さらなる里山の保全管理を推進します。

環境学習の場としての活用

普段接することの少ない里山環境の大切さを認知してもらうために、市民が里山にふれ、学ぶことができる場として活用します。特に子どもを対象にした環境学習の拠点としての活用を推進します。



八王子堀之内里山保全地域



八王子滝山里山保全地域



里山保全地域での子ども向けの環境学習

施 策 方 針

2. 保全の核となるまとまりのあるみどりの保全

まとまった樹林地は本市の豊かな自然環境のイメージをつくるとともに、雨水を浸透・貯留させる水源かん養など多様な機能を持っています。本施策では、みどりを将来に継承していくうえで核となる貴重な樹林地が維持されるための取組を推進します。

① 特別緑地保全地区制度によるみどりの維持

具体的な取組

新規指定の検討

建築等の行為制限などによりみどりが現状凍結的に保全される特別緑地保全地区は、二酸化炭素の吸収源や水源かん養機能など社会基盤となる機能を永続的に担保できる重要な樹林地です。こうした機能を維持していくため、都市の歴史的・文化的価値を有する緑地や生きものの生息空間として特に保全すべき緑地などについては、特別緑地保全地区への新規指定を検討します。

取得地の維持管理

公有地として取得した特別緑地保全地区である上川の里特別緑地保全地区、金比羅特別緑地保全地区及び七国・相原特別緑地保全地区について、緑地の特性や目的に応じて、緑地の保全を図ります。

② 拠点となる樹林地の保全

具体的な取組

東京都緑地保全地域の適正管理

市内にある12か所の緑地保全地域は、まとまりのある緑地で、都市環境の維持や良好な景観形成など多くの公益的機能を有しています。今後、東京都とのさらなる連携のもと、適正な管理と保全を推進します。

協働による樹林地保全の促進

東京都緑地保全地域では、様々な活動団体との協働により保全や管理活動が行われています。今後も管理や活用に関して、これまでの取組を継続するとともに、東京都との連携のもとNPOや事業者など多様な主体とのさらなる協働の強化を目指します。

東京都と連携した保全の推進

市内には4か所の都立自然公園と2か所の近郊緑地保全区域があり、丘陵地や山地の樹林地保全に寄与しています。そのため、今後もみどりの継承のため東京都と連携した保全の推進に努めます。

また、東京都と市区町村が合同で策定する「緑確保の総合的な方針」に基づき、緑地の確保に努めます。



③ 高尾・陣場地域の保全推進

具体的な取組

高尾・陣場ビジョンに基づく保全の推進

明治の森高尾国定公園及び都立高尾陣場自然公園エリアは豊かな自然環境を有していると同時に多くの人々に利活用される都内でも代表的なみどりです。そのため高尾・陣場地区の自然環境の保全と利用の両立を目指し、東京都主導のもと平成30年（2018年）に「高尾・陣場地区自然公園管理運営計画～高尾・陣場ビジョン～」が策定されました。本市においても東京都及び関係団体と連携した本ビジョンに基づく、保全と活用を推進します。



高尾山から望む富士山



施 策 方 針

3. 市民生活と調和した身近なみどりの保全と創出

本市は樹林、農地、河川、公園など多様なみどりがまちの至る所に存在しています。それによりまちとみどりが調和し、市民がみどりによる恩恵を受けられる環境となっています。本施策では、身近なみどりの保全や創出を推進し、まちとみどりが調和した環境の実現を目指します。

① 民有樹林地の保全

具体的な取組

斜面緑地保全区域、緑地保護地区による緑地の保全

まちなかに残る樹林地や主に西部地域に広がる山々は、身近な生活圏の景観あるいは市街地の背景を形成する重要な景観要素として、我々の生活にうるおいを与えてくれます。また、動植物の生息地となるほか、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収や、雨水を蓄えることで急激な増水を抑え土砂災害を防止するなど、多面的な機能を有しています。

これらのみどりについては、引き続き斜面緑地保全区域（市街化区域内）や緑地保護地区（市街化調整区域）の制度を活用し、緑地の保全と土地所有者等への支援を進めます。

新たな支援制度の活用と検討

民有樹林地では、所有者の高齢化などにより維持管理が困難となり、樹林地が荒廃するケースも発生しています。樹林地を維持し、景観形成や火災の延焼遅延などの機能を発揮させるためには適切な維持管理が不可欠です。そのため斜面緑地保全区域や緑地保護地区を対象に、里山サポーター制度や学生ボランティアと連携した管理事業など、協働による支援を目指します。

保全団体と連携した管理

NPOなどの保全団体により保全活動が行われ、良好な環境が維持されている樹林地については、引き続き保全団体と連携した樹林地管理を行います。



市街地に残された貴重な樹林地



学生による樹林地の管理ボランティア



② 農地の保全

具体的な取組

生産緑地地区の保全

生産緑地地区は農産物の供給だけでなく、火災の延焼遅延など重要なオープンスペースとしての機能も発揮します。生産緑地地区の保全を推進するため、所有者の意向を踏まえつつ、生産緑地地区の新規指定や再指定を行います。また、現在、生産緑地地区として指定されている農地については、周知啓発などによって特定生産緑地への移行を進めます。

農地の貸借促進

遊休農地と担い手をマッチングさせ遊休農地の解消を図る農地バンク制度により、貸借を推進してきました。今後も引き続き、制度を維持するとともに周知啓発による貸借の促進を図ります。また、都市農地貸借法により可能となった生産緑地地区の貸借制度の運用による農地の保全を推進します。

地産地消の推進

農地の継続した保全のため、道の駅八王子滝山を発信拠点とした地産地消の推進などを行い、安定的な営農環境の形成に努めます。

コラム

『都市農地の位置づけの変化』

これまで都市農地は「宅地化すべきもの」とされてきました。しかし、消費者に近い場所での新鮮な農産物の供給や、災害時に備えたオープンスペースの確保、都市における潤いや安らぎの提供など都市農地の価値の高まりから、国は都市農業振興基本計画において、都市農地を「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと位置づけを大きく転換しました。



地産地消の発信拠点となる道の駅八王子滝山

③ 水辺地の保全

具体的な取組

湧水地の整備

八王子市水循環計画に基づき、湧水を活かした整備などによる湧水のネットワークづくりを推進してきました。今後も整備した湧水地について、適正な維持管理や外来種駆除などによる取組を行うとともに、湧水地の整備を継続します。

水質の保全

貴重な水環境である水辺地を保全するため、河川水質のモニタリングや水生生物の調査を通じて適正な水環境の保全を目指します。

④ 公園・緑地づくり

具体的な取組

「都市計画公園・緑地の整備方針」の推進

東京都と市区町村が合同で作成する「都市計画公園・緑地の整備方針」に基づき、自然と共生する都市の形成や、まちの防災性の向上などの機能を備えた公園の整備を行い、一人あたりの公園面積の向上を目指します。

石川東公園

七国公園

富士森公園

片倉城跡公園

ひよどり緑地

天合峰公園

明神町広田公園

宅地開発時におけるみどりの創出

都市計画事業や大規模開発の際に緑地や公園の設置を進めることにより、みどりの保全や創出を図り、みどりと調和した都市の形成に努めます。



⑤ 多様な取組によるみどりの維持・創出

具体的な取組

公共施設の緑化推進

多くの市民が日常的に接する学校などの公共施設は、緑化条例に基づく緑化や苗木供給事業の活用などにより緑化を推進します。

風致地区制度による景観の維持

「多摩陵風致地区」については、開発等における建築規制や緑化の誘導により、周辺の良好な景観と一体となった地域の形成を推進します。

保全すべき緑地の明確化

限られた財源で効果的なみどりの保全を推進するため、地域住民の意見などをもとに保全すべきみどりの選定を目指します。

みどりの資源循環の推進

みどりを継続的に維持していくためには、みどりの資源化による資源循環が必要です。そのため、多摩産材の利用促進や木質ペレットストーブの導入、せん定枝の木質バイオマスボイラーなどへの利用による有効活用を図ります。

歴史と結びついたみどりの保全

歴史・文化的に重要であり、地域の歴史を把握する上で大切な「天然記念物」に指定されている樹木の保全を図ります。

みどりの保全基金の有効活用

緑地の保全や緑化の推進を積極的に推進するために、「八王子市みどりの保全基金」を適切に活用するとともに、基金の充実を図ります。



北野清掃工場内に設置されている
木質バイオマスボイラー



天然記念物
(大塚神明社のイチョウ)

Ⅲ. 幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承

施 策 方 針

1. みどりと人を未来へつなぐ取組の推進

みどりの保全や創出は、長い期間の継続的な取組によって実現が可能となります。そのためには次世代を担う子どもたちの育成や、活動の主体となる地域コミュニティの継続が重要です。本施策では市の特徴である多様なみどりを活用して、子どもの健全な育成や地域コミュニティの醸成を推進します。

① 子どもにみどりの価値を継承する取組の推進

リーディング・プロジェクト④

目的

本市の豊かなみどりを将来に継承するためには、次世代を担う子どもたちにみどりがかけがえのないものであるとの認識を持ってもらう必要があります。そのためには、みどりにふれる機会を創出し、みどりの大切さや面白さを知り、親しみを持ってもらうことが大切です。

また、これからの持続可能な社会の構築に向けても子どもたちへのみどりに関する教育・学習の重要性はますます高まってくると考えられます。

本施策では少子化の進行が予測されるため、子どもに目を向け、環境教育・環境学習を通じた子どもの健全な育成や持続可能な社会のための担い手づくりを目指します。



自然とふれあう体験型の環境学習



具体的な取組

体験を重視した環境教育・環境学習の推進

本市は森林、河川、里山、田畑など様々な自然環境がありますが、子どもたちは普段の生活でふれる機会が少なくなっています。子どもの健全な育成に寄与し、みどりに対する理解を深めるため、本市の多様な自然環境で五感を使って学ぶ環境教育、環境学習やプレーパーク事業などの充実に取り組みます。

環境教育・環境学習推進のための支援

学校の授業などで環境に関する学習を促進するため、「はちおうじこども環境白書」などの環境副読本の発行・活用を行います。また、教員などへは「環境教育プログラムガイドブック」を用いた環境教育活動の周知啓発を行います。

また、総合的な学習の時間を利用して、環境市民会議の協力のもと実施している環境教育支援事業についても引き続き推進します。

多様な主体と連携した環境教育の充実化

子どもたちの自然環境の機会を拡充するためには、民間事業者やNPO、市民の活躍も期待されます。現在市内では、多くの主体により様々な自然体験学習が行われていますが、今後もさらなる連携のもと、子どもたちが自然体験する機会の充実化を目指します。

環境教育推進のための新たな仕組みの構築

幼児期から学童期に多くの自然にふれる機会を作ることが、環境に対する理解を深めるためには重要です。そのため幼稚園、保育園、児童館、放課後子ども教室など、子どもに関わる部署や機関との連携・協力をしながら、新たな仕組みの検討やモデル事業の実施などによりプログラムの充実化や環境教育推進のための体制を構築します。

コラム

『効果的な環境教育の推進のために』

環境教育とは、「環境と社会、経済及び文化とのつながり、その他環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習（環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律）」と定義されていますが、本計画では、自然の中での“体験”や“遊び”も含めた「環境教育・環境学習」としています。

みどりについて理解を深めるためには、明確な学びの目的がある“教育”とともに、遠足のような自然の中での実体験を通じて学ぶという観点も重要と考えられます。さらに、子どもたちが自然の中で創造力を働かせて遊ぶことも、自然に対する興味や関心を引き出すうえで大切です。

また、環境教育・環境学習に子どもとその保護者が一緒に参加することで、自然とふれあう機会が少なかった親世代も自然を知る機会となります。

このように、体験や遊びを重視した環境教育・環境学習や親子での参加により、より良い環境教育・環境学習を目指します。



② みどりの活動を通じたコミュニティの形成

具体的な取組

まちなかのみどりを活用したコミュニティ形成の促進

人口は多いもののコミュニティの希薄な市街地では、新たなつながりの促進を目指し、市民による花壇づくり活動やアドプト活動など身近なみどりを生かした活動を、世代を越えた地域の交流のために活用します。また、未利用地についてはみどりの創出とコミュニティの形成拠点となるよう、市民緑地認定制度の活用を検討します。

郊外部のみどりを活用したコミュニティ形成の促進

郊外部では地域のつながりが比較的強いものの、人口減少などにより地域コミュニティの維持が困難になると予測されます。これら地域では、「上川の里」に代表される地域住民による維持管理活動や環境学習の支援活動、住民主体による沿道集落のまちづくりなど、地域の特徴あるみどりを活用したコミュニティの強化を目指します。

コラム

『緑地を利用した学生主体による地域コミュニティ形成』

東京都立大学（首都大学東京）南大沢キャンパス内の松木日向緑地では、里山荒廃による生態系への悪影響、少子高齢化に伴うコミュニティの希薄化、自然利用の文化伝承の断絶など、様々な社会的課題の解決を目的に、学生が主体となった緑地の整備活動が行われています。

この活動では、緑地を「学生のコミュニティ学習の場」や「多世代間交流の場」として位置づけており、大学・学生・地域住民が協働で活動に取り組んでいます。特に地域の子どもたちを核とした多世代間交流によるコミュニティ形成を目指し、子ども向けの自然体験活動が活発に行われています。

大学生がつなぎ役となる地域に根付いた活動が、緑地をフィールドとして行われることで、地域の豊かなコミュニティの形成に寄与しています。



子どもの竹林伐採体験



伐採した竹を利用した水鉄砲遊び



施策方針

2. 多様な主体によるみどりへの関わりの推進

現在の地域社会が抱えるみどりの課題は多岐にわたっており、行政だけでの対応が難しくなっています。このことから、地域の多様な主体が相互に補完し、協力し合いながら課題の解決を図ることが必要です。本施策では、新たな担い手となる人材育成や、多くの人がみどりと関わるきっかけ作りによって、協働のすそ野を広げる取組を推進します。

① 多様な世代がみどりと関わる機会の創出

具体的な取組

みどりと身近な関わりの推進

まちなか緑化事業や市民農園などにより、生活に身近な環境で気軽にみどりにふれあえるきっかけ作りを行います。また、それら活動を通じて市民のQOLの向上を目指します。

みどりを生かしたイベントの実施

多くの市民が日ごろからみどりの機能や重要性を感じられるよう、みどりを活用した講習会や観察会などを開催し、みどりに親しむ機会をつくります。



まちなか緑化事業による花壇づくり



市民農園



ガーデニング講座の実施

② みどりを支える人材の育成と活用

具体的な取組

人材の育成推進

みどりに関わる活動を行うためには、必要な技術や専門的な知識の習得が重要です。そのため人材育成のための様々な取組を展開し、本市の多様なみどりで活躍できる担い手の育成を進めます。

担い手への支援

担い手の活動を効果的に展開するため、活動の場のマッチングや団体間のネットワークづくりを支援することで、活動の輪のさらなる広がりを目指します。

表. 人材育成の取組例

項目	内容
環境学習リーダー養成講座	緑地の管理実習など環境に関わる全般的な知識を学び、地域の環境市民会議の活動を支援する人材育成を図ります。受講者は、総合的な学習の時間を利用した環境教育支援事業などへ参加しています。
里山サポーター養成講座	下草刈りや間伐、炭焼きなどの実技や緑地保全活動の実例を学び、里山が持続的に維持されるための基礎的な手法の習得を目指します。この講座により里山の再生を担う人材の発掘や育成を図っています。
グリーンパートナー養成講座	専門家による花壇づくりやメンテナンスなどガーデニングに関する講習や実習を通じて、地域のモデル花壇やコミュニティ花壇を維持・管理する人材を養成します。
はちおうじ農業塾	露地栽培を中心とした野菜づくりについて、専門家による実習や講義、市内農家によるアドバイスを受けながら、主要な野菜栽培の知識、技術の習得を目指します。卒業生は農家開設型農園の利用や農業支援団体へ参加しています。
庭木剪定講座（仮）	質の高いまちなかの景観を維持するために、生け垣を中心とした庭木の管理について知識と技術を学ぶ講座を通じて人材を育成します。

③ みどりの情報発信・普及啓発

具体的な取組

情報発信の推進

みどりの普及啓発や活用推進のため、広報、ホームページなど多くの媒体を用いた情報の発信と内容の充実に努めます。また、みどりの活動状況などをSNSにより素早く提供することで、活動への参加意欲向上を図るなど効果的な情報発信を進めます。さらに、みどりに関するマップの作成・活用などにより魅力あるみどりの普及啓発に努めます。



施 策 方 針

3. みどりを育む連携の強化

これまで本市では、多くの市民、事業者、NPOなどの協力のもと、みどりの管理や保全が行われてきました。より良い環境を将来に引き継ぐためには、この取組を継続的に推進する必要があります。本施策では行政と市民、事業者、NPOなどとの連携によるみどりの管理や活用を推進します。

① 市民との連携推進

具体的な取組

グリーンマッチング制度による樹林地の保全活動

緑地の管理が行き届かない所有者と保全活動を行いたい団体を結び付ける「グリーンマッチング八王子制度」により、荒廃したまちなかの樹林地の再生や質の高い樹林地の維持を図ります。

アドプト団体によるみどりの活動推進

公園や道路、水辺を地域の住民や事業者との協働で管理するアドプト活動を継続して実施します。今後も市民、事業者などと協働で取り組むため、より幅広い主体への周知啓発などにより、持続的なアドプト活動を推進します。

市民参加による公園づくり

公園の新設や更新時には遊具や広場の名前を募集するなど、市民がより公園への愛着を持ち、管理運営への住民参加を図る取組を進めます。

コラム

『市民主体によるみどりの保全活動』

地域に残る貴重な緑地や里山の保全には、地域住民の協力が欠かせません。本市では多くの市民団体やNPOが、主体的に緑地保全のために活動しています。

これらの活動では、定期的な緑地の手入れや生きものの保護などだけでなく、地域住民を招いた自然観察会の開催や、地元企業や東京都などと連携した保全活動の実施など地域の緑地の特性に応じた様々な活動が展開されています。



館町緑地保全地域での間伐作業



大谷緑地保全地域での植栽活動



宇津貫緑地での自然観察会



長池公園での稲刈り体験

② 広域・近隣自治体との連携促進

具体的な取組

みどりの保全・活用のための地域連携促進

樹林地や河川などのみどりは連続性があるため、保全や活用に関しては近隣自治体との連携が不可欠です。また、みどりに関わる課題は他自治体との共通点も多く、連携して取組むことでより効果的な施策を展開できます。そのため、近隣自治体や関係機関とみどりに対して共通意識を持ち、さらなる連携によって広域的なみどりの保全や活用を推進します。

コラム

『緑地の保全と活用のための広域連携』

多摩丘陵及び三浦丘陵は本市から三浦半島へ続く丘陵地帯で、首都圏に残る貴重なみどりで、しかし、民有緑地の管理不足など、みどりを取り巻く状況は厳しくなっており、この広域的なみどりを保全・活用していくためには、自治体を越えて連携した取組が不可欠です。

そのため本市を含む、多摩・三浦丘陵を抱える 13 自治体で「市民・企業・行政等の協働によって、広域的な緑や水系の保全・再生・創出・活用していくこと」を目的に、平成 18 年度から「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関わる広域連携会議」を設置しています。ここでは新たな保全の仕組みづくりやウォーキングイベントによる魅力発信など保全と活用に向けた自治体間連携を図っています。



様々なみどりを巡るウォーキングラリー

コラム

『流域連携による子どもたちの交流促進』

八王子市と日野市は、両市を流れる浅川を貴重な財産として、平成 23 年度から流域連携事業を進めてきました。

この連携事業の一つとして、浅川を活用した子どもたちの交流事業を実施しています。子どもたちが普段ふれる機会の少ない浅川の生きもの観察などを通じた自然体験学習によって、浅川に親しみ、大切さを知るきっかけとしながら、子どもたちの交流も図っています。



自然体験学習による子どもの交流促進



③ 事業者・教育機関との連携促進

具体的な取組

事業者との連携促進

みどりの保全や活用には、事業者の強みを活かした取組が必要です。また、近年ではCSR活動からさらに発展したCSV活動も注目されています。そのため積極的な情報提供などにより、主体的にみどりを保全・活用する事業者との効果的・効率的な連携を促進します。

教育機関との連携促進

現在、小学校や大学の授業などでみどりの活用や周知啓発を実施しています。今後もこの取組を継続するとともに、市内に21の大学などがある学園都市の特徴を活かして、大学ボランティアセンターなどとの連携した取組により、みどりの保全や活用を図ります。

コラム

【事業者による先進的な取組】

市内では様々な事業者により、持続可能な社会づくりや次世代育成のための積極的な活動が実施されています。

川町に位置する約27haの都有林では、セブン-イレブン記念財団の運営により、環境体験学習の拠点となる「高尾の森自然学校」が開校しています。ここでは東京都とセブン-イレブン記念財団との協定による協働事業として、継続的な森林の整備活動や自然観察会、自然体験学習が行われています。

元八王子町と裏高尾町に位置する約50haの山林では、佐川急便㈱の運営により、持続可能な里山の再生や保全を目指す「『高尾100年の森』プロジェクト」が行われています。ここでは、里山の再生事業や自然体験学習が継続的に行われており、「体験の機会の場」に都内で初めて認定されました。また、市との協働事業として、本市主催の里山体験学習なども開催されています。



高尾の森自然学校



高尾100年の森

第4章

地域別の方針

1 地域別の方針.....	65
2 中央地域.....	66
3 北部地域.....	70
4 西部地域.....	74
5 西南部地域.....	78
6 東南部地域.....	82
7 東部地域.....	86

1 地域別の方針

本市の基本構想・基本計画である「八王子ビジョン2022」では、市域を6つに区分し、それぞれの地域の個性をつなぎ、重ね合わせ、市民と行政の協働により八王子のまちづくりを行うことを基本方針としています。



図. 地域区分（都市づくりビジョン八王子 平成27年）

本章では、この6地域別の取組とそれにより向上するみどりの機能を示し、地域の特徴を活かした施策の展開を推進します。また、緑化重点地区を「市街化区域全域」と定めます。

なお、各地域別方針の関連施策については「基本方針Ⅲ パートナーづくり」は全市共通のものであることから、「基本方針Ⅰ 質の向上」、「基本方針Ⅱ 量の確保」に基づき示しています。なお、各地域の「みどりの現状と課題」に挙げられている「代表的なみどり」は、各地域の環境市民会議の皆様の見をもとに作成しました。

※みどりの機能凡例

- ：環境保全・改善
 ：都市防災向上
 ：レクリエーション
：景観形成・創出
 ：子育て・教育
 ：地域コミュニティ形成

2 中央地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

- 緑 被 率：9.3%
- 一人あたりの都市公園面積：2.30 m²/人
- 代 表 的 な み ど り：富士森公園、六本杉公園、浅川、甲州街道のイチョウ並木
- 地 域 の 特 徴

地域の中央を浅川が流れ、交通の要衝として発展した長い歴史を持つ商業地域を中心に、市街地が形成されています。これを包み込むように周辺地域の山地や丘陵地が連なり、みどりと山並みが市街地の背景となっています。

地域の代表的なみどりである富士森公園では、野球場やテニスコートなどが整備されており、市民が多様なスポーツを楽しむ環境が整っています。また、こども広場では大型遊具などが整備され、多くの子どもで賑わっています。

JR八王子駅前の花壇では、市民ボランティアによって花壇のデザインから日常管理まで継続的な活動が行われ、駅前空間を彩っています。



富士森公園のサクラ並木



市民ボランティアによる駅前の花壇づくり

●中央地域の土地利用

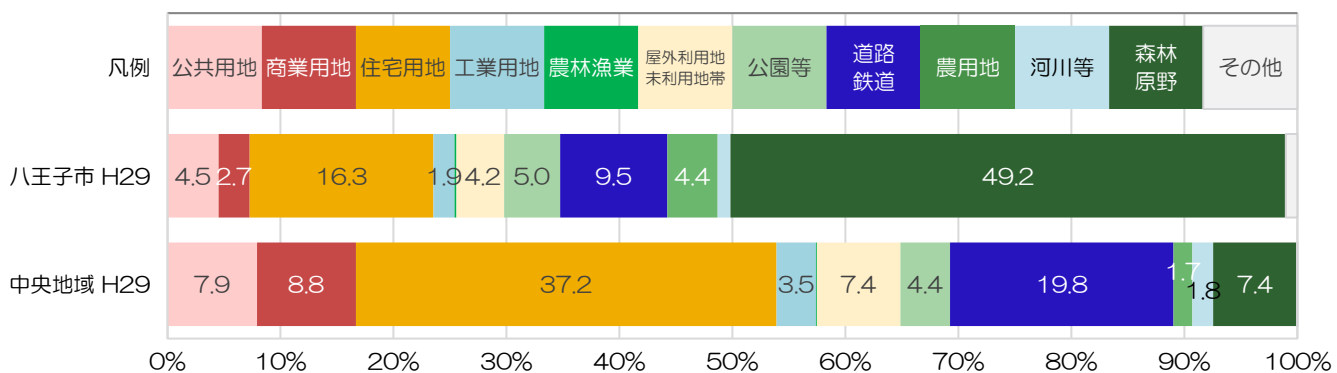


図. 中央地域の土地利用 (東京都土地利用現況調査より作成)



イ) 主な課題

- ・緑被率、1人当たりの公園面積ともに6地域内で最も少なく、身近な公園などのオープンスペースの整備が求められます。
- ・人口密集地である本地域では、災害時に避難や支援活動などに活用できる拠点が必要不可欠です。
- ・中心市街地においては緑視の向上や省エネルギーの観点などから、積極的なみどりの創出を行うことが必要です。
- ・みどりが少ない本地域において、河川は貴重なみどりで、そのため、河川の維持に努めるとともに、市民にみどりの価値を伝える場として活用することも必要です。

(2) 方針

① 拠点公園の整備や有効活用促進

実施主体：市、事業者

関連施策：リーディング・プロジェクト①

I-1-①、I-1-②、I-3-①、I-3-②、I-4-①

II-3-④

向上するみどりの機能：環境 防 緑 景 子 可

- ・富士森公園、八王子駅南口集いの拠点、明神町広田公園、ひよどり緑地を、多様な機能を有する地域の拠点公園として位置づけ、優先的な整備や有効利用を促進します。
- ・八王子駅南口集いの拠点では、まちの新たな活力や魅力の創出及び防災機能を備えたオープンスペース確保のための活用を進めると同時に、民間活力の導入と有効活用を検討します。

② 市街地における質の高いみどりの創出

実施主体：市、市民、事業者

関連施策：リーディング・プロジェクト②

I-2-①、I-2-②

向上するみどりの機能：環境 景 可

- ・建築や建替え等を契機として、条例による緑化義務や壁面緑化、みどりのカーテンなど様々な手法により、限られた空間を有効に活用しながら都市景観と調和した質の高いみどりの創出を図ります。
- ・グリーンパートナー養成講座と景観形成の見本となる花壇づくりを富士森公園で行います。また、JR八王子駅前のマルベリーとちの木デッキを地域のモデル花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを通じて、きれいな景観と地域コミュニティの醸成を目指します。



③ 樹林地の維持活動の推進

実 施 主 体：市、都、市民、事業者

関 連 施 策：Ⅰ-3-②、Ⅰ-4-①、Ⅱ-2-②

向上するみどりの機能：環境 景観 コミュニティ

- ・八王子暁町緑地保全地域では多様な主体によるみどりの維持活動を促進します。

④ 河川の保全や活用の促進

実 施 主 体：市、都、市民

関 連 施 策：リーディング・プロジェクト④

Ⅰ-3-①、Ⅰ-4-①、Ⅱ-3-③

向上するみどりの機能：環境 防災 景観 子ども

- ・浅川、川口川、南浅川は、災害時の延焼遮断などの多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全や活用を促進します。また、浅川を活用した子どもの交流事業など、環境教育での活用を推進します。



市民により管理されたJR八王子駅前花壇



子ども向け遊具が設置された富士森公園



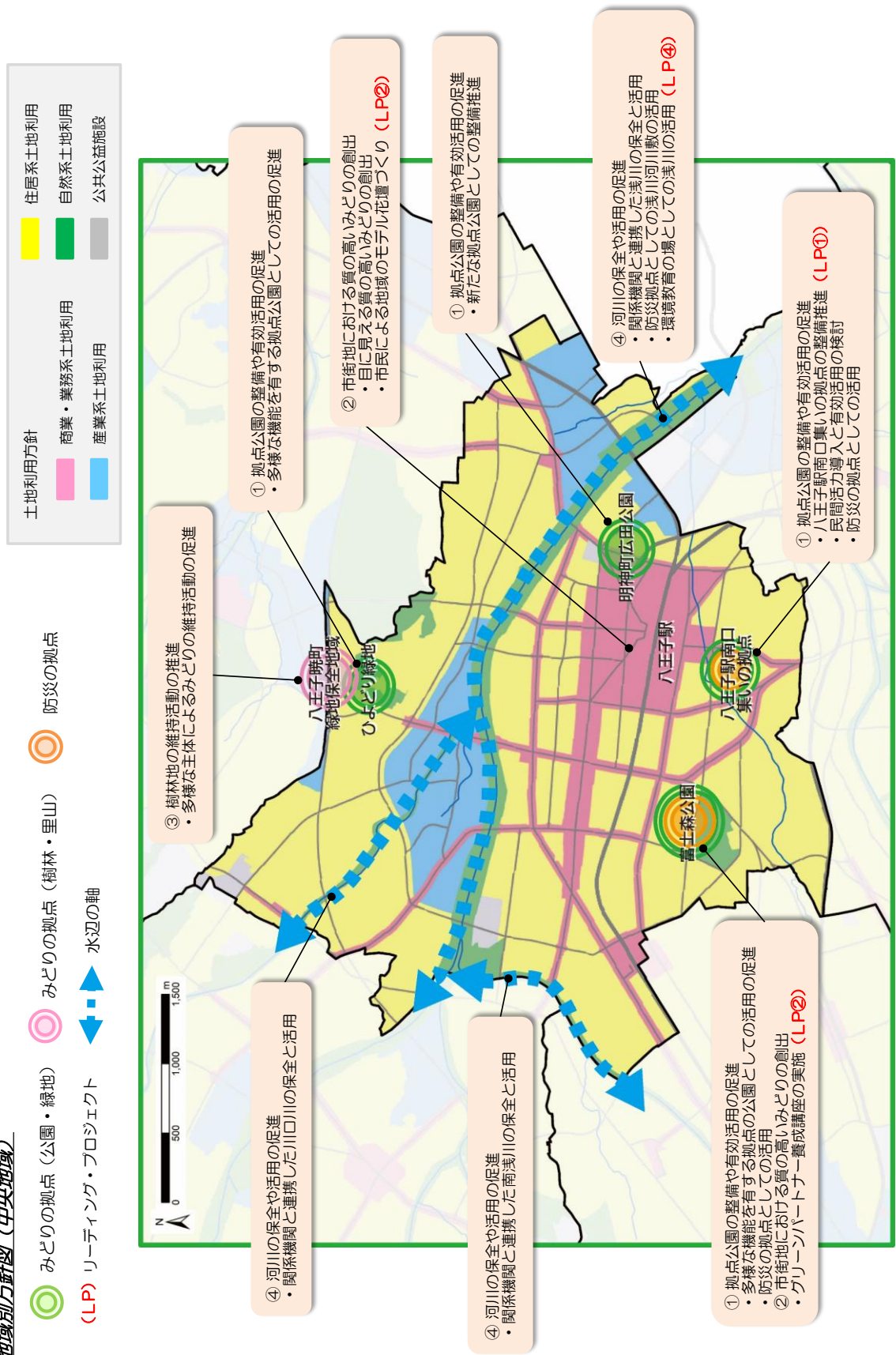
暁町緑地保全地域での緑地保全活動



地域の貴重なみどりである浅川



地域別方針図（中央地域）



3 北部地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

●緑 被 率：47.8%

●一人あたりの都市公園面積：23.14 m²/人

●代 表 的 な み ど り：戸吹スポーツ公園、久保山公園、小宮公園、滝山自然公園、多摩川
高月町の田園風景

●地 域 の 特 徴

地域の中央を谷地川が流れ、新滝山街道や滝山街道が通り、その南北を加住丘陵がつつみ込むような地形を有しています。

ごみの最終処分場跡地に整備された戸吹スポーツ公園は国内最大級のスケートパークやサッカー、ラグビー場を備え、市民のスポーツに利用されているほか、開放感のある原っぱ広場などは癒しの場となっています。

高月町にはまとまった農地が残り、都内最大級の広さの田園風景が広がっています。また、八王子の農産物等の地産地消の場である「道の駅八王子滝山」が滝山町に立地しています。



戸吹スポーツ公園のスケートパーク



高月町の田園

●北部地域の土地利用

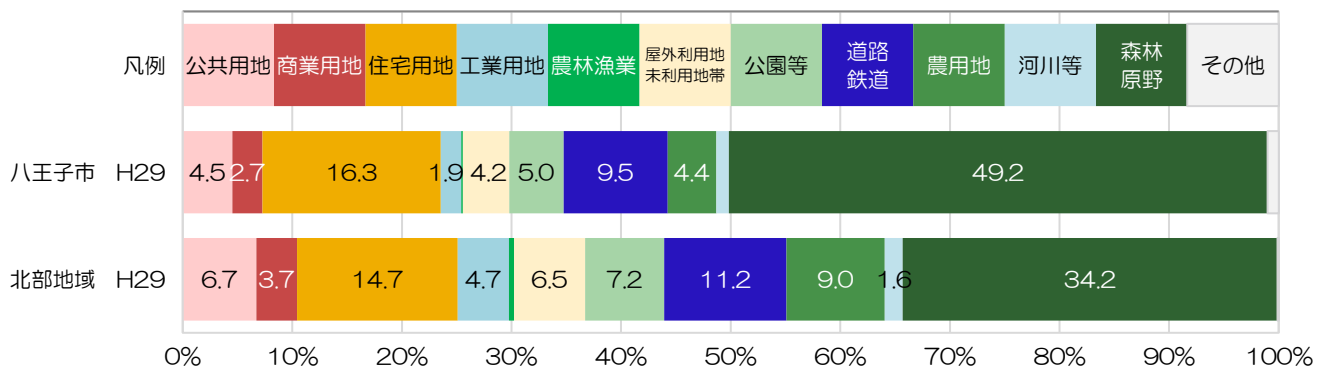


図. 北部地域の土地利用（東京都土地利用現況調査より作成）



イ) 主な課題

- ・加住丘陵周辺には樹林地や里山など豊かなみどりがあり、市街地からの景観形成など多様な機能を有しているため、適切な保全に努める必要があります。
- ・まとまった農地を有する高月町や戸吹町など、良好な営農環境と集落環境の保全が必要です。

(2) 方針

① 拠点公園の整備や有効活用促進

実施主体：市、都

関連施策：I-1-②、I-3-①、I-3-②、I-4-①、II-3-④

向上するみどりの機能：環境 防 緑 景 子 可

- ・久保山公園、石川東公園を多様な機能を有する地域の拠点公園として位置づけ、優先的な整備や有効利用を促進します。
- ・都立小宮公園、都立滝山公園も多様な機能を有する地域の拠点公園と位置づけ、さらなる活用や整備について東京都に要望していきます。

② 樹林地や里山の保全と活用促進

実施主体：市、都、市民、事業者

関連施策：リーディング・プロジェクト④

I-3-②、II-2-②

向上するみどりの機能：環境 景 子 可

- ・加住丘陵の山林や丘陵地の豊かな自然環境を保全するため、東京都との連携のもと東京都緑地保全地域の管理や都立滝山自然公園、滝山近郊緑地保全区域などによるみどりの適正な維持・管理を図ります。
- ・八王子滝山里山保全地域は、多様な主体による維持管理や活用を推進することで、良好な里山環境の保全を進めるとともに、環境教育の場として有効活用を図ります。

③ 農地の保全活用と地産地消の促進

実施主体：市、事業者

関連施策：リーディング・プロジェクト④

II-3-②

向上するみどりの機能：環境 景 子

- ・多摩川に沿って広がる田園風景の継承と環境教育の場として活用を努めます。
- ・「道の駅八王子滝山」を発信拠点とした農作物の地産地消を促進します。



④ 市民による花壇づくりの推進

実 施 主 体：市、市民

関 連 施 策：リーディング・プロジェクト②

I-2-①

向上するみどりの機能：景 音

- ・道の駅八王子滝山の「滝山ナチュラルガーデン」を地域のモデル花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを促進することで、良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。

⑤ 河川の保全や活用の促進

実 施 主 体：市、都

関 連 施 策：I-3-①、I-4-①、II-3-③

向上するみどりの機能：環 防 景

- ・谷地川は災害時の延焼遮断などの多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全や活用を促進します。



久保山公園の芝生広場



道の駅八王子滝山 モデル花壇



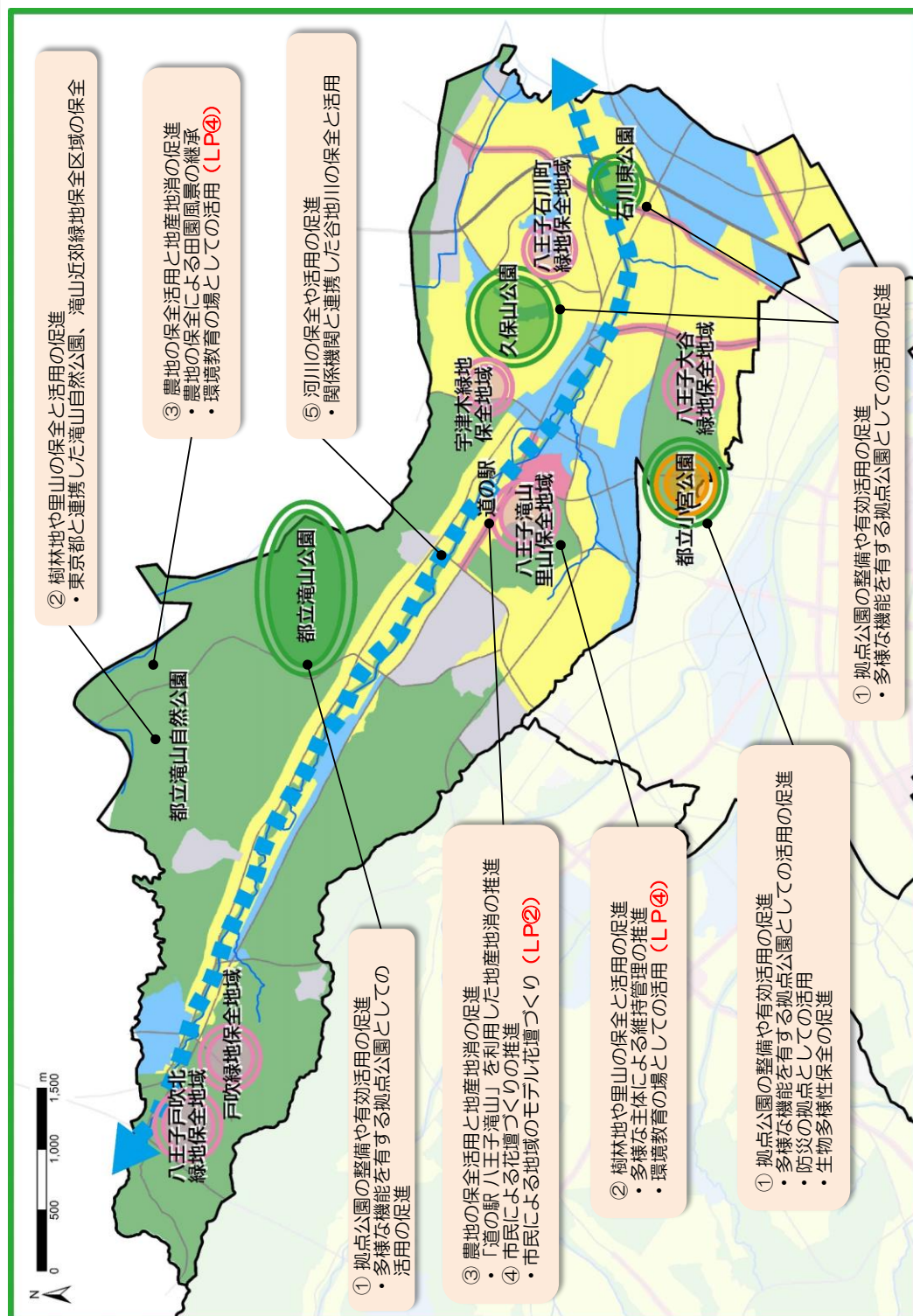
雑木林が広がる小宮公園



市民により活用される八王子滝山里山保全地域



地域別方針図（北部地域）



4 西部地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

●緑 被 率：76.3%

●一人あたりの都市公園面積：5.58 m²/人

●代 表 的 な み ど り：小田野中央公園、清水公園、上川の里特別緑地保全地区、八王子城跡
高尾陣場自然公園

●地 域 の 特 徴

豊かな自然環境を有する山地や丘陵地と、中央地域から連なる市街地で構成されています。地域の多くは市街化調整区域となっており、まとまりのある樹林地が広がるとともに、高尾陣場自然公園や八王子城跡などの観光や歴史文化資源が存在しています。

地域の代表的なみどりである小田野中央公園は、市民との協働で取り組む「手づくり公園事業」により整備が行われた特色ある公園であり、開園後も地域住民の主体的な活動により、公園の維持管理や積極的な活用が行われています。

上川の里特別緑地保全地区は、田畑とそれを取り巻く樹林が一体で保全されている都内有数の里山環境で、地域住民やNPOなどによる保全と、環境教育や企業のCSR活動などによる積極的な活用が行われています。



「手づくり公園事業」で整備された小田野中央公園



上川の里特別緑地保全地区

●西部地域の土地利用

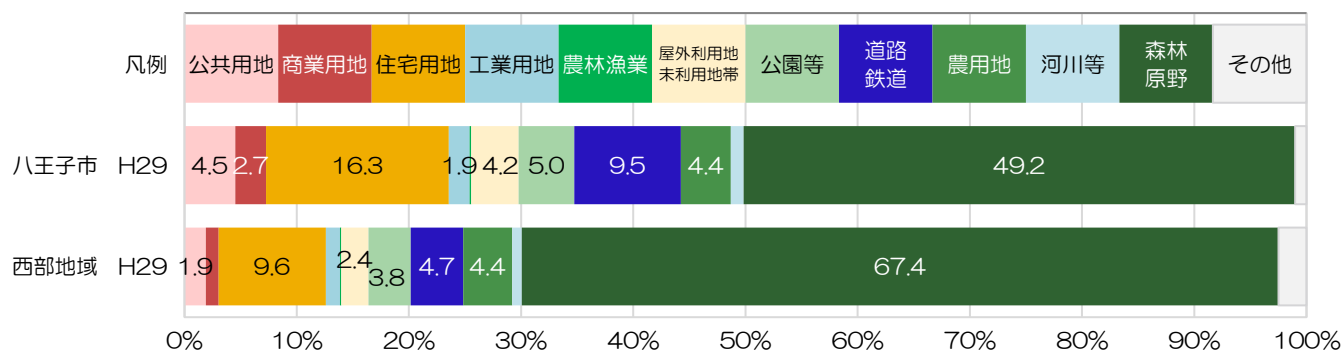


図. 西部地域の土地利用（東京都土地利用現況調査より作成）



イ) 主な課題

- ・高尾陣場自然公園周辺は、豊かな自然環境を有している一方、多くの人々に利活用される都内でも代表的なみどりであり、保全と活用のバランスのとれた取組が重要です。
- ・上川町に位置する「上川の里特別緑地保全地区」は、良好な里山環境が残る場であり、景観要素だけでなく、生物多様性の保全や里山環境に親しむ場などの重要な機能が備わっていることから、保全に加え、活用の促進を図る必要があります。
- ・沿道集落などでは、人口減少や高齢化が進行しており、周辺の自然環境の保全を前提とした地域コミュニティの維持、農林業の担い手の定住など新しい居住スタイルの創出による地域づくりが必要です。

(2) 方針

① 拠点公園の整備や有効活用の促進

実施主体：市、市民

関連施策：リーディング・プロジェクト②

：Ⅰ-1-②、Ⅰ-2-①、Ⅰ-3-①、Ⅰ-3-②、Ⅰ-4-①、Ⅱ-3-④

向上するみどりの機能：環 防 し 景 子 コ

- ・小田野中央公園、清水公園、横川下原公園、天合峰公園を多様な機能を有する地域の拠点公園として位置づけ、優先的な整備や有効利用を促進します。
- ・小田野中央公園の「ひょうたん花壇」を地域のモデル花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを促進することで良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。

② 里山環境の保全と活用の推進

実施主体：市、市民、事業者

関連施策：Ⅰ-3-②、Ⅰ-4-①、Ⅱ-1-①

向上するみどりの機能：環 防 し 景 子 コ

- ・上川の里特別緑地保全地区を、本市における「保全と活用のシンボル」として位置づけ、地域住民や事業者など多様な主体と連携した保全や活用を推進します。
- ・隣接する良好な自然環境を有するみどりは、特別緑地保全地区への新たな指定の検討により、上川の里全体とのつながりを考慮した保全を図ります。



③ まとまりのあるみどりの保全と活用の促進

実 施 主 体：市、都、市民、事業者

関 連 施 策：リーディング・プロジェクト④

Ⅱ-2-②

向上するみどりの機能：環境 景観 子育て

- ・高尾陣場自然公園では、東京都や関係団体と連携して、「高尾・陣場ビジョン」に基づく保全と活用を推進します。
- ・「高尾の森自然学校」や「高尾 100 年の森」では、事業者との連携を強化しながら、事業者の強みを活かした取組を進め、環境教育の場としての活用を図ります。
- ・八王子城跡などの歴史的に重要で、レクリエーションの場となるみどりについては、適切な維持管理による保全と活用の促進を図ります。

④ みどりを活用した地域コミュニティ醸成の促進

実 施 主 体：市、市民

関 連 施 策：Ⅱ-1-①

向上するみどりの機能：コミュニティ

- ・沿道集落や上川の里周辺など人口減少や高齢化が進行しているエリアでは、みどりを活用したコミュニティ醸成の促進を図ります。

⑤ 河川の保全や活用の促進

実 施 主 体：市、都、市民

関 連 施 策：リーディング・プロジェクト④

I-3-①、I-4-①、Ⅱ-3-③

向上するみどりの機能：環境 防災 景観 子育て

- ・浅川と川口川は、災害時の延焼遮断などの多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全や活用を促進します。また、浅川を活用した子どもの交流事業など環境教育での活用を推進します。



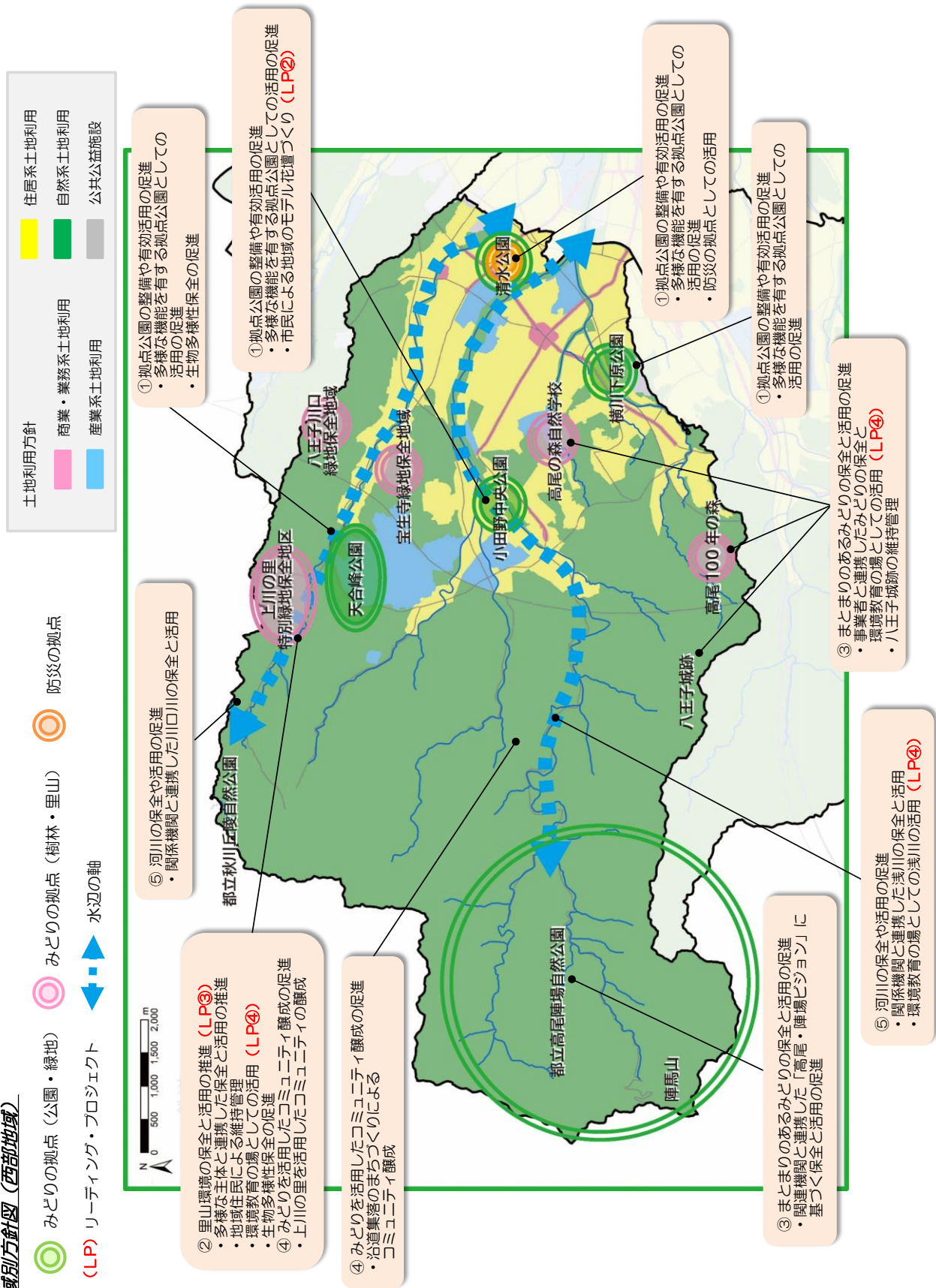
清水公園



小田野中央公園 モデル花壇



地域別方針図（西部地域）



5 西南部地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

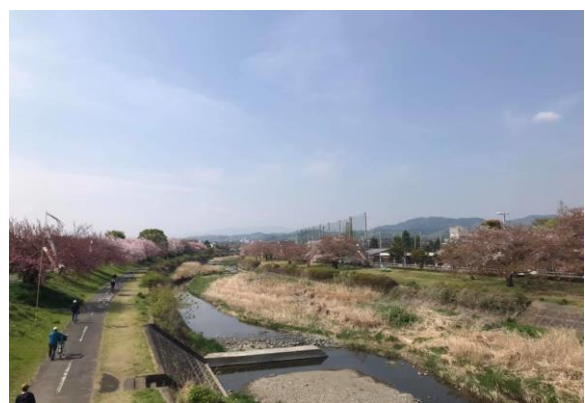
- 緑 被 率：72.0%
- 一人あたりの都市公園面積：9.05 m²/人
- 代 表 的 な み ど り：高尾山、殿入中央公園、万葉公園、狭間公園、陵南公園
多摩森林科学園、甲州街道のイチヨウ並木
- 地 域 の 特 徴

豊かな自然環境を有する山地や丘陵地、丘陵地を造成した市街地、中央地域から連なる市街地を形成する低地で構成されています。甲州街道のイチヨウ並木、南浅川のサクラ並木、多摩御陵など観光や歴史文化資源となる自然環境が多く存在しています。

市を代表するみどりである高尾山がある明治の森高尾国定公園は、長期にわたり自然環境が保全されてきた歴史から、多くの動植物が生息・生育している豊かな自然環境が保たれています。都心からのアクセスが良く、変化に富んだハイキングコースがあることなどから、市民のみならず多くの人々が訪れるエリアです。



市を代表する“みどり”である高尾山



南浅川とサクラ並木

●西南部地域の土地利用

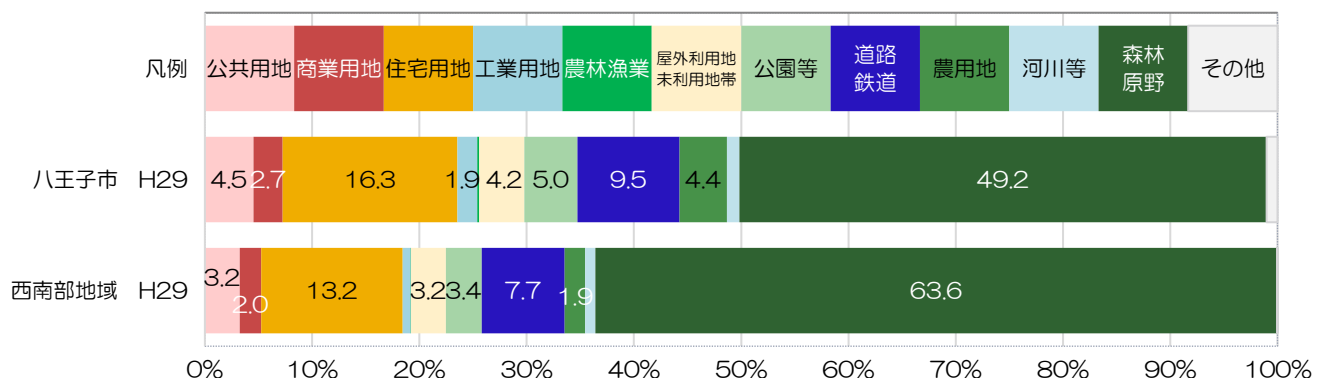


図. 西南部地域の土地利用（東京都土地利用現況調査より作成）



イ) 主な課題

- ・高尾山を有する「明治の森高尾国定公園」は貴重な自然環境がある一方、観光面から多くの人に利用されています。そのため、保全と活用のバランスのとれた取組を行う必要があります。
- ・多摩丘陵の西端と山地が接続している本地域においては、生物多様性保全の観点などから、みどりの連続性を保つことが重要です。

(2) 方針

① 拠点公園の整備や有効活用の促進

実施主体：市、都

関連施策：I-1-②、I-3-①、I-3-②、I-4-①、II-3-④

向上するみどりの機能：環 防 レ 景 子 コ

- ・殿入中央公園、狭間公園、万葉公園を多様な機能を有する地域の拠点公園として位置づけ、優先的な整備や有効利用を促進します。
- ・都立陵南公園も多様な機能を有する地域の拠点公園と位置づけ、さらなる活用や整備について東京都と連携・協力していきます。

② 高尾山周辺の保全と活用の推進

実施主体：市、都、事業者

関連施策：I-4-③、II-2-③

向上するみどりの機能：環 レ 景

- ・明治の森高尾国定公園、高尾陣場自然公園では、自然環境の保全と利用のバランスを図るため東京都や関係団体と連携して、「高尾・陣場ビジョン」に基づく保全と活用を推進します。
- ・高尾山口駅前では新たな水辺の整備による魅力ある親水空間の整備を進め、自然環境と調和した地域を目指します。

③ 多摩丘陵のみどりの連続性の確保

実施主体：市、都

関連施策：I-3-②、II-2-①、II-2-②

向上するみどりの機能：環 景

- ・金比羅特別緑地保全地区や八王子館町緑地保全地域などの適正な維持管理により、山地から続く多摩丘陵のみどりの連続性を確保します。
- ・多摩丘陵から三浦丘陵までの丘陵地の保全を広域的な連携により推進します。



④ 景観と一体となった地域の形成

実施主体：市、市民

関連施策：リーディング・プロジェクト②

I-2-①、II-3-⑤

向上するみどりの機能：景 〇

- ・南浅川最下流「100mの手作り花壇」を地域のモデル花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを促進することで良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。
- ・多摩陵風致地区については、周辺の良い景観と一体となった住宅地の形成を促進します。

⑤ 河川の保全や活用の促進

実施主体：市、都

関連施策：I-3-①、I-4-①、II-3-③

向上するみどりの機能：環 防 景

- ・南浅川と湯殿川は災害時の延焼遮断などの多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全や活用を促進します。



殿入中央公園のローラー滑り台



横川町住宅 モデル花壇



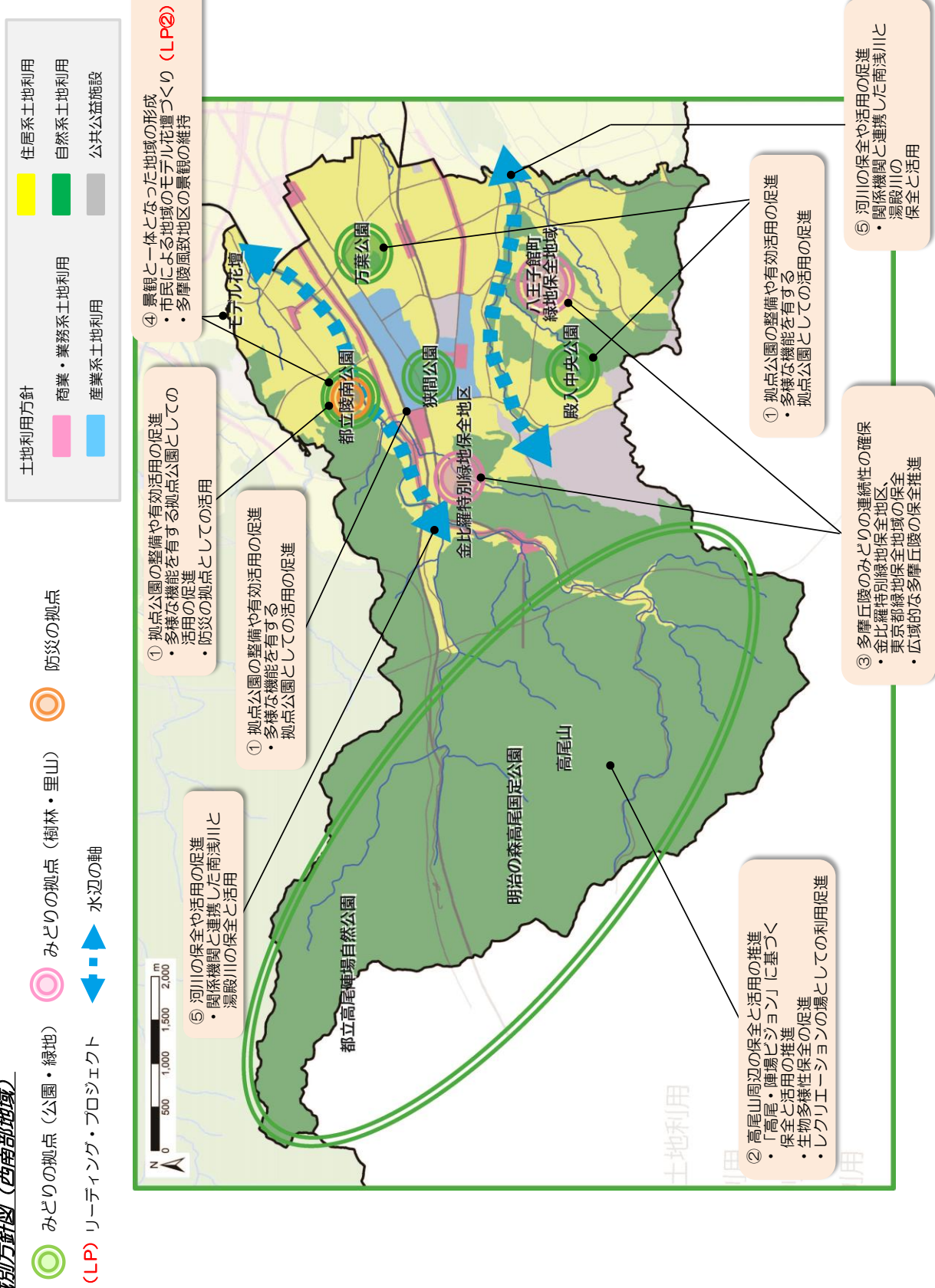
多摩御陵（武蔵陵墓地）の並木



レクリエーションとして活用される高尾山



地域別方針図（西南部地域）



6 東南部地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

●緑 被 率：25.3%

●一人あたりの都市公園面積：18.61 m²/人

●代 表 的 な み ど り：宇津貫緑地、片倉城跡公園、片倉つどいの森公園、長沼公園
小比企町の農地

●地 域 の 特 徴

主要幹線道路と鉄道網による交通利便性の高い地域で、丘陵地を造成した市街地と、中央地域から連なる市街地を形成する低地で構成されています。八王子ニュータウンでは周辺のみどり豊かな自然環境と調和した住宅地を形成しており、小比企丘陵には優良な農地が広がっています。

地域を代表する宇津貫緑地は、ニュータウン開発時に自然環境の保全を目的に整備された緑地で、地域のボランティア団体による継続的な保全活動が行われています。

片倉城跡公園は、東京都指定文化財である片倉城の城跡と周辺の自然環境の保全を目的に整備された公園で、多様な動植物が生息・生育し、多くの草花によって季節感を感じられる場所です。



宇津貫緑地



片倉城跡公園

●東南部地域の土地利用

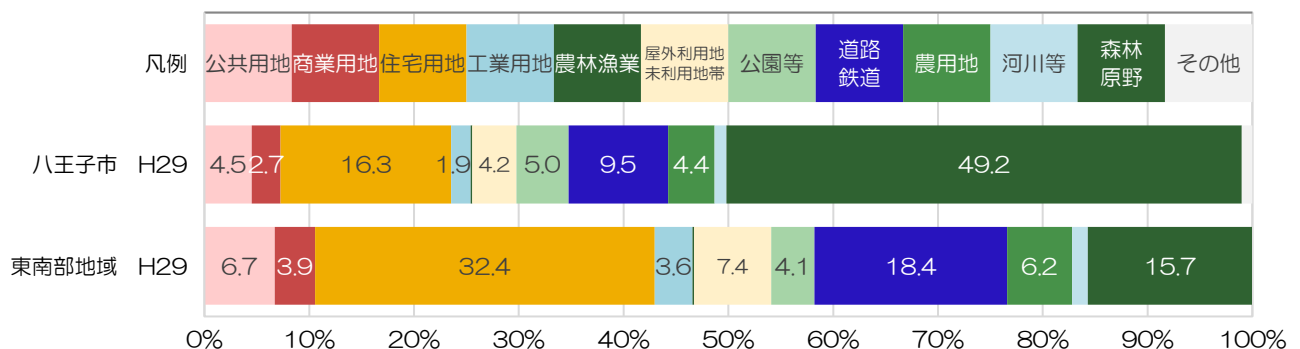


図. 東南部地域の土地利用（東京都土地利用現況調査より作成）



イ) 主な課題

- ・多摩丘陵自然公園としてみどりの保全が図られていますが、まとまったみどりが少ないため、残るみどりを確実に保全していくことが重要です。
- ・地域の北西側には、まとまりのある農地が存在することから、人と自然とのふれあいの場となる身近なみどりとして、適切に保全・管理していくことが重要です。

(2) 方針

① 拠点公園の整備や有効活用促進

実 施 主 体：市、都、市民

関 連 施 策：リーディング・プロジェクト②

I-1-②、I-2-①、I-3-①、I-3-②、I-4-①、II-3-④

向上するみどりの機能：環 防 レ 景 子 コ

- ・片倉つどいの森公園、片倉城跡公園、宇津貫緑地を多様な機能を有する地域の拠点公園として位置づけ、優先的な整備や有効利用を促進します。
- ・都立長沼公園も多様な機能を有する地域の拠点公園と位置づけ、さらなる活用や整備について東京都と連携・協力していきます。
- ・片倉つどいの森公園の「つどいの森スマイルガーデン」を地域のモデル花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを促進することで良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。

② 多摩丘陵のみどりの連続性の確保

実 施 主 体：市、都

関 連 施 策：I-3-②、II-2-①、II-2-②

向上するみどりの機能：環 景

- ・七国相原特別緑地保全地区の適正な維持管理や東京都との連携のもと、都立長沼公園、都立多摩丘陵自然公園、多摩丘陵北部近郊緑地保全区域の維持によって多摩丘陵のみどりの連続性を確保します。
- ・多摩丘陵から三浦丘陵までの自治体を越えた丘陵地の保全を、自治体を越えた広域的な連携により推進します。

③ まとまりのある農地の保全

実 施 主 体：市、事業者

関 連 施 策：II-3-②

向上するみどりの機能：環 防 景

- ・小比企周辺のまとまりのある農地は、農地バンク制度の活用などによる保全に努めます。



④ 河川の保全や活用の促進

実 施 主 体：市、都、市民

関 連 施 策：リーディング・プロジェクト④

I-3-①、I-4-①、II-3-③

向上するみどりの機能：環 防 景 子

- ・浅川、湯殿川及び兵衛川は災害時の延焼遮断などの多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全や活用を促進します。また、浅川を活用した子どもの交流事業など環境教育での活用を推進します。



防災拠点としても活用される片倉つどいの森公園



市民主体で開催される宇津貫緑地自然観察会



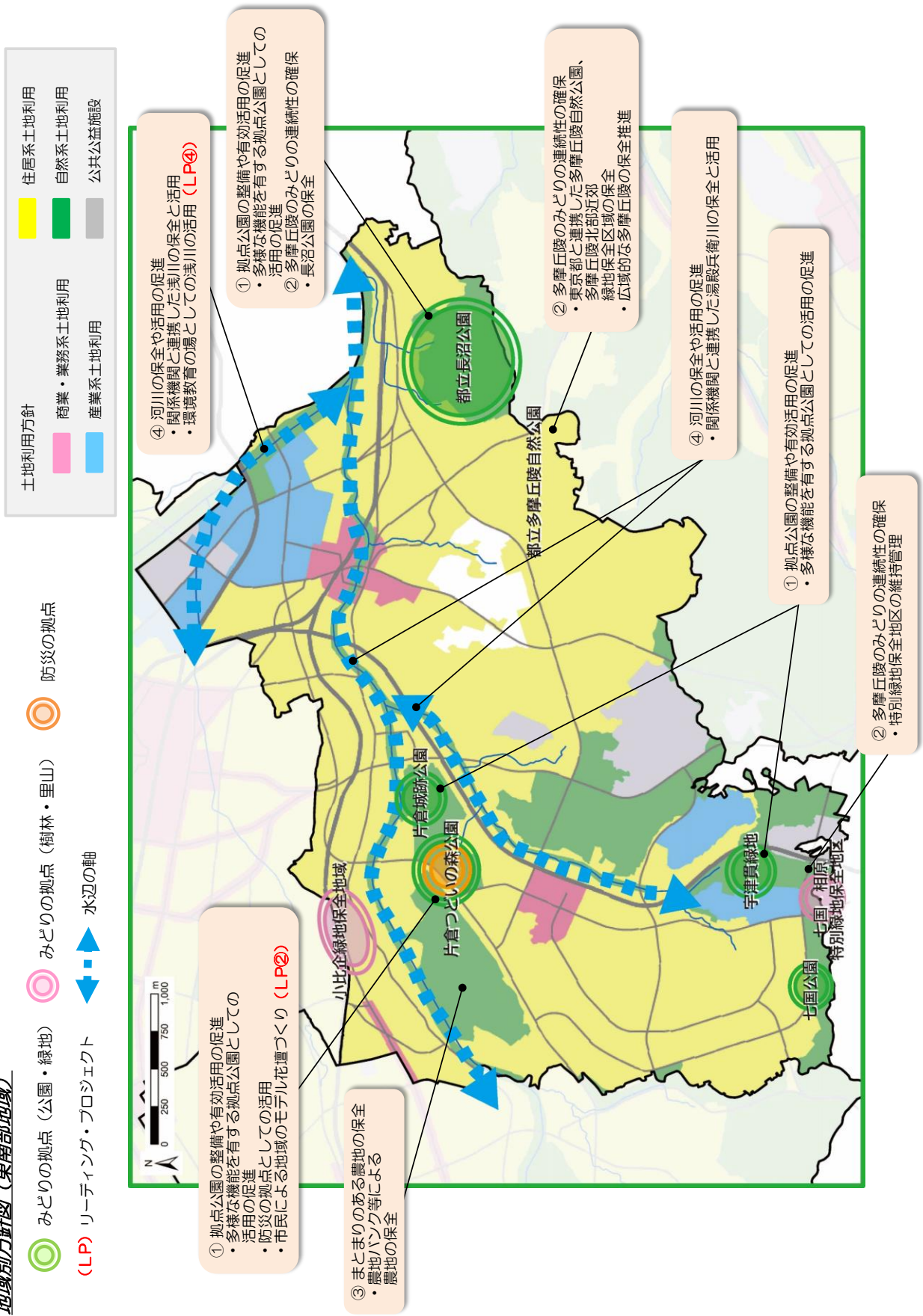
多摩丘陵の貴重な樹林地である都立長沼公園



小比企町のまとまりのある農地



地域別方針図（東南部地域）



7 東部地域

(1) みどりの現況と課題

ア) 現況

- 緑 被 率：33.0%
- 一人あたりの都市公園面積：22.72 m²/人
- 代 表 的 な み ど り：長池公園、上柚木公園、堀之内寺沢里山公園、大塚公園
小山内裏公園、八王子堀之内里山保全地域
- 地 域 の 特 徴

起伏に富んだ地域の中央に大栗川が流れ、南側には計画的に開発された多摩ニュータウンとそれを取り囲む丘陵地、北側には多摩丘陵とそのみどりに包まれた落ち着いたたたずまいの住宅地で構成され、まちと自然が重なり合う地形を有しています。

多摩ニュータウン事業では大規模な開発が行われましたが、同時に公園緑地が計画的に配置され、みどりによる美しい景観が形成されています。また重要里地里山や東京都里山保全地域など、かつての自然環境を残すみどりも多く存在します。

地域を代表するみどりである長池公園は、「里山公園構想」に基づく自然保全型の公園で、雑木林やため池などのかつての自然環境が残されているとともに、地域のボランティア団体による活動や自然体験活動など多くの取組が行われています。



長池公園 長池見附橋と姿池

『重要里地里山とは』

環境省は、里地里山を次世代に残していくべき自然環境の一つとして位置づけ、「生物多様性保全上重要な里地里山（重要里地里山）」として平成27年（2015年）に全国500か所を選出しました。都内8か所の重要里地里山のうち本市は2か所（長池公園、多摩丘陵（由木地区））が選定されており、ともに東部地域にあります。

●東部地域の土地利用

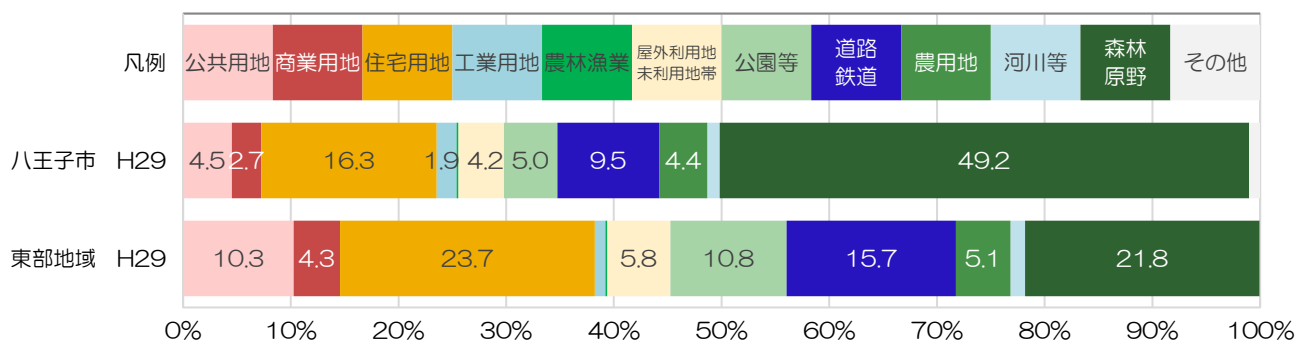


図. 東部地域の土地利用（東京都土地利用現況調査より作成）



イ) 主な課題

- ・ニュータウン開発の際に保全されたみどりや、整備された公園を多く有することから、継続的な管理とさらなる有効活用が必要です。
- ・大学などに通う学生の卒業後の定住意向調査では、「本市に住みたい」と回答した理由で最も多いものは「自然環境（緑・公園など）が良いから」でした。大学が多い本地域では、学生の定住意向を向上するためにも公園・緑地の管理と有効活用が重要です。
- ・多摩丘陵自然公園としてみどりの保全が図られていますが、樹林地などのまとまったみどりが少ないため、残るみどりを確実に保全していくことが重要です。

(2) 方針

① 拠点公園の整備や有効活用の促進

実施主体：市、都

関連施策：リーディング・プロジェクト②

I-1-②、I-3-①、I-3-②、I-4-①、II-3-④

向上するみどりの機能：環境 防 緑 景 子 公

- ・長池公園、上柚木公園、富士見台公園、堀之内寺沢里山公園、大塚公園を多様な機能を有する地域の拠点公園として位置づけ、優先的な整備や有効利用を促進します。
- ・都立平山城址公園、都立小山内裏公園も多様な機能を有する地域の拠点公園と位置づけ、さらなる活用や整備について東京都と連携・協力していきます。

② 多摩丘陵のみどりの連続性の確保

実施主体：市、都

関連施策：I-3-②、II-2-②

向上するみどりの機能：環境 景

- ・まとまりのあるみどりである都立平山城址公園の維持や都立多摩丘陵自然公園、多摩丘陵北部近郊緑地保全区域の保全など東京都との連携のもとにみどりの連続性の確保に努めます。
- ・多摩丘陵から三浦丘陵までの丘陵地の保全と活用を広域的な自治体間連携により推進します。

③ 谷戸や里山と一体となったエリアの保全と活用

実施主体：市、都、市民、事業者

関連施策：I-4-①、II-1-②

向上するみどりの機能：環境 緑 景 子 公

- ・八王子堀之内里山保全地域や長池公園、堀之内寺沢里山公園など谷戸や里山と一体となったエリアは、多様な主体による保全活動を促進するとともに、環境教育の場としての活用を推進します。



④ 景観と一体となった地域の形成

実 施 主 体：市、市民

関 連 施 策：リーディング・プロジェクト②

I-2-①、I-2-②、II-3-⑤

向上するみどりの機能：景 緑

- ・南大沢駅前の「南大沢円型花壇」を地域のモデル花壇として位置づけ、市民主体による花壇づくりを促進することで良好な景観形成と地域コミュニティの醸成を目指します。
- ・計画的に整備された道路植栽や公園などのみどりを管理し、ゆとりと開放感のある良好な住宅地を形成します。

⑤ 河川の保全や活用の促進

実 施 主 体：市、都

関 連 施 策：I-3-①、I-4-①、II-3-③

向上するみどりの機能：環 防 景

- ・大栗川及び大田川は災害時の延焼遮断などの多面的な機能を有する水辺の軸と位置づけ、関係機関と連携した保全や活用を促進します。



大塚公園の芝生広場



南大沢駅前 モデル花壇



市民ボランティアによる長池公園の管理活動



大栗川



みどりの拠点 (公園・緑地) みどりの拠点 (樹林・里山) 防災の拠点

(L)P リーディング・プロジェクト 水辺の軸



第5章

計画の進行管理

1 計画の進行管理.....	92
(1) 推進体制.....	92
(2) 進行管理.....	92
2 施策一覧.....	93

1 計画の進行管理

(1) 推進体制

本計画を着実かつ効果的に推進するために、行政と市民・NPO・事業者・教育機関など多様な主体との連携や協力することで推進します。

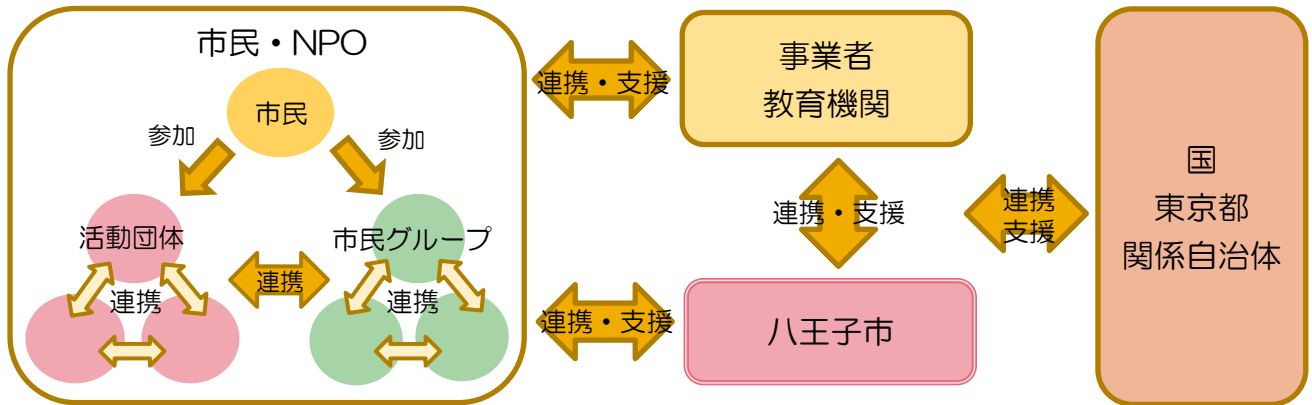
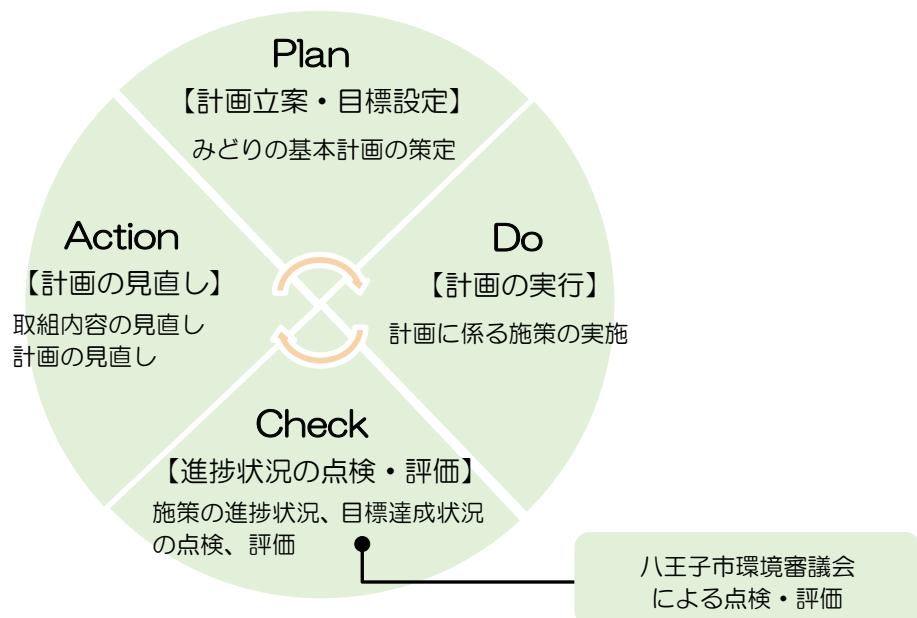


図 様々な主体との連携のイメージ

(2) 進行管理

本計画に基づく取組を着実に実行し、実現性の高い計画とするため、計画の目標達成状況や取組の進捗状況の管理を行います。この進行管理にあたってはPDCAサイクル【計画（Plan）-実行（Do）-評価（Check）-改善（Action）】による適切な運用を行います。



本計画の進行管理は、環境分野の最上位計画である八王子市環境基本計画及び八王子市環境審議会において年度ごとに行います。また、計画全体の進捗状況などの総点検・評価及び測定が必要な緑被率、みどり率については、中間見直し時及び計画終了時に行います。



2 施策一覧

基本方針	施策方針	施策の展開	個別施策	関連所管
Ⅰ みどりの活用により多彩なみどりの機能が 発揮されたまちづくり	1. みどりを活かした 都市の価値向上	① まちの核となる新たな 集いの拠点づくり	・八王子駅南口集いの拠点の整備	都市総務課
		② 地域の魅力を高める 公園・緑地づくり	・地域の特徴を活かした公園づくり ・ユニバーサルデザインの導入 ・民間活力の導入と有効活用	公園課
	2. みどりによる快適性 の向上	① みどりによる魅せる 空間づくり	・市民主体によるまちなか緑化事業の推進	環境保全課
		② まちなかの目に見える みどりの創出	・緑化条例を活用したみどりの創出 ・みどりのカーテンの普及啓発 ・緑地協定によるみどりの創出 ・みどりを生み出す新たな制度の活用	環境保全課 環境政策課 公園課
	3. みどりによる安心 安全なまちの形成	① 都市防災に資する みどりの活用	・オープンスペースにおける都市防災 機能の充実 ・農地の活用による防災機能の充実	防災課 公園課 環境保全課 農林課
		② みどりの管理水準の 維持向上	・長寿命化の推進 ・公園や緑地の安全対策 ・街路樹の適正管理	公園課 環境保全課 補修センター
	4. 多彩なみどりの整備 と活用の促進	① 生物多様性に配慮した みどりの管理	・生態系に配慮したみどりの維持管理 ・みどりのネットワーク形成の促進 ・外来種対策 ・生態系に配慮した植栽の推進	環境保全課 環境政策課 公園課 水環境整備課 農林課
		② 生産緑地地区の活用 促進	・新たな制度を活用した農地の活用促進	都市計画課 農林課
		③ レクリエーションの場 としてのみどりの活用	・レクリエーションとしてのみどりの 活用促進	水環境整備課 公園課 文化財課
Ⅱ みどりの確保による豊かな自然環境との共生	1. 多様な機能を備えた 里山の保全と活用	① 上川の里特別緑地保全 地区の維持と活用	・保全と活用の推進 ・特別緑地保全地区の指定拡大 ・多様な主体と連携した保全と活用の推進	環境保全課
		② 東京都里山保全地域の 維持と活用	・東京都との連携による保全管理 ・多様な主体による保全活動の支援 ・環境学習の場としての活用	環境保全課
	2. 保全の核となる まとまりのある みどりの保全	① 特別緑地保全地区制度 によるみどりの維持	・新規指定の検討 ・取得地の維持管理	環境保全課 公園課
		② 拠点となる樹林地の 保全	・東京都緑地保全地域の適正管理 ・協働による樹林地保全の促進 ・東京都と連携した保全の推進	環境保全課 環境政策課
		③ 高尾・陣場地域の 保全推進	・高尾・陣場ビジョンに基づく保全の推進	環境保全課
	3. 市民生活と調和した 身近なみどりの保全 と創出	① 民有樹林地の保全	・斜面緑地保全地区、緑地保護地区による 緑地の保全 ・新たな支援制度の活用と検討 ・保全団体と連携した管理	環境保全課 環境政策課
		② 農地の保全	・生産緑地地区の保全 ・農地の貸借促進 ・地産地消の推進	都市計画課 農林課
		③ 水辺地の保全	・湧水地の整備 ・水質の保全	水環境整備課



基本方針	施策方針	施策の展開	個別施策	関連所管
目 幅広い主体によるみどりの活動推進と次世代への継承		④ 公園・緑地づくり	・「都市計画公園・緑地の整備方針」の推進 ・宅地開発時におけるみどりの創出	公園課
		⑤ 多様な取組によるみどりの維持・創出	・公共施設の緑化推進 ・風致地区制度による景観の維持 ・みどりの資源循環の促進 ・歴史と結びついたみどりの保全 ・みどりの保全基金の有効活用	環境保全課 環境政策課 農林課 文化財課
	1. みどりと人を未来へつなぐ取組の推進	① 子どもにみどりの価値を継承する取組の推進	・体験を重視した環境教育、環境学習の推進 ・環境教育、環境学習推進のための支援 ・多様な主体と連携した環境教育の充実化 ・環境教育推進のための新たな仕組みの構築	環境保全課 環境政策課 水環境整備課 農林課 子どものしあわせ課 保育幼稚園課 児童青少年課
		② みどりの活用を通じたコミュニティの形成	・まちなかのみどりを活用したコミュニティ形成の促進 ・郊外部のみどりを活用したコミュニティ形成の促進	環境保全課 公園課 路政課 土地利用計画課
	2. 多様な主体によるみどりへの関わりの推進	① 多様な世代がみどりと関わる機会の創出	・みどりとの身近な関わりの推進 ・みどりをを用いたイベントの実施	環境保全課 農林課
		② みどりを支える人材の育成と活用	・人材の育成推進 ・担い手への支援	環境政策課 環境保全課 農林課
		③ みどりの情報発信・普及啓発	・情報発信の推進	環境政策課 環境保全課 公園課 水環境整備課
	3. みどりを育む連携の強化	① 市民との連携推進	・グリーンマッチング制度による樹林地の保全活動 ・アドプト団体によるみどりの活動推進 ・市民参加による公園づくり	環境政策課 環境保全課 公園課 路政課 水環境整備課
		② 広域・近隣自治体との連携促進	・みどりの保全・活用のための地域連携促進	環境保全課 水環境整備課
		③ 事業者・教育機関との連携促進	・事業者との連携促進 ・教育機関との連携促進	環境保全課



資料編

1 市の概況.....	資- 2
2 みどりの現状.....	資- 4
3 みどりに関する市民意見	資- 11
4 みどりの基本計画の改定経過.....	資- 24
5 用語集.....	資- 29

1 市の概況

(1) 人口の推移

八王子市の人口は、国勢調査において、昭和40年に207,753人でしたが、市郊外の丘陵を中心に宅地開発などにより人口が急増し、平成22年には580,053人、平成27年では577,513人となりました。

生産年齢人口は平成17年をピークに減少しています。また、年少人口は、昭和55年をピークに平成7年まで減少が続き、それ以降は、ほぼ横ばいとなっています。老年人口は、人口及び割合がともに年々増加しており、平成27年には割合が25.0%まで上昇しています。

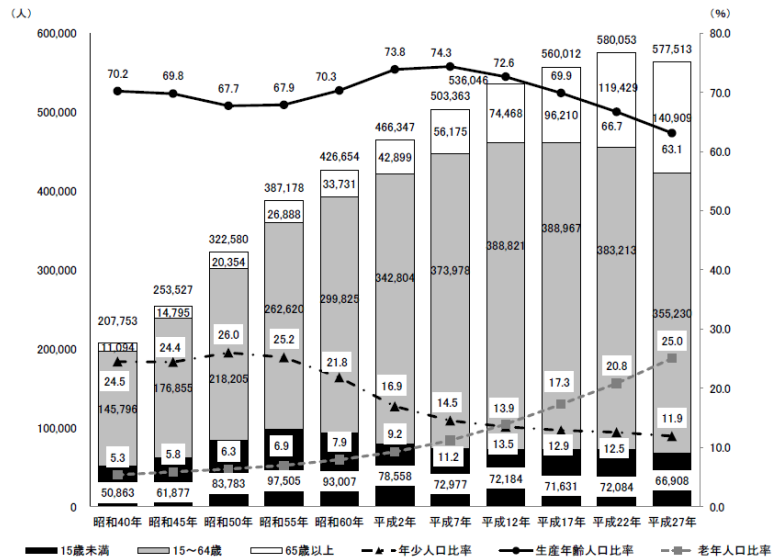


図. 人口の推移（平成 30 年 八王子市まち・ひと・しごと創生総合戦略）

(2) 市街化区域・市街化調整区域

八王子市は、市内全域が、都市計画区域に指定されています。市街化区域の面積は 8,150.5 ha（43.7%）、市街化調整区域は 10,480.5ha（56.3%）となっています（東京都告示第 221 号平成 30 年 2 月）。

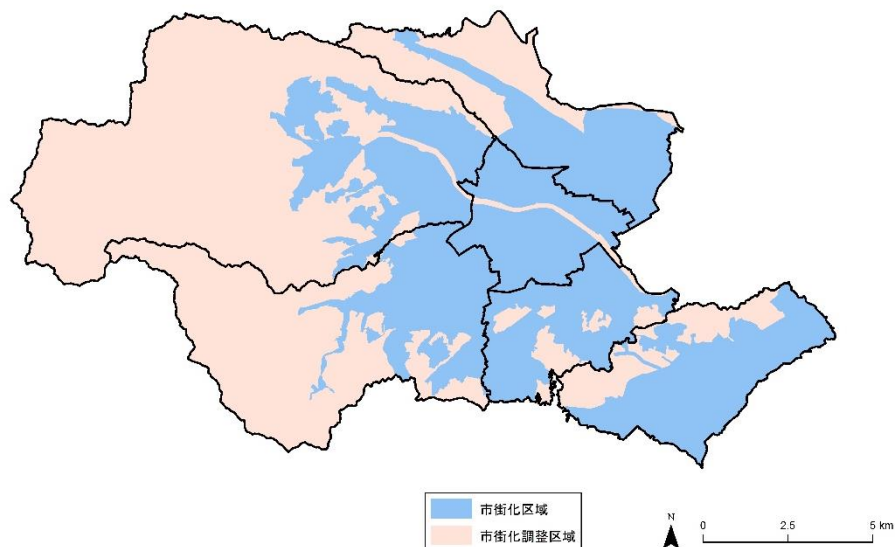


図. 市街化区域、市街化調整区域の区分け（平成 30 年 国土数値情報）



(3) 人口集中地区

八王子市の人口集中地区（国勢調査をもとに原則、人口密度が 4,000 人／ km^2 以上の基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区）は、周辺市街地、都市開発などにより、増加しています。

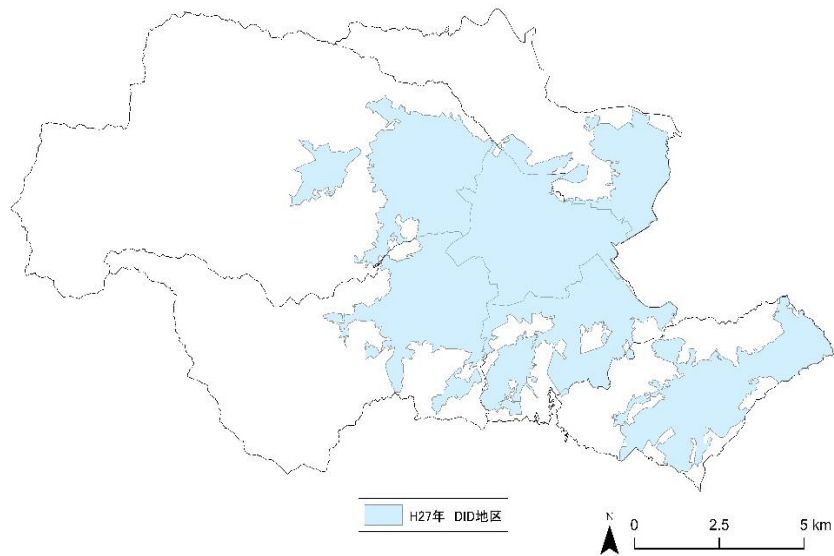


図. 人口集中地区（平成 27 年 国土数値情報）

2 みどりの現状

(1) 緑地の現状

① 土地利用とみどり

平成 29 年東京都土地利用現況調査によると、市域面積のうち森林・原野が 49.2%、農用地が 4.4%、公園が 5%、河川が 1.1%を占めていました。

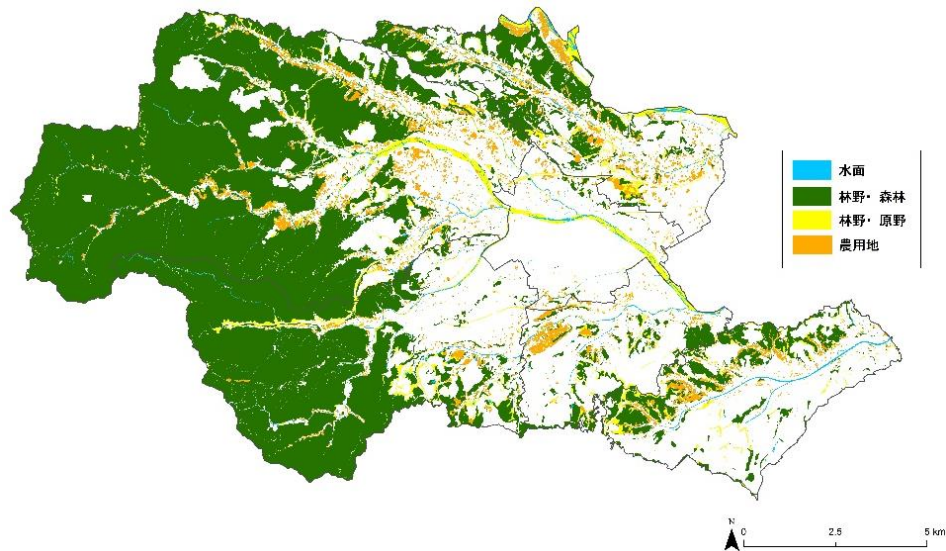


図. 平成 29 年 土地利用現況調査

東京都土地利用現況調査において、土地利用が「森林」に分類される割合は、近年緩やかな減少傾向を示しており、平成 29 年度調査結果では 45.8%になりました。

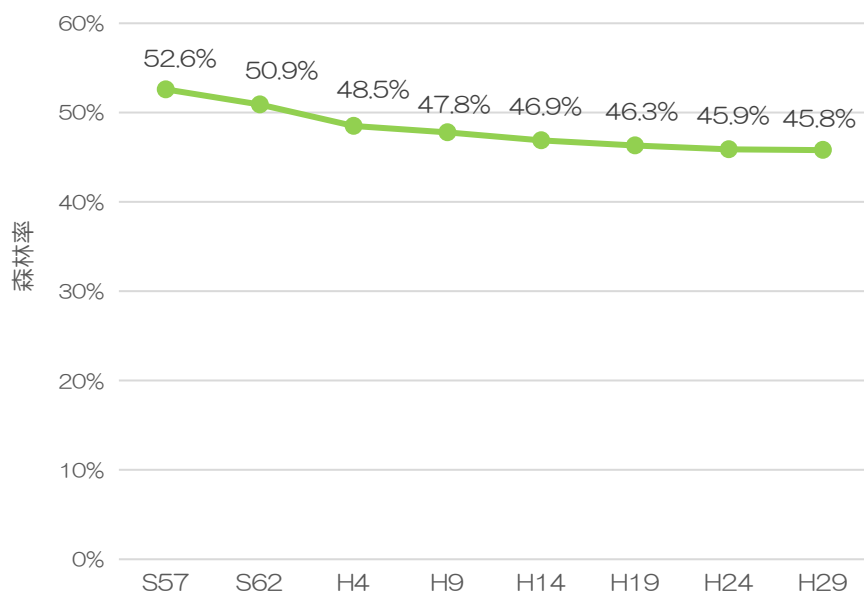


図. 森林率の推移（東京都土地利用現況調査結果より作成）



② 緑被率

緑被率は、ある区域における緑に覆われた面積の占める割合のことで、緑の量を把握するための指標として用いられます。緑には、樹林、草地・農地、宅地内（屋上緑化を含む）や公園の樹木や芝地、街路樹などが含まれます。平成 29 年調査では市域全体で 58.4%でした。

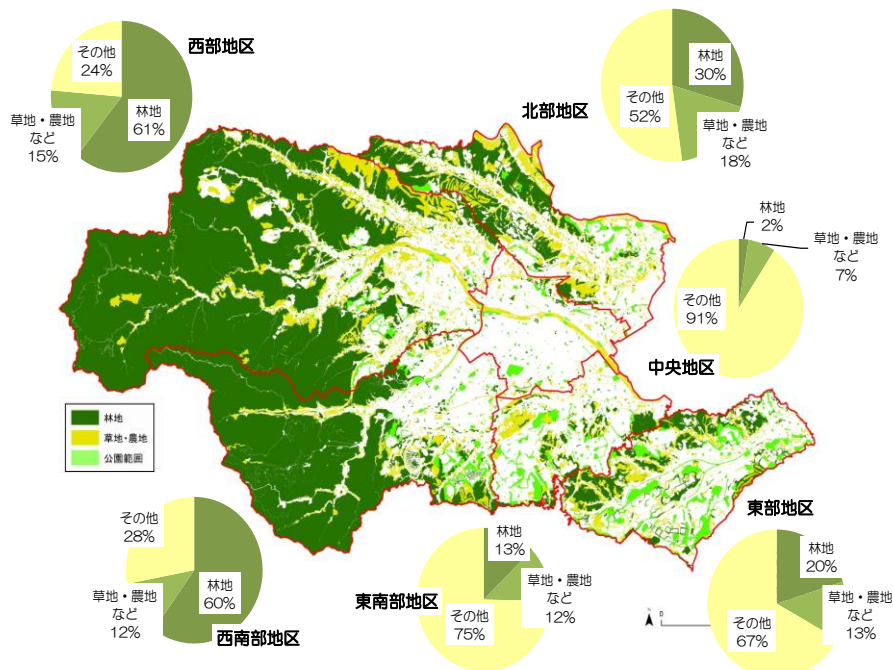


図. 平成 29 年緑被率調査結果

※グラフは小数点処理をしています。

③ みどり率

みどり率は、緑被率に「河川などの水面の占める割合」と「公園内の樹林や草地などの緑で覆われていない面積」を加えて算出します。東京都環境局が東京都本土部を対象に 5 年に 1 度調査を行っています。平成 30 年度調査からは、より高い精度で緑を抽出することができる近赤外線画像を用いた手法を採用しています。

なお、本計画のみどり率は東京都のみどり率調査結果を用いて、市独自で集計したものを掲載しています。

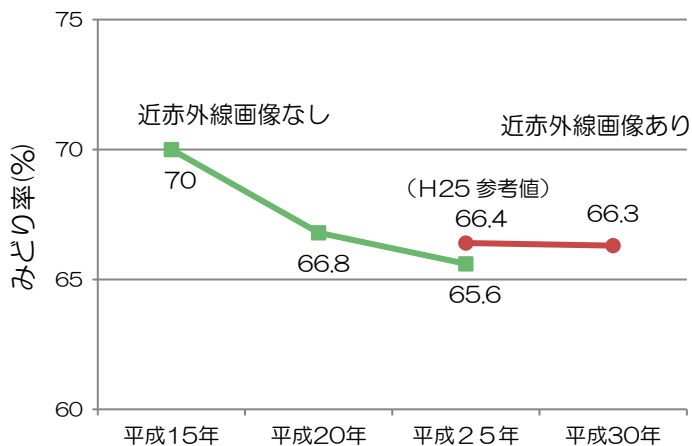


図. みどり率の推移（東京都みどり率調査より市独自集計）

表. 平成 30 年度みどり率調査結果

	面積 (ha)	割合 (%)
樹林地	9,680ha	51.9%
原野・草原	948ha	5.1%
農用地	823ha	4.4%
公園・緑地	704ha	3.8%
水面	206ha	1.1%
みどり率	12,362ha	66.3%

(2) 公園の現状

① 公園の充足率

都市公園はその規模と役割によって、誘致距離が定められており、街区公園が 250m、近隣公園が 500m、地区公園が 1 kmとなっています。この範囲内は、各公園の誘致圏とみなせるものであることから、市街化区域と誘致圏を重ね合わせることによって、現在の八王子市の公園の配置の状況を把握することができます。

八王子市立の都市公園を対象にした充足率は 84.0%ですが、都立公園を含めると 89.6%になります。

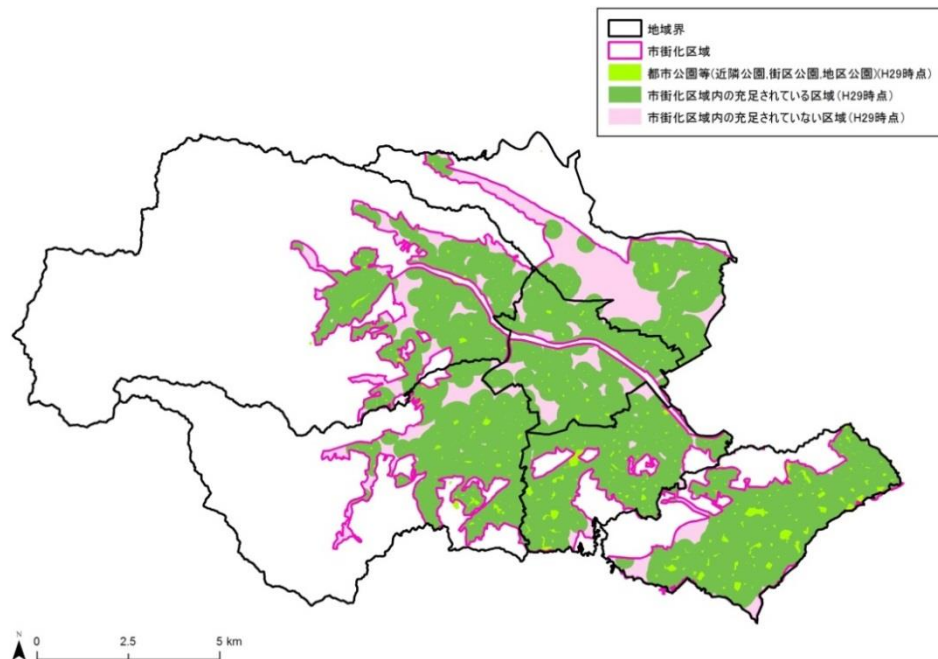
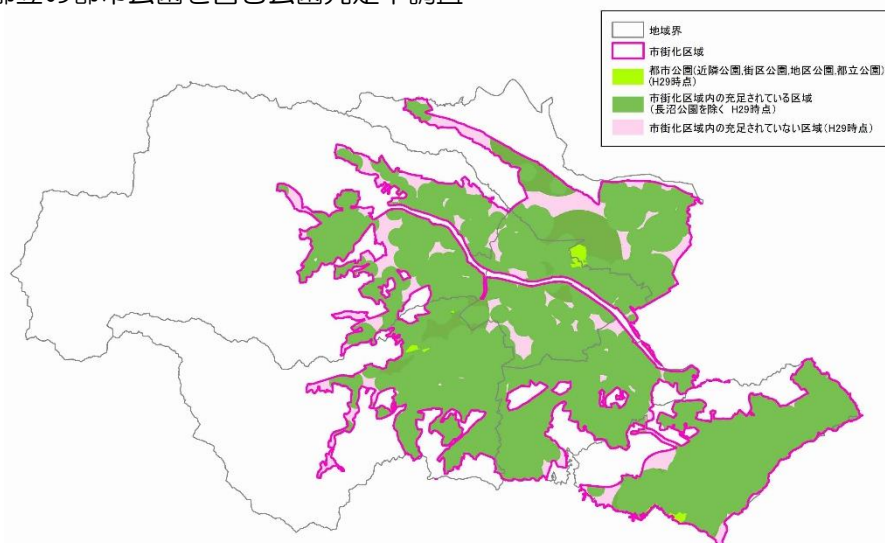


図. 平成 29 年 公園充足率調査結果

【参考】東京都立の都市公園を含む公園充足率調査



(3) 農地の現状

① 生産緑地地区の指定状況

生産緑地地区は、都市計画法に基づく地域区域の一つで、農林業との調整を図りつつ、市街化区域内の良好な都市環境の形成を図るため指定されます。現在、1,047 地区、約 230.65ha を指定しています（平成 30 年 11 月 20 日八王子市告示第 316 号）。

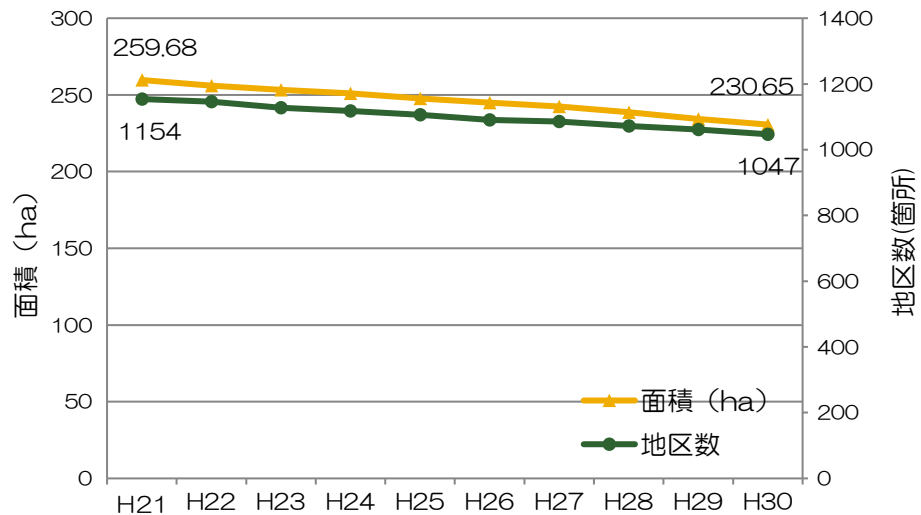


図. 生産緑地地区の面積及び地区数の推移（八王子市データより作成）

② 農業振興地域の指定状況

「農業振興地域」は、今後、相当期間（概ね 10 年以上）にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域であり、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事行います。八王子市では、市街化調整区域内に 4,045ha が指定されています。

「農用地区域」は、農業振興地域内における集团的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地など農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地です。八王子市では 98.5ha が指定されています。

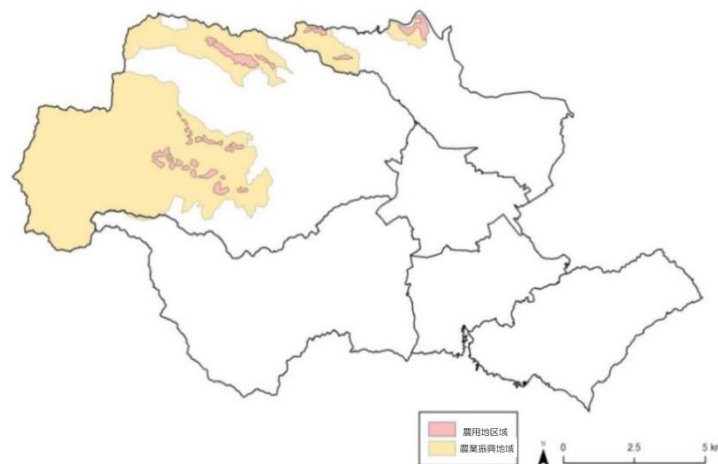


図. 農業振興地域及び農用地区域の指定場所（平成 27 年 国土数値情報）

(4) 河川の現状

① 河川網

主要な河川は、一級水系多摩川の右岸支流として、高尾・陣馬山麓を源流として市内を流れ、日野市で多摩川と合流する浅川とその支流、同じく加住丘陵を源流とする谷地川、多摩丘陵を源流として多摩市で合流する大栗川があげられます。

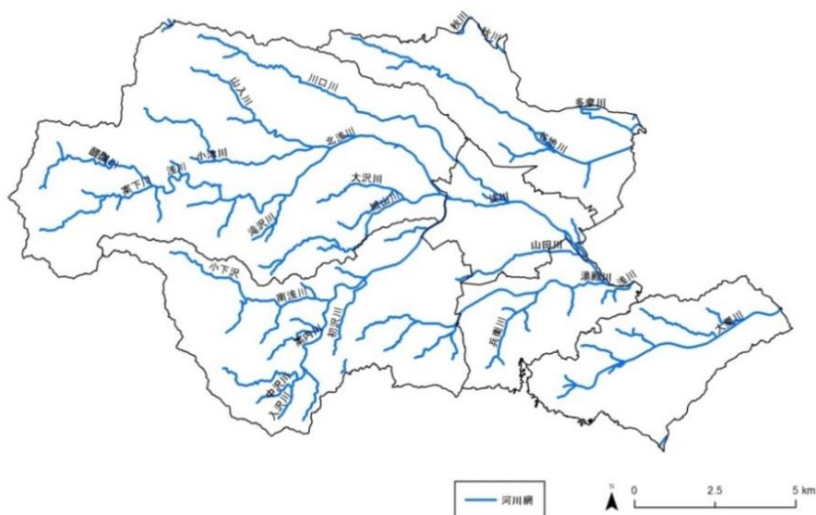


図. 市内の主な河川（数値地図 2500）

② 湧水地点

東方を除く三方を丘陵と山地で囲まれている八王子市では、各地の崖線・段丘線・山腹・窪地などに多くの泉や池があります。

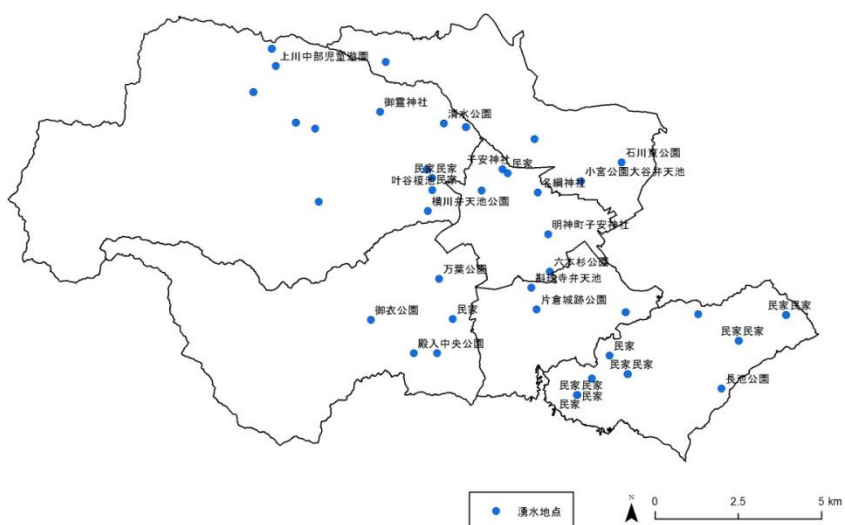


図. 市内の主な湧水地点資料（湧水マップ）



(5) その他のみどりの現状

① 自然公園

市内には、高尾山を中心とする「明治の森高尾国立公園」の他に、「都立高尾陣場自然公園」、「都立秋川丘陵自然公園」、「都立滝山自然公園」、「都立多摩丘陵自然公園」の4つの都立自然公園があります。



図.自然公園指定区域（平成 27 年 国土数値情報）

② 保安林

保安林は、森林法に基づき、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成など、特に重要な働きをしている森林を指定するものです。それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更などが規制されます。市内には西部や西南部地域の山地で保安林に指定される森林が多く存在します。

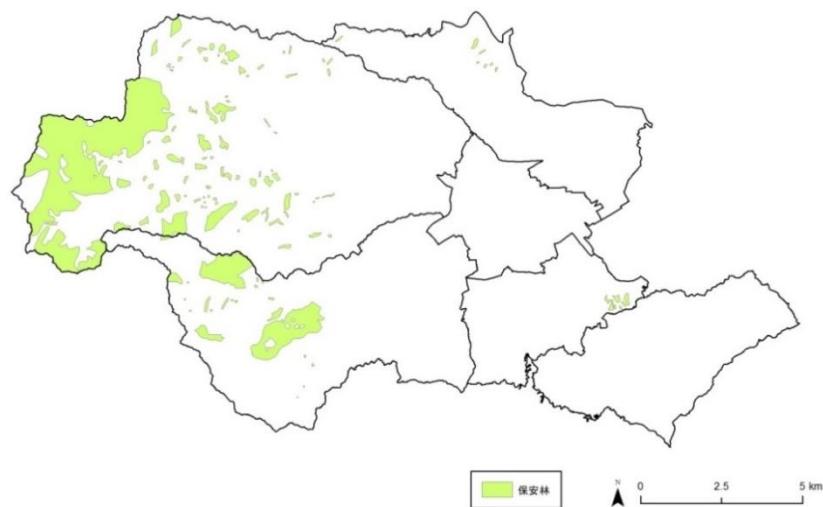
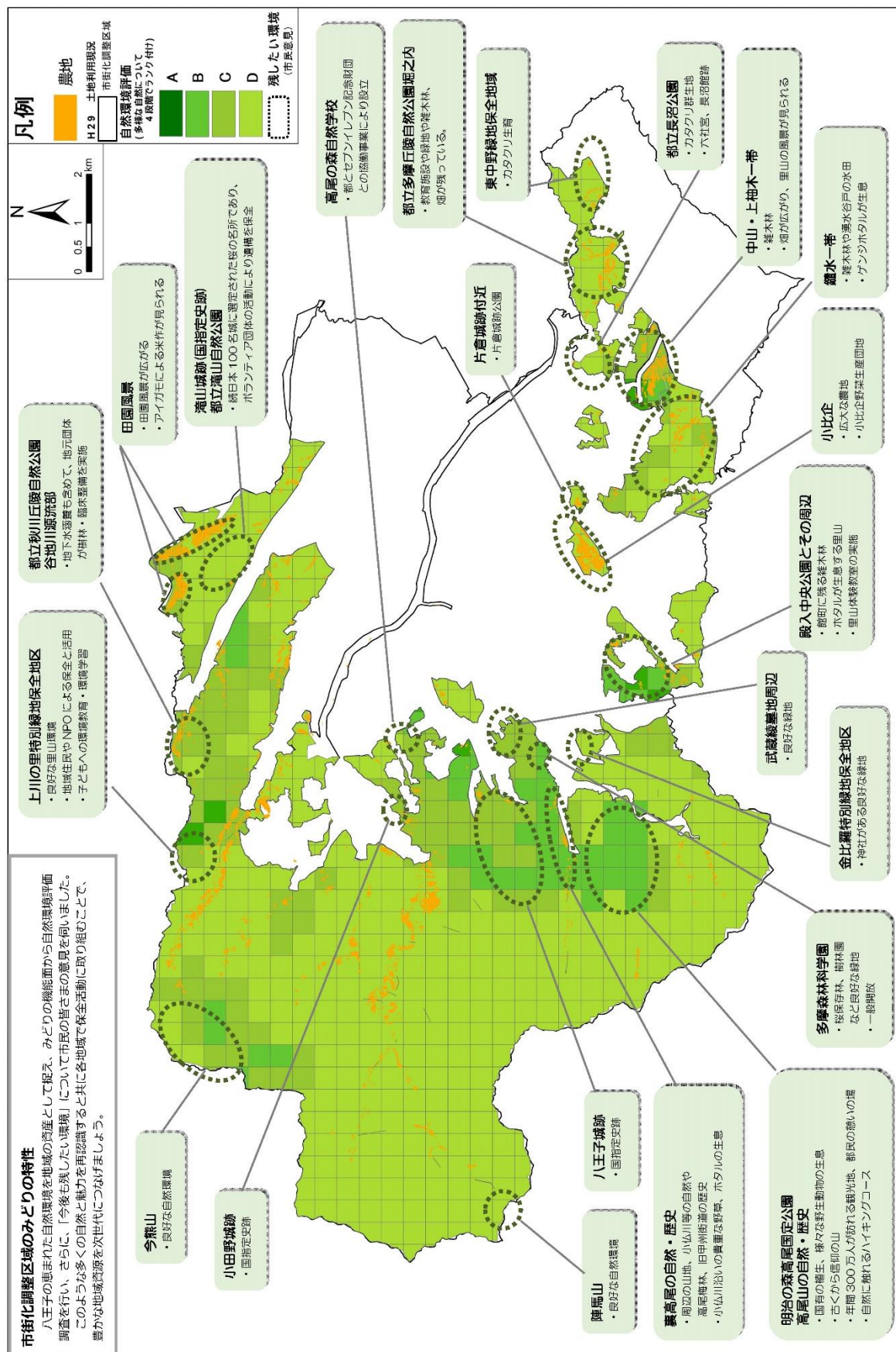


図. 保安林指定区域（平成 27 年 国土数値情報）

③ 市街化調整区域のみどりの特性



3 みどりの関する市民意見

(1) 市民意識

「八王子のみどりと公園に関する意識調査」

1. 調査概要

調査対象：八王子市内在住の満 18 歳以上～70 歳代まで男女

調査期間：平成 31 年（2019 年）3 月 13 日～3 月 27 日

対象者数：2,000 人

抽出方法：住民基本台帳から無作為抽出

調査方法：郵送による配布・回収(自記式・無記名)

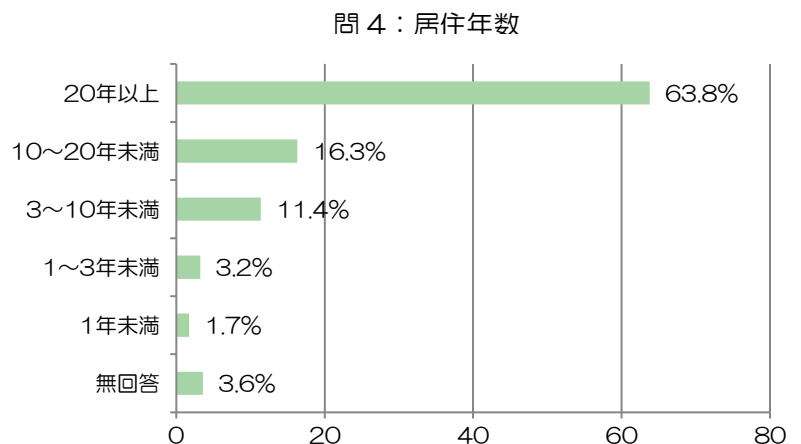
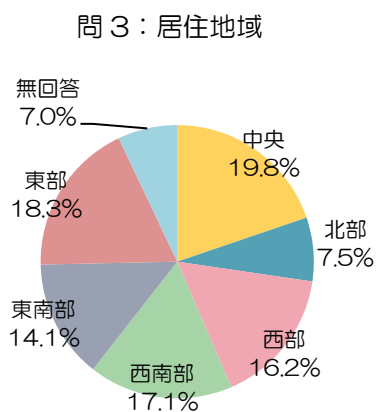
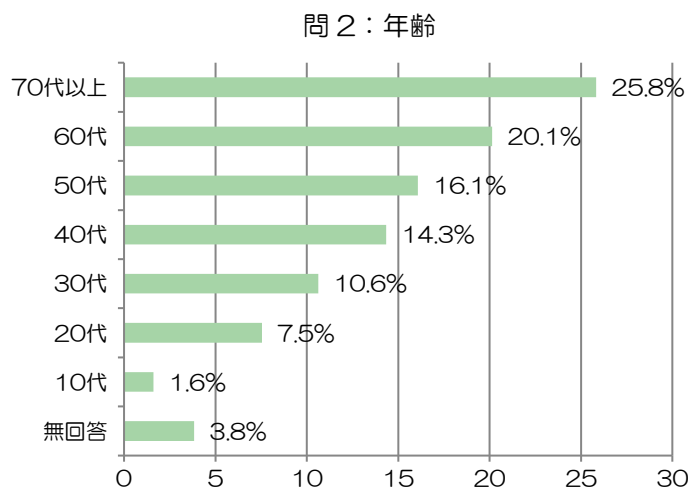
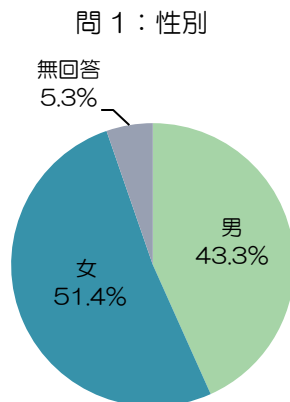
回収結果：809 人（回収率：40.45%）

2. 調査結果

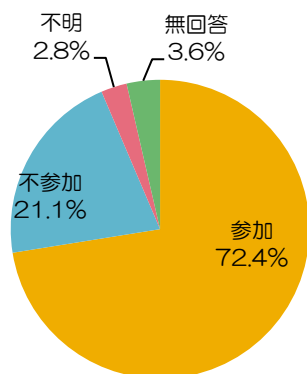
※小数点以下の処理により、合計が 100%にならない場合があります。

ア. 属性

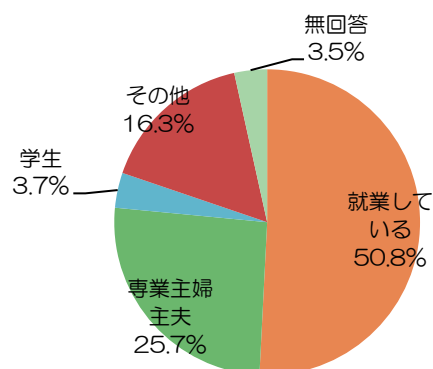
問 1：性別	問 2：年齢	問 3：居住地域	問 4：居住年数
問 5：町会、自治会などの参加有無	問 6：就業状況	問 7：子どもの有無	



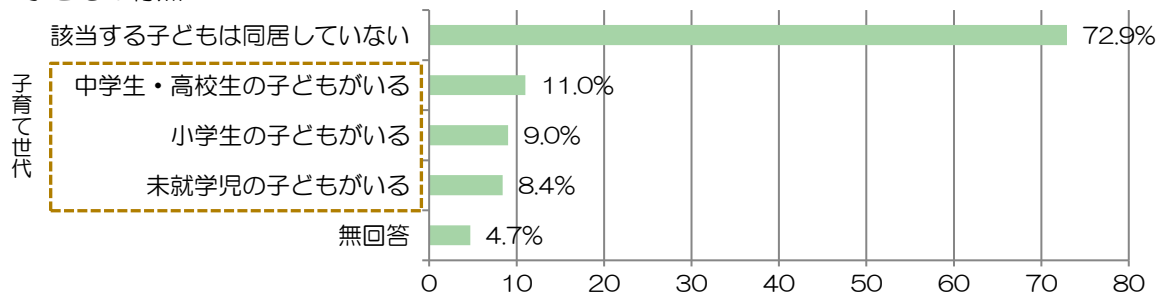
問 5：町会、自治会、管理組合の参加有無



問 6：職業状況

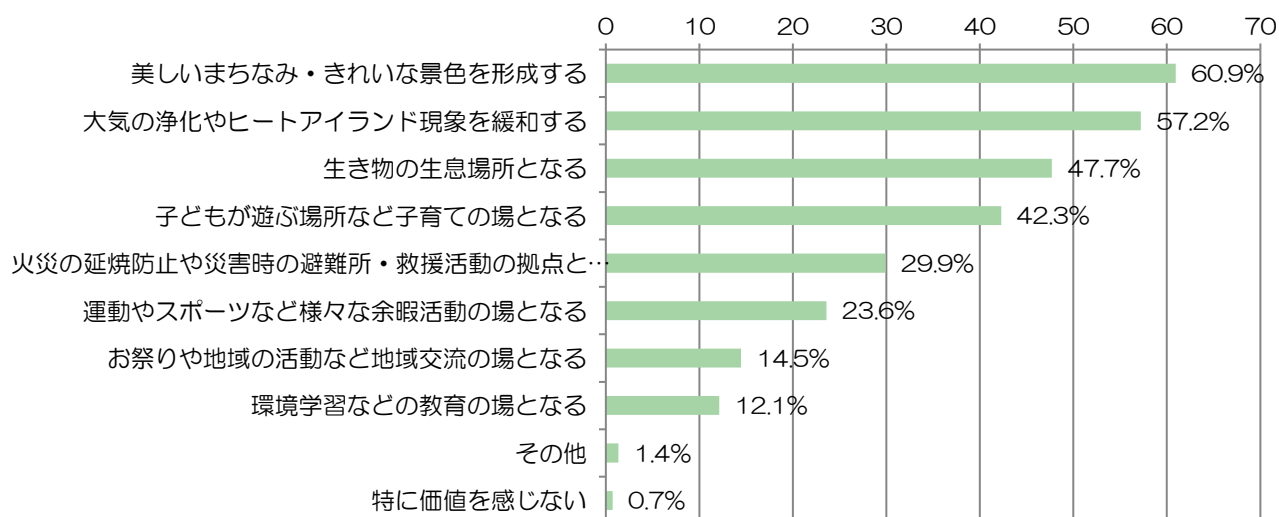


問 7：子どもの有無



イ. みどりに関する調査

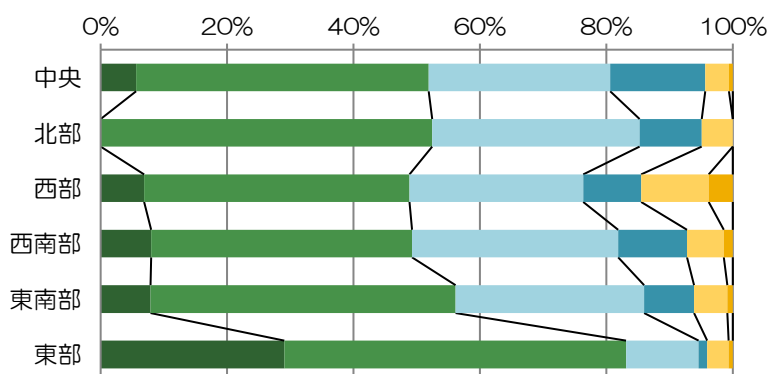
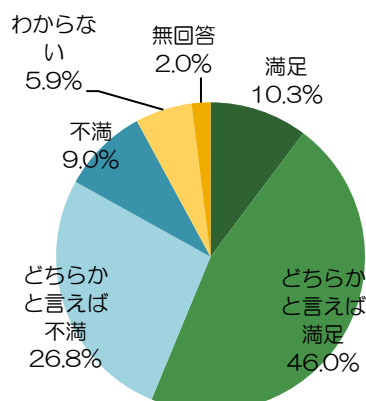
M1：みどりは以下の役割（機能）があると言われているが、あなたは市内のみどりについてどのようなことが大切だと思うか（選択は3つまで）



みどりに対し、「美しいまちなみやきれいな景色を形成」や「大気の浄化やヒートアイランド現象の緩和」などみどりが持つ直接的な機能への回答が最も多くなりました。
また、地域別集計でも同様の傾向となりましたが、子育て世代では、「子どもの遊び場や子育ての場」への役割が最も多く（64.1%）回答されました。

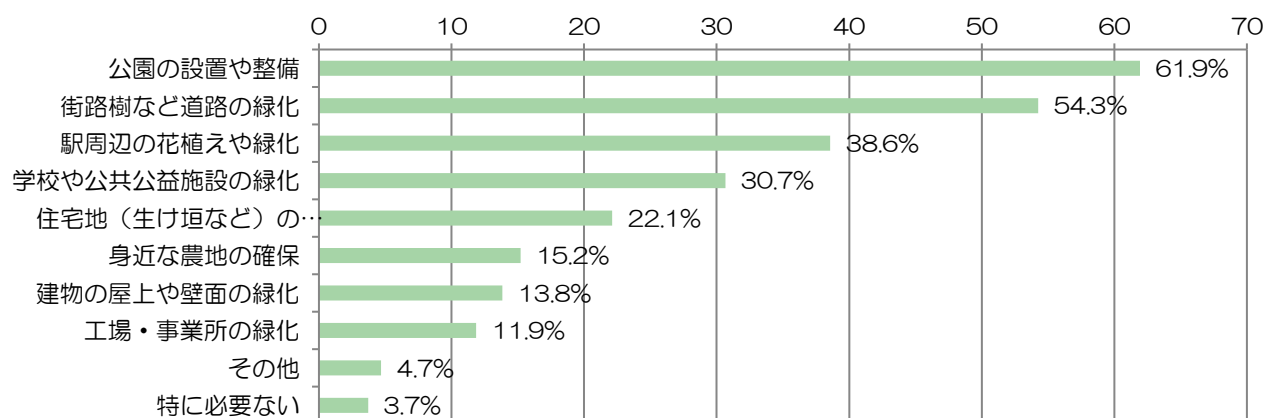


M2：まちなか（駅周辺、住宅街など）のみどりについて満足していますか（1 つ選択）

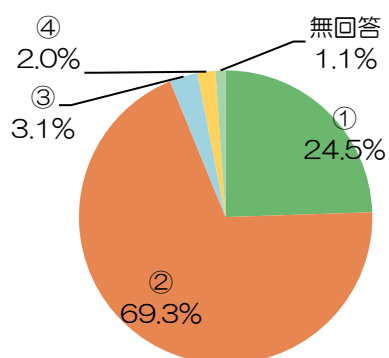


地域別集計では、東部地域で満足、どちらかと言えば満足の回答が 80%以上となりました。

M3：満足度を高めるためにどのようなことに力を入れて取り組むべきだと思うか（選択は 3 つまで）



M4：みどりの保全と開発との調和について、最も近い考えはどれか（1 つ選択）

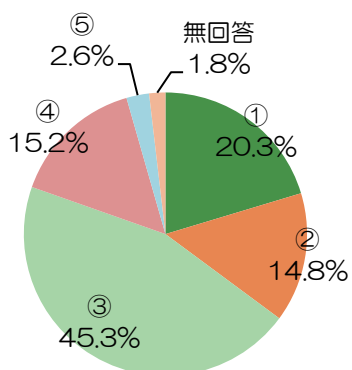


選択肢

- ① これ以上の開発は不必要であり、「みどり」を保全していくべきである
- ② 開発はやむを得ないが、保全や緑化の取り組みによって、可能な限り「みどり」を確保すべき
- ③ 開発は必要であり、「みどり」が減ることはいたしかたない
- ④ わからない

M5：現在の市において、緑地の多くは個人の所有地となっている。

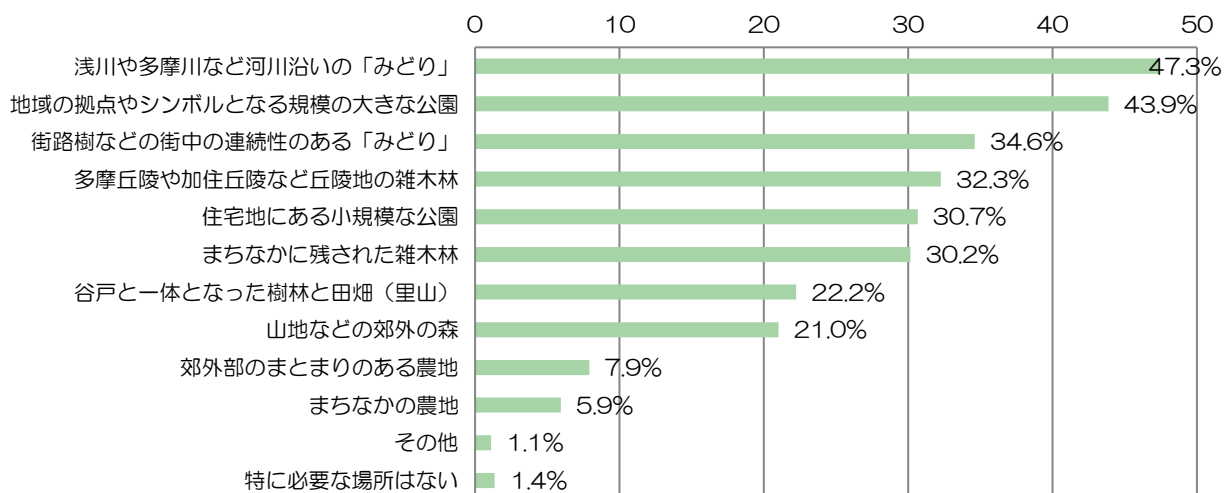
民有地のみどりを保全する方法として、最も近い考えはどれか（1つ選択）



選択肢

- ① 個人の土地であっても法律や条例で土地利用を規制し、開発行為を制限する。
- ② 行政（税金）で土地を買い取って保全する
- ③ 所有者に対して緑地の保全についての補助金などの支援をする
- ④ 個人の土地なので、保全するのも開発するのも個人の意思に任せる
- ⑤ その他

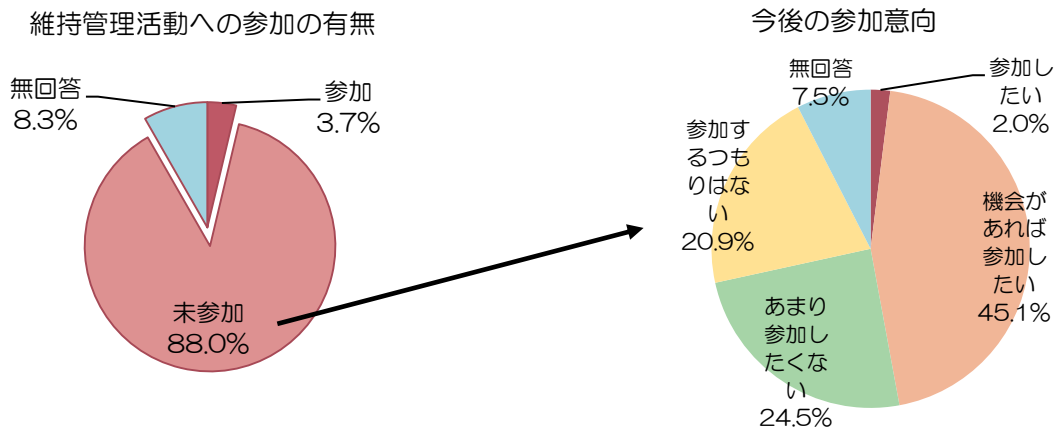
M6：今後の市で特に保全や維持管理が重要だと考えるみどりについて最も近い考えは（選択は3つまで）



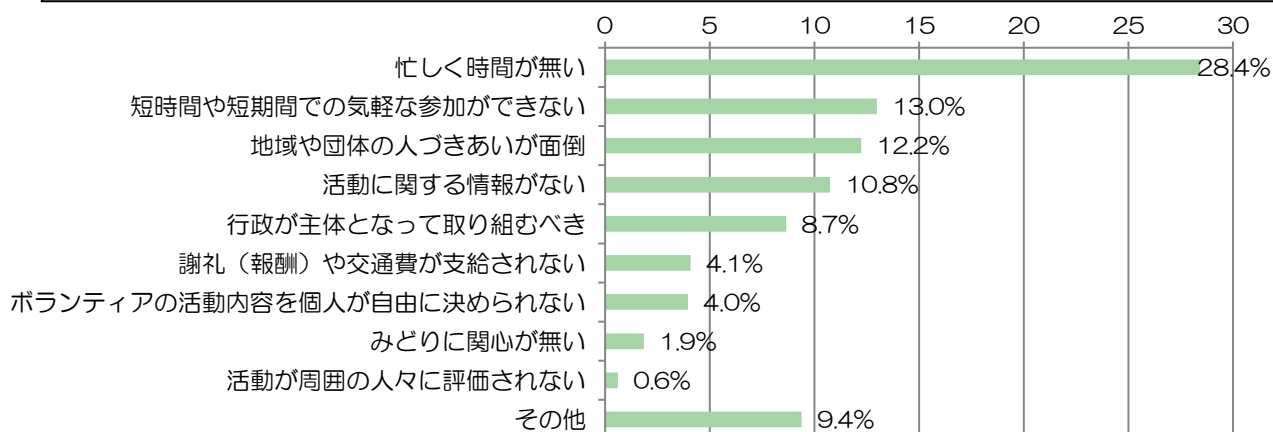
東部・東南部地域及び子育て世代では「規模の大きな公園」との回答が最も多くなりました。

M7：現在、ボランティア活動などのみどりに関する維持管理活動に参加しているか（1つ選択）

また現在参加されていない方は、今後参加したいか（1つ選択）

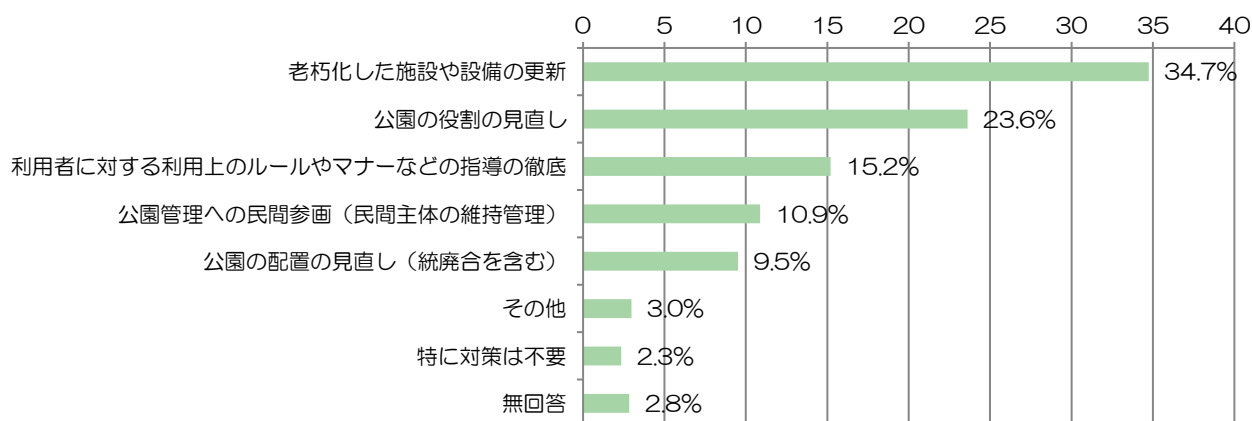


M8：M7で「あまり参加したくない」「参加するつもりはない」を選んだ理由（選択は3つまで）



維持管理などのボランティアへの参加意向が無い理由について、「忙しく時間が無い」との回答が最も多くなりました。なお、「その他」の理由は「身体の不調」が大多数でした。

M9：市内には大小約900の公園があります。今後、公園を適正に維持・管理し、有効に活用していくために必要だと思うこと（1つ選択）



M10：公園についてどれくらい利用しているか（公園ごとに1つ選択）

定義

大規模な公園

休息、観賞、散歩、遊戯、運動等のさまざまな目的で利用することを目的とした規模の大きな公園。

（富士森公園、戸吹スポーツ公園、大塚公園、上柚木公園、長池公園）

地域の中規模な公園

主に、家から歩いて10～20分程度の距離、あるいは近隣（小学校学区程度の範囲）にある中規模の公園。

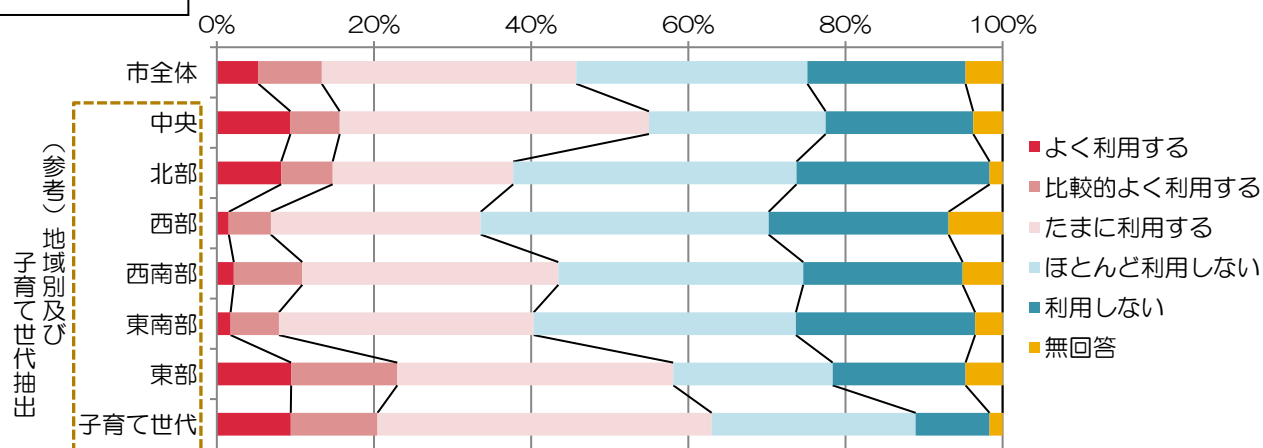
（富士見台公園、殿入中央公園、片倉つどいの森公園、高倉公園、北野公園、別所公園、久保山公園など）

身近な小さい公園

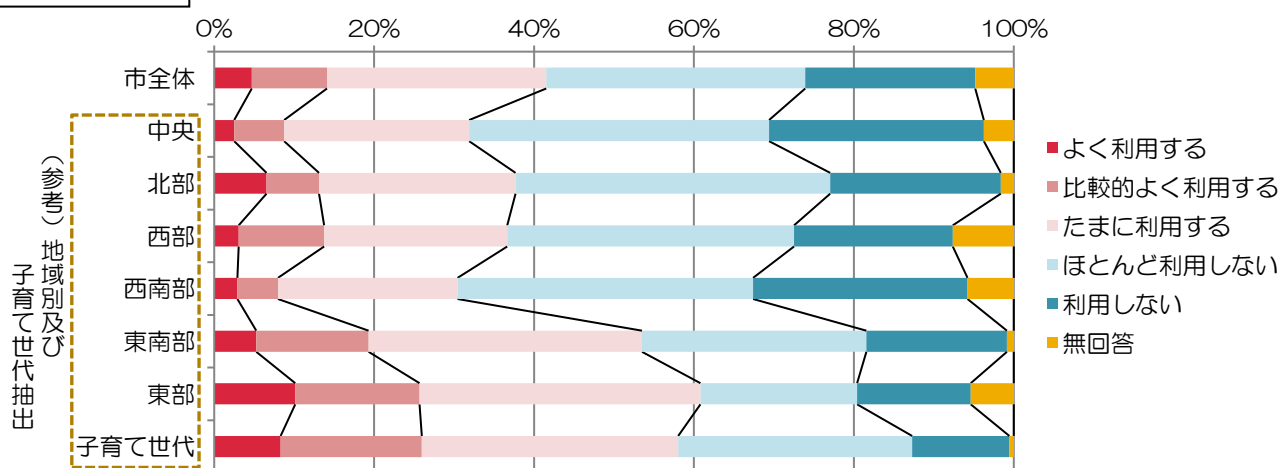
地域の中規模な公園よりさらに小さい、家の近所にある公園（駒木野公園、明神公園、打越小ザス公園など）



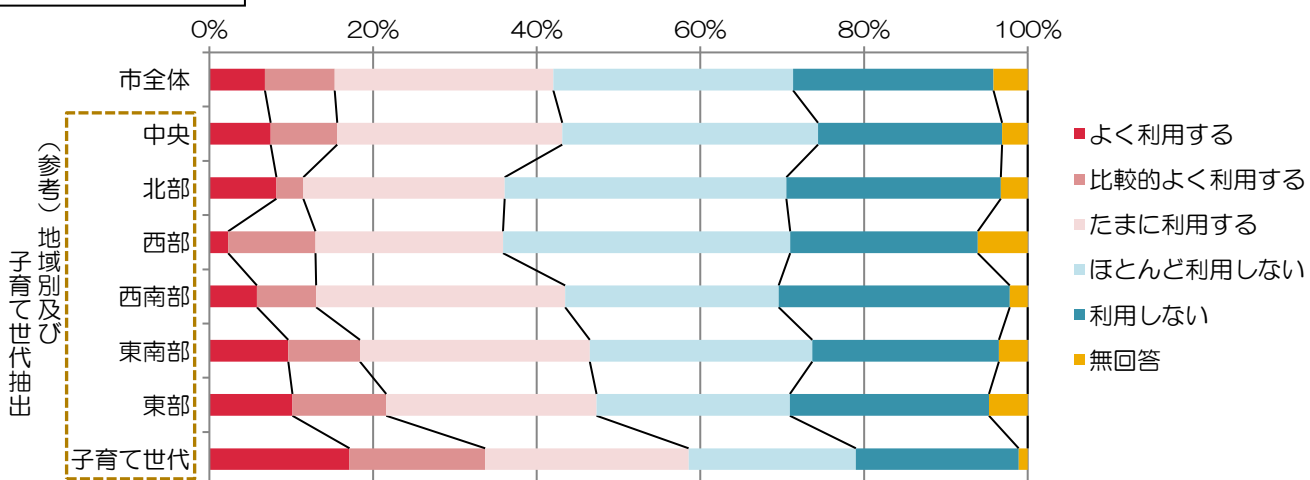
大規模な公園



中規模な公園

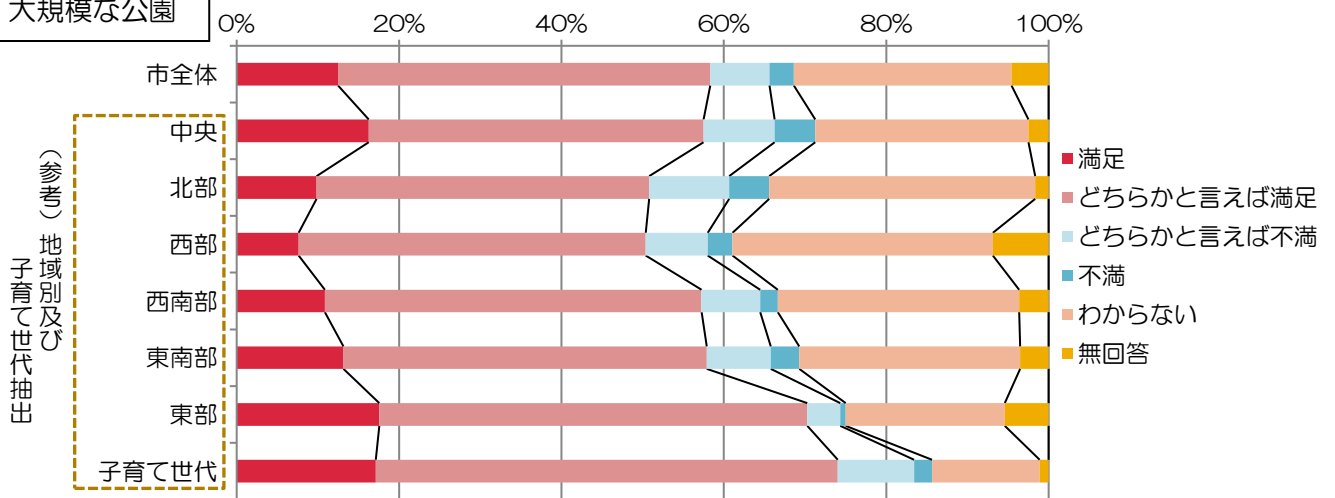


身近な小さな公園

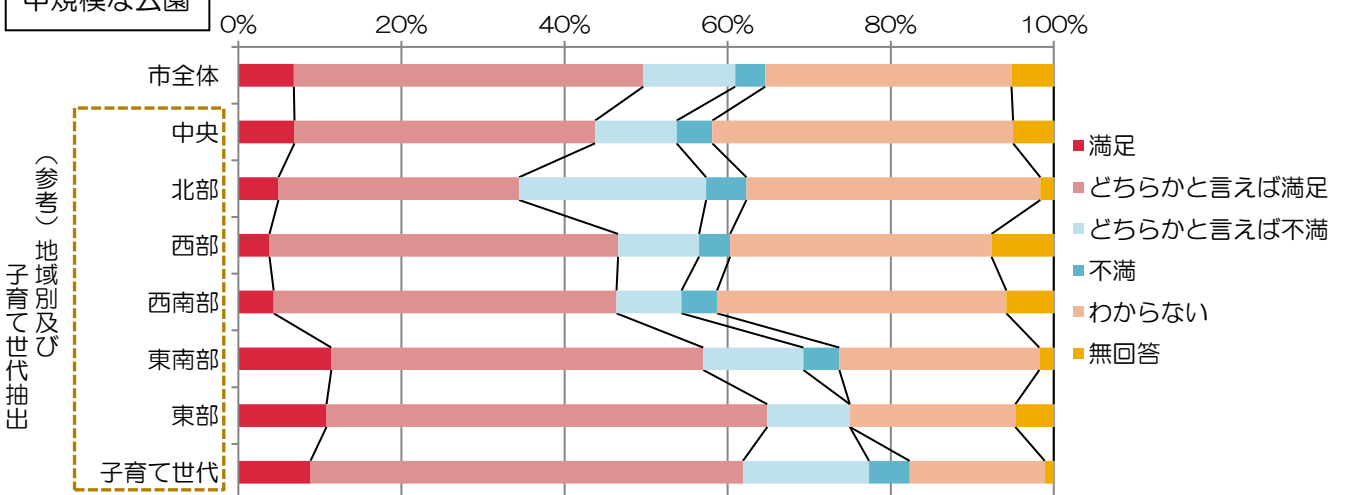


M11：公園の満足度について、最も近い考えは（公園ごとに1つ選択）

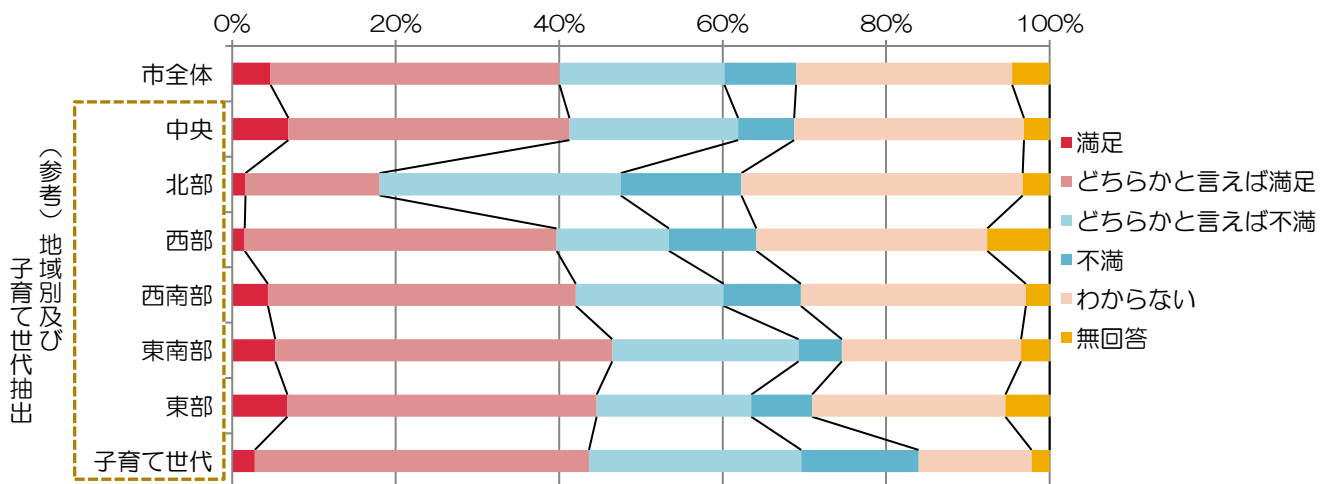
大規模な公園



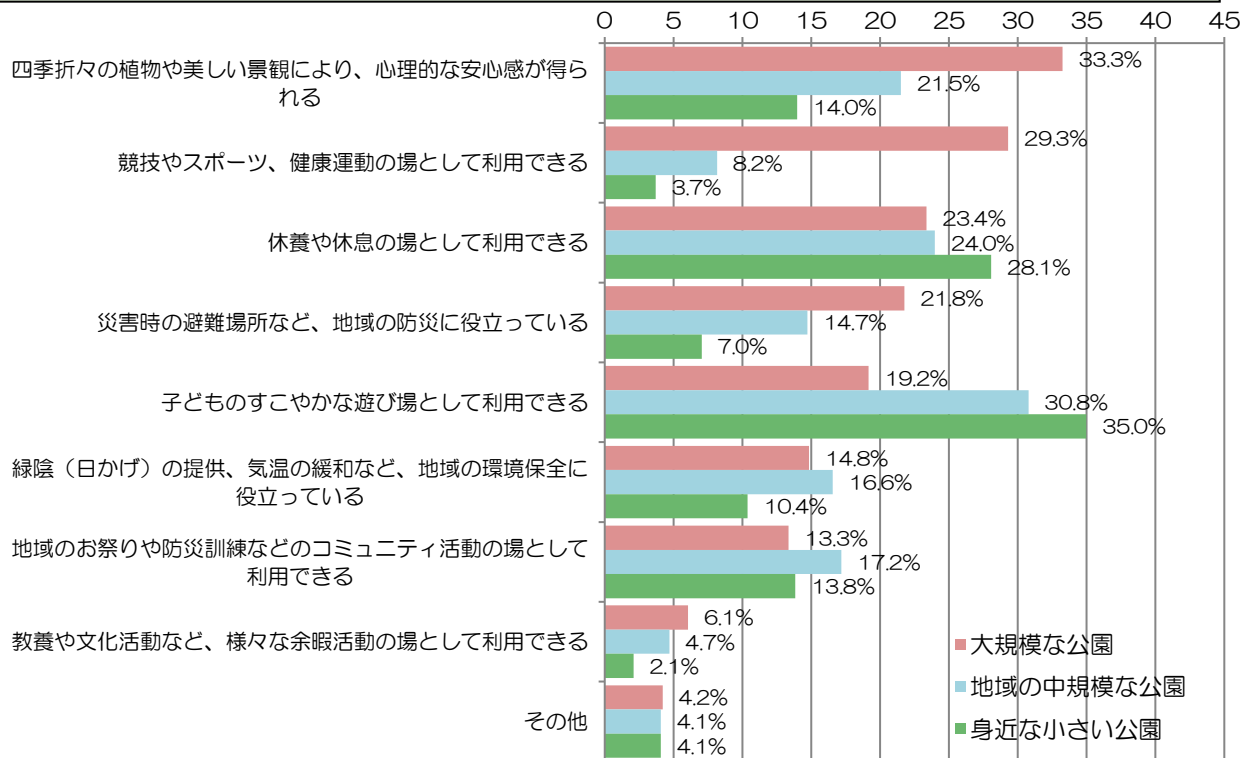
中規模な公園



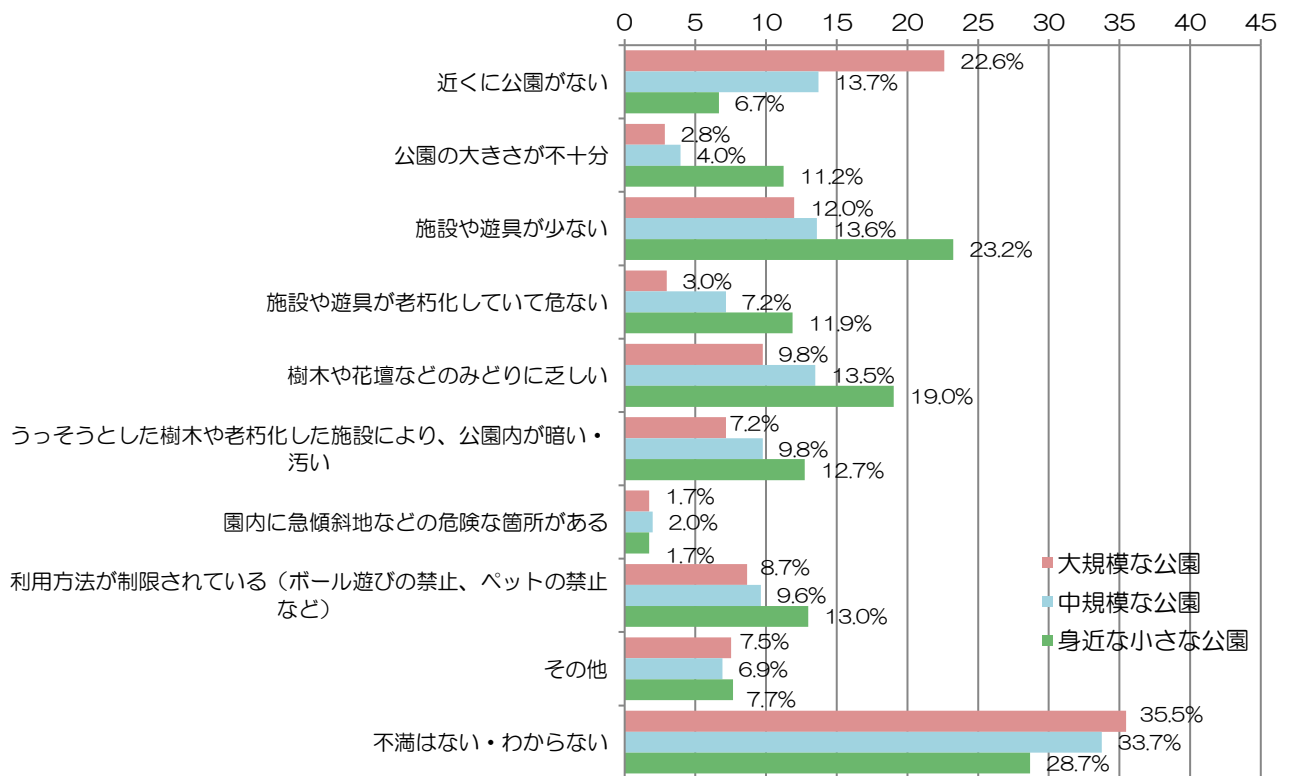
身近な小さな公園



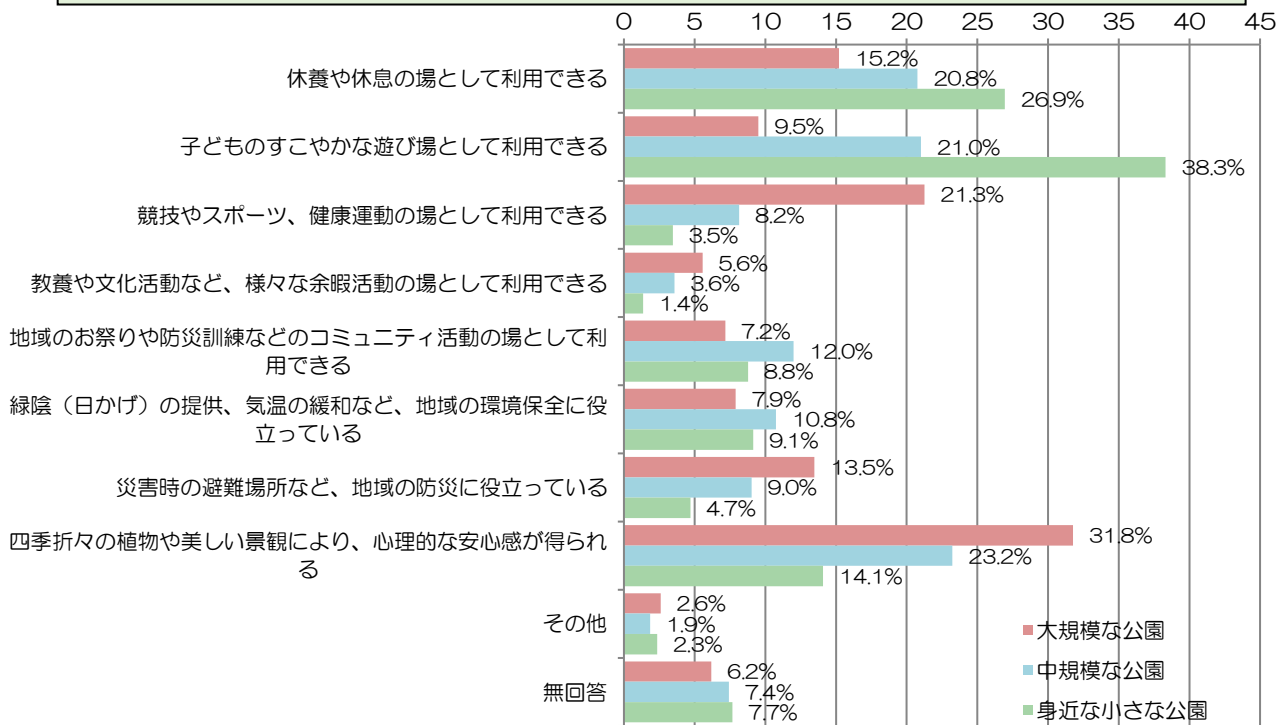
M12：満足度で「満足」、「どちらかと言えば満足」と回答した理由について（選択は3つまで）



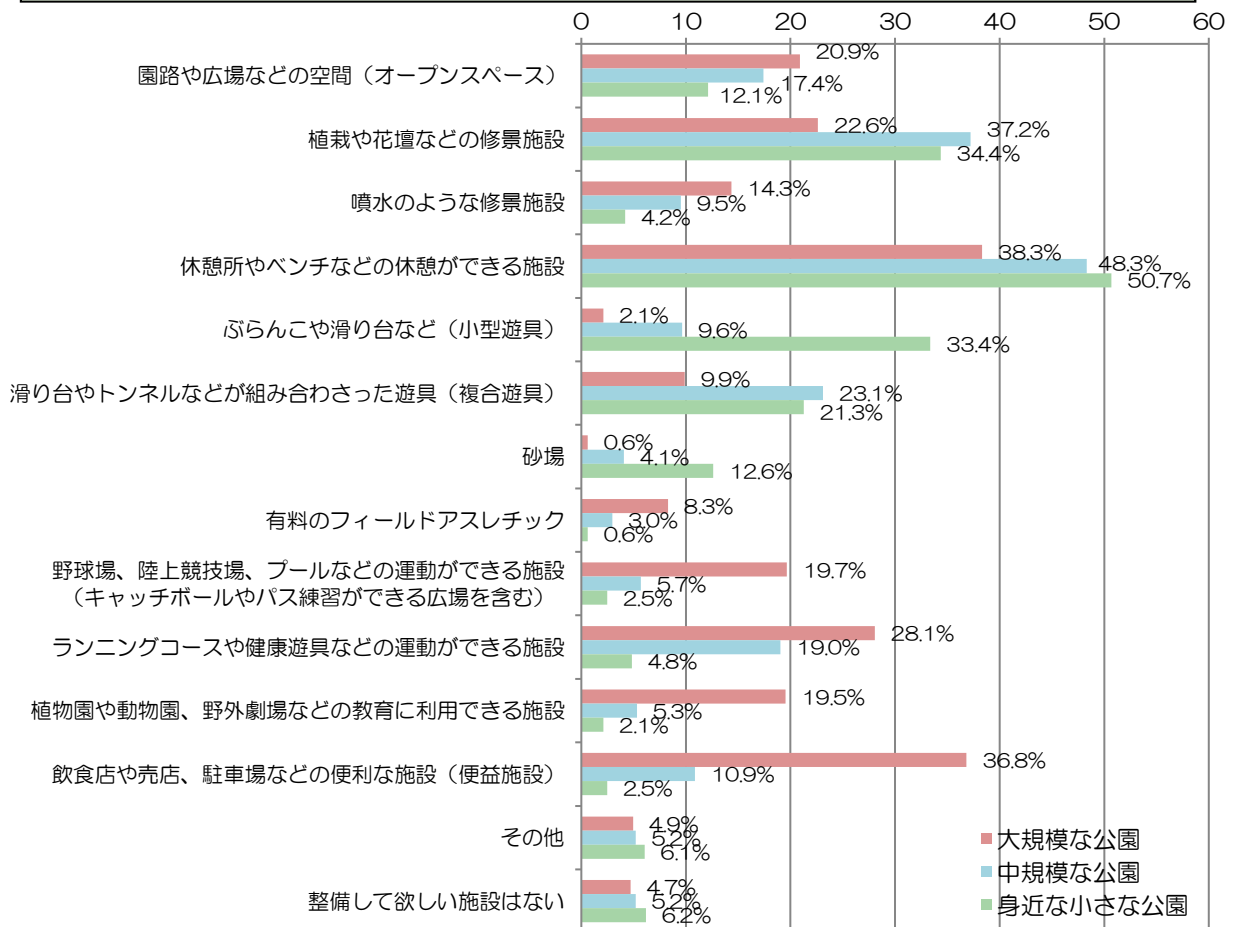
M13：不満があれば、不満の理由について（選択は3つまで）



M14：市内に特にどのような公園があれば、利用したいと思うか（選択は3つまで）



M15：公園に重点的に整備してほしい施設や設備について（選択は3つまで）



M16：自由記述（一部抜粋）

公園について	・樹木を植えて、木陰をなるべく作って欲しい。 ・暗くなるため、木を切って欲しい。 ・トイレがきれいに清掃されていると利用しやすくて嬉しい。 ・使用頻度の少ない構造物は撤去し、その公園で必要とされている構造物を新たに設置すべき。 ・あまり使われていない公園は災害用の用地にすると良い。 ・防災機能の拠点となる役割は大きいと思う。整備はその点を第一に考えて行すべき。 ・八王子市の魅力の1つである“自然”を感じられるような魅力ある公園づくりを実現してほしい。市外からも憩いの場所として来て頂けると良い。 ・観光客も集まるような自然豊かでかつにぎやかな（売店・飲食店も充実した）公園があると良い。 ・八王子駅のそばに大規模な多目的に活用できる子どもにもやさしい公園があればと思う。 ・八王子駅や京王八王子駅近くにもっと大きな公園ができたらい。 ・小さい子どもがいると特に身近な小さい公園がとても助かる。外観等は気にしないので管理がしやすく、子ども達を遊ばせたいと思う公園づくりをして頂けたら嬉しい。
緑地の保全について	・多摩丘陵などの市内に残された貴重な緑をできる限り保全してほしい。 ・山や雑木林は定期的な手入れが必要で、ボランティアの協力を頼むといいと思う。 ・八王子は丘陵の土地利用がすすんでいるので、丘陵斜面の緑地を確保する施策が欲しい。
市内のみどりについて	・四季の花が咲く街に住みたい。 ・街中にもっと緑や花があると良い。 ・緑が多いとその分、樹木の老朽化や雑草も増える。管理をその地域の人たちが自分の庭と思い、手入れなどが積極的に出きる雰囲気作りが必要。 ・木が多すぎるため、落葉が多い。木をある程度切りたおし、少なくした方がよい。多すぎる木々を、私たちの子ども世代が全て管理していくのは現実的ではない。 ・税金や人が足りないならお金を生み出す方法を考えまわして行ける方法を作るべき。



(2) 子育て世代の意識

自然体験活動に関するアンケート調査

1. 調査概要

調査対象：八王子市又は近隣市在住で小学生の子を持つ保護者

調査期間：平成 30 年（2018 年）11 月 17 日～18 日

対象者数：65 人

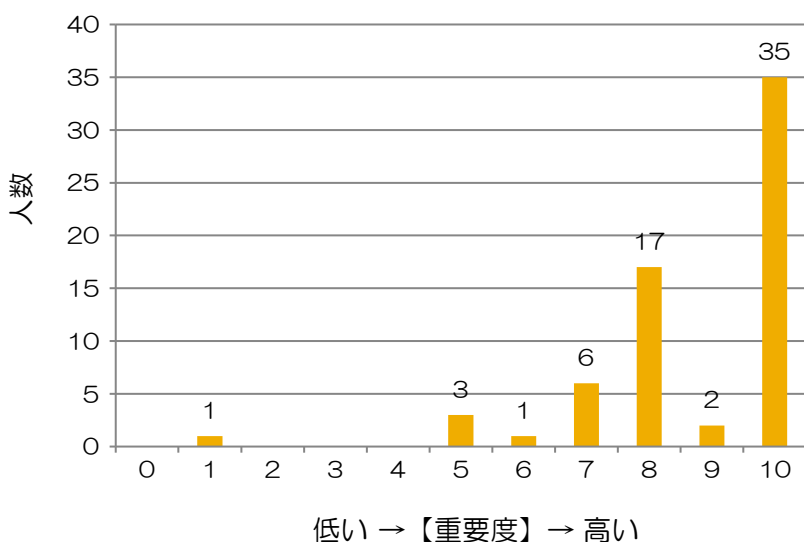
調査方法：いちよう祭りで実施したイベントへの参加者に直接依頼

回収結果：65 人（回収率：100 %）

2. 調査結果（一部抜粋）

※小数点以下の処理により、合計が 100%にならない場合があります。

子どもにとって“自然とのふれあいを重視した体験教育”についてどれくらい重要だと思うか（1 つ選択）



自然体験の重要性について、多くの保護者が、重要性が高いとの認識でした。

また自然体験の重要性が高いと認識している保護者は、実際に子どもに自然体験を多く経験させている傾向がありました。

今後、子どもに体験させたい自然とふれあう活動は何ですか（選択は 3 つまで）

体験内容	回答数	割合（%）
芋ほり、稲刈り等の農業体験	44	23.4
川遊び	40	21.3
生きものの観察や虫取り	31	16.5
花や木を育てる活動	26	13.8
木材クラフト作り	17	9.0
里山の手入れ体験	16	8.5
公園の落ち葉掃きや清掃	13	6.9
特になし	1	0.5
その他	0	0

今後、子どもに体験させたい自然活動について、芋ほりや稲刈りなどの農業体験と川遊びが多い回答となりました。



(3) 活動している市民の意識

環境市民会議向けアンケート調査

1. 調査概要

調査対象：環境市民会議の参加者

調査期間：平成 30 年（2018 年）11 月 16 日～平成 31 年（2019 年）1 月 26 日

対象者数：63 人

調査方法：地域ごとに開催される環境市民会議へ出向き、直接依頼。

回収結果：63 人（回収率：100 %）

2. 調査結果（一部抜粋）

※小数点以下の処理により、合計が 100%にならない場合があります。

環境市民会議に参加するようになったきっかけ（選択は 2 つまで）

理由	回答数	割合（%）
地域の為に役立ちたかったから	34	29.8
興味のある活動があったから	23	20.2
能力、経験を活かせるから	15	13.2
人から勧められたから	12	10.5
地域と交流がしたかったから	10	8.8
余暇を有意義に過ごすため	9	7.9
未経験のことにチャレンジ	4	3.5
身体を動かしたいから	4	3.5
その他	3	2.6
職場での付き合いがあったから	0	0

環境市民会議に参加するようになったきっかけについて、地域の為に役立ちたかったからの回答が最も多くなりました。

環境市民会議で活動するやりがいや魅力（自由記述）

【地域貢献】

- ・ 市民への普及啓発ができる
- ・ 市民から感謝の言葉があるとき

【学校との関わり】

- ・ 活動を通じて環境教育に寄与できる
- ・ 子どもと関わる機会ができる

【交流】

- ・ 交流・生きがいの場となっている
- ・ 同じ関心事がある人と意見交換できる
- ・ 様々な体験をした人と交流できる

【その他】

- ・ 活動の成果が見える
- ・ 地域環境の豊かさに触れることができる
- ・ 自然と接する機会が増える



(4) パブリックコメント結果



4 みどりの基本計画の改定経過

年度	月	内容	
平成 29 年度 (2017 年度)	12	検討開始	庁内検討会①
	1		庁内検討会②
	2		
	3		
平成 30 年度 (2018 年度)	4		環境調整委員会①
	5		環境審議会①
	6		
	7	庁内検討会③	懇談会①
	8		
	9		
	10	↓ 庁内検討会④	懇談会②
	11	保護者向け アンケート 環境市民会議 アンケート	
	12		
	1		庁内検討会⑤
	2	市民アンケート	懇談会③
	3	諮問	環境調整委員会② 環境審議会②
令和 元 年度 (2019 年度)	4		
	5	庁内検討会⑥	
	6		懇談会④
	7	庁内検討会⑦	懇談会⑤
	8		環境審議会③
	9		
	10	庁内検討会⑧	懇談会⑥
	11	答申	環境調整委員会③ 環境審議会④
	12		環境審議会⑤
	1	パブリックコメント	
	2	↓	懇談会⑦
	3	計画の改定	環境調整委員会④ 環境審議会⑥



【八王子市みどりの基本計画庁内検討会】

みどりの基本計画を改定するにあたり、庁内のみどりに関連する部署による検討会を実施しました。
参加所管は以下のとおりです。

所管名
環境保全課、環境政策課、公園課、農林課、水環境整備課 市街地整備課、土地利用計画課、路政課、防災課

【八王子市みどりの基本計画策定検討懇談会】

みどりの基本計画を改定するにあたり、具体的な施策や取組に関して市民や多様な関係団体から意見や助言を聴取し、反映するため、策定検討懇談会を実施しました。

八王子市みどりの基本計画策定検討懇談会参加者名簿（敬称略）

部門	氏名	所属	備考
学識者	沼田 真也	東京都立大学（首都大学東京）教授 都市環境科学研究科 観光科学域	座長
	市古 太郎	東京都立大学（首都大学東京）教授 都市環境科学研究科 都市システム科学域	
	阿部 伸太	東京農業大学 准教授 地域環境科学部 造園科学科	副座長
市民代表	町野 いこひ	公募市民	
	大久保 徹	公募市民	
	城所 幸子	宇津貴みどりの会 会長	
	田所 喬	NPO フュージョン長池 理事長	
事業者	小野 弘人	一般財団法人 セブンイレブン記念財団 地域活動支援事業マネジャー	
	竹下 博士	佐川急便株式会社 東京本社 CSR推進部 環境課 課長	
	藤原 啓二	八王子市農業協同組合本店 指導経済部 地域振興課 課長	
行政	米田 剛行	東京都都市整備局 都市づくり政策部 緑地景観課 課長	
	竹内 高広	東京都多摩環境事務所	～平成31年3月
	上中 章雄	自然環境課 課長	平成31年4月～
	志村 亮介	八王子市教育委員会 学校教育部	～平成31年3月
	木村 一史	指導課 指導主事	平成31年4月～



～ 計画書策定への思いから、これからの10年に向けて ～

懇談会のメンバーより、八王子市のこれからの10年に向けて、メッセージをいただきました。



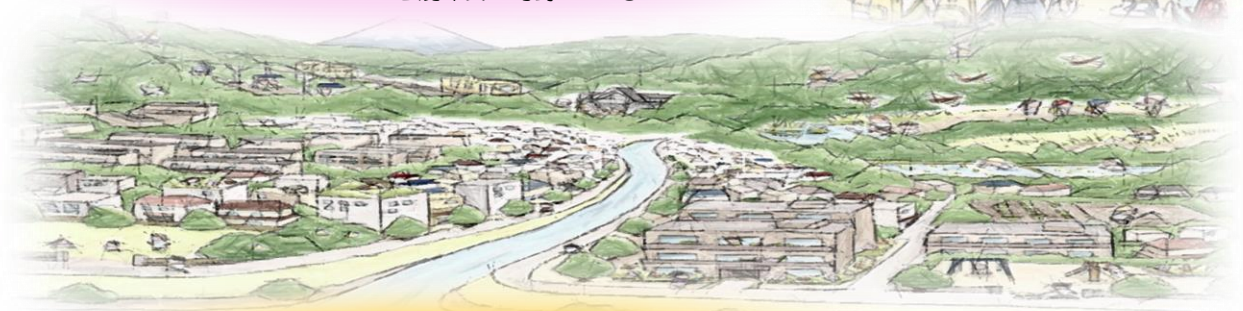
自然と共に生きてきた先人の知恵を学び
伝えたい。 宇津貴みどりの会 城所 幸子



ー 自分事として、みんなで ー
未来へ向かってみどりを守り育てていきましょう。
NPO フュージョン長池 田所 喬

この計画書を読んで、緑について考えてみてください。
公募市民 大久保 徹

里山の生態系が持続可能でありますように。
これが八王子の発展だと思います。
公募市民 町野 いこひ



八王子の緑が人と人をつなぐコミュニティの場となしてほしい。
セブンイレブン記念財団 小野 弘人



人と自然が共生する美しい里山を、次代へと継承していきたい。
佐川急便㈱ 竹下 博士

八王子市が豊かで住みやすく魅力の溢れるまちに
なれれば願います。 八王子農協 藤原 啓二

様々な世代が利用し、大事にされるみどりで
あってほしい。 首都大学東京 沼田 真也

絹の道からの田園息づくファッション・文化都市、
暮らしの舞台としての緑へ 東京農業大学 阿部 伸太

緑は防災減災資源とリスクの二面性があります。
市民協働による緑のまちづくりを期待しています。
首都大学東京 市古 太郎



【八王子市環境審議会】

八王子市環境審議会委員名簿（敬称略）

役職	氏名	分野	所属等
	荒井 康裕	学識者	東京都立大学（首都大学東京） 准教授
会長	奥 真美	学識者	東京都立大学（首都大学東京） 教授
	櫻井 達也	学識者	明星大学 准教授
	中島 裕輔	学識者	工学院大学 教授
	西川 可穂子	学識者	中央大学 教授
	沼田 真也	学識者	東京都立大学（首都大学東京） 教授
	鷲谷 いづみ	学識者	中央大学 教授
	荒井 富雄	市民	八王子市町会自治会連合会 副会長
	大竹 邦江	市民	環境カウンセラー
副会長	千明 武紀	市民	NPO 法人緑サポート八王子 理事長
	池田 ヒロミ	事業者	八王子商工会議所 女性経営者の会シルクレイズ副会長
	大久保 雅司	事業者	八王子商工会議所環境委員会 副会長
	上村 邦彦	事業者	東京都資源回収事業協同組合 八王子支部長
	荒井 和誠	行政	東京都環境局多摩環境事務所 廃棄物対策課長
	横田 信博	行政	東京都地球温暖化防止活動推進センター センター長



令和元年（2019 年）11 月 7 日

八王子市長 石森 孝志 殿

八王子市環境審議会
会長 奥 真美

八王子市みどりの基本計画の改定について（答申）

平成 31 年（2019 年）3 月 26 日付 30 八環環発第 694 号をもって諮問のありましたこのことについて、本審議会では現行計画での取組み、近年の社会情勢の変化、法令改正等に伴うみどりを取巻く諸状況を踏まえ詳細に検討するとともに、市民に分かりやすい計画づくりを目指し審議してきたところです。

このたび、下記の意見をまとめましたので、答申します。

記

1 みどりの多面的機能を活かした新たな課題への対応

現行計画が策定されてからの 10 年間で、少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化といった社会状況の変化に加え、深刻な被害をもたらす自然災害が頻発するなど私たちを取り巻く環境は大きく変化してきている。こうした新たな課題の解決にあたっては、みどりが持つ多面的機能を活かしていくことが効果的であることから、それらを踏まえた計画内容の見直しを行うこと。

2 国内外の動向を踏まえた計画

2015 年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標（SDGs）の実現という国際的潮流を踏まえるとともに、都市緑地法等の改正や国・都が推進するグリーンインフラの取組みなどを加えた計画内容の見直しを行うこと。

3 市民等にわかりやすい計画

本計画の推進にあたっては、市民や事業者などの深い理解を得て連携を図っていくことが不可欠であるため、イラスト、コラム、用語解説などを活用して、より分かりやすい計画となるよう工夫すること。

4 市民等の意見の反映

アンケートや市民等を交えた会議、パブリックコメントの実施などにより、広く市民等の意見を聴取する機会を設けたうえで、得られた意見を踏まえた内容を、適切に反映すること。



5 用語集

アルファベット

CSR（シーエスアール）

Corporate Social Responsibility（企業の社会的責任）の略。収益の維持及び法令遵守だけでなく、適正な雇用や労働条件、消費者への対応、環境への配慮、地域社会への貢献など、企業が活動の基盤とする社会とのかかわりにおいて負う責任のこと。

CSV（シーエスバイ）

Creating Shared Value（共通価値の創造）の略。企業の経営理念の一つで、企業の本業を通じた、利益の追求と社会的課題の解決（=社会貢献）の両立を目指すこと。CSR よりも直接的に課題の解決を図ることで、企業の価値の向上を目指すものです。

NPO（エヌピーオー）

Nonprofit Organization（非営利組織）の略。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体のこと。

QOL（キューオーエル）

Quality Of Life（生活の質、人生の質）の略。物質的だけでなく精神的な豊かさを含む生活の質のこと。

SNS(エスエヌエス)

Social Networking Service の略。登録された利用者が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者のコミュニケーションを可能にしています。（総務省HPより）

ア行

アドプト

市民や事業者などが、地域の道路や公園などの公共施設を自分たちで定期的に清掃するボランティア制度のこと。市では、町会・自治会、市民グループ、学校、企業が、道路や公園などの公共施設の清掃、除草などを行う、公共施設アドプト制度を制定しています。

エコロジカルネットワーク

生きものの生息・生育環境として重要な空間が、小規模な緑地や河川などでつながった有機的なネットワークのこと。

江戸のみどり登録緑地

一定割合以上の在来種を植栽し、生物多様性の保全に取り組んでいる民間建築物等の敷地内の緑地を東京都が登録・公表する制度。

屋上緑化

建築物などの屋上などに植物を植えて緑化すること。緑化によって、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、夏季の冷房費の削減等の効果があります。

カ行

街区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主に街区に居住する人の利用を目的とする公園。1箇所あたり面積 0.25ha を標準として設置されます。



外来種

意図的・非意図的を問わず人為的に、本来の生息地の外へ移動させることにより、その生物が有する能力で移動できる範囲の外に生育又は生息する生物種のこと。

海外から日本国内に持ち込まれた種に対して使われることが多いですが、国内間であっても、もともといなかった地域に持ち込まれた場合は外来種となります。

かまどベンチ

災害発生時に、座面を取り外すことでかまどとして炊き出しなどに用いることができるベンチのこと。防災かまどベンチとも言ふ。

環境市民会議

環境問題に対処していくためには、市の環境施策を推進するとともに、市民・事業者の自発的な環境保全活動や取り組みが重要となります。環境市民会議は、市内を6つの地区に分け、それぞれの市民・事業者の皆さんによって自発的に環境保全活動を実践する組織で、平成14年7月に設立されました。

近郊緑地保全区域

首都圏近郊緑地保全法に基づき、首都圏近郊において無秩序な市街地化を防止し、良好な緑地を保全するために指定される区域のこと。

近隣公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣に居住する者の利用を目的とする公園。1箇所あたり面積2haを標準として設置されます。

グリーンマッチング制度

緑地の維持管理を希望する土地所有者と、緑地で活動したいという保全団体と市が連携して斜面緑地保全地域を適正管理していく制度。

国定公園

国立公園に準ずる優れた自然の風景地を保護し、自然とのふれあいを増進するため指定された自然公園のこと。自然公園法に基づき国が指定し、都道府県が管理します。

サ行

在来種選定ガイドライン

東京都が作成したガイドライン（植栽時における在来種選定ガイドライン～生物多様性に配慮した植栽を目指して～）のこと。生物多様性の保全のため、在来種に配慮した緑化誘導を行う際の、植栽植物の分類や選び方を示しています。

里山

人里の近くにあり、従来、林産物栽培や有機肥料、薪や炭の生産などのために利用されていた人との関わりの深い森林のこと。主に谷戸の田んぼや畑を中心に、ため池や用水路、雑木林などで構成されています。

里山サポーター

里山の再生を担う人材の発掘・育成のため、市が開催する里山サポーター育成講座において認定した人のこと。

サードプレイス

自宅（ファーストプレイス）や職場（セカンドプレイス）と異なる居心地の良い第3の居場所のこと。地域コミュニティの弱体化が懸念される中で、地域の人々が気軽に集えるサードプレイスの重要性が注目されています。

市街化区域

都市計画区域内において、すでに市街化している区域及び概ね10年以内に優先的、計画的に市街化を図る区域のこと。

市街化調整区域

都市計画区域内において、市街化を抑制する区域のこと。

自然公園

優れた自然の美しい風景地を保護しつつ、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された地域。日本では自然公園法に基づき、国が指定する国立公園と国定公園や東京都が指定する都立自然公園などがあります。



持続可能な社会

現代世代のニーズを満たしつつも、自然環境の保全や廃棄物の適正な循環などを通じて、将来世代にも継承することができる社会のこと。国の第4次環境基本計画では、『人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会』と定義されています。

児童遊園

「八王子市児童遊園条例」に基づき、児童の健全な遊び場確保などを目的に設置されている広場のこと。

斜面緑地保全区域

「市街地内丘陵地のみどりの保全に関する条例」に基づき、貴重なみどりを守るため、良好な自然環境が形成されている丘陵地のみどり保全する区域。

市民緑地認定制度

「都市緑地法」に基づき、民有地を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度。

水源かん養

雨水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させること。

生産緑地地区

都市計画法の地域地区の一つで、市街化区域内において農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境を確保するため指定された農地などのこと。

生物多様性

たくさんの生きものがいて、それらが互いにつながっていること。生物多様性は生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つの多様性から成り立っています。

タ行

体験の機会の場

「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）」に基づき、自然体験活動等の体験の機会の場として都道府県知事等（政令指定都市、中核市の場合はその市長）から認定を受けることができる制度。本市が中核市になったことで平成28年度に、都内初の認定を行いました。

第34回全国都市緑化はちおうじフェア

平成29年9月16日（土）から10月15日（日）の1か月間、富士森公園をメイン会場として行われたイベントのこと。都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及等をはかり、緑豊かな潤いある都市づくりをめざすために行われ、八王子市が第34回目の開催地となりました。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有しているいきものの生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。

多摩産材

東京都内の多摩地域で生育し、生産された木材を一般的に「多摩産材」と呼びます。そのうち、多摩地域の適正に管理された森林から生産されたことが「多摩産材認証協議会」によって地産証明されたものが「認定材」となります。

多摩丘陵～三浦丘陵のみどりのネットワーク

首都圏を南北に縦断する多摩・三浦丘陵を中心として形成される一帯の緑地群の広域的な緑のネットワーク化を図るため、「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議」が設置されています。同会議には、八王子市を含め、13自治体が参画しており、生物多様性の保全、都市農業の保全、樹林地の保全、河川や海浜、水源地との関わりなどの観点から相互の課題を認識し、丘陵保全に必要な諸施策をより広域的かつ効果的に検討することを目的としています。

地区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内に居住する者の利用を目的とする公園。1箇所当たり面積4haを標準として設置されます。



地産地消

地産地消とは、国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費する取組。食料自給率の向上に加え、直売所や加工の取組などを通じて、6次産業化にもつながるものです。（農林水産省HPより）

地球温暖化

人間の活動により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス（太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を温める働きがあるガス）の濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。

天然記念物

学術上貴重で八王子市の自然を記念するもの。東京都に指定の「高尾山のスギ並木」や八王子市指定の「甲州街道イチョウ並木」などがあります。

東京都保全地域

「東京における自然の保護と回復に関する条例」に基づき、良好な自然地や歴史的遺産と一体になった樹林などを都民の財産として残していくため、保全地域に指定するもの。保全地域には「自然環境保全地域」、「森林環境保全地域」、「里山保全地域」、「歴史環境保全地域」、「緑地保全地域」の5種類があり、本市には「里山保全地域」と「緑地保全地域」が計14か所指定されています。

特定外来生物

海外起源の外来種のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、及ぼす恐れがあるものの中から国により指定された生きもののこと。指定されると飼養、保管、運搬などの行為が規制対象となります。

特定生産緑地

市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500㎡以上の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る制度のこと（国土交通省HPより）。本市では面積要件を条例により300㎡まで引き下げています。

特別緑地保全地区

都市緑地法に基づき、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を都市計画に定め、開発行為を許可制により規制する地域。

都市公園

都市公園法に基づき、国や地方公共団体が設置した公園や緑地のこと。緩衝緑地緑道、墓園なども含まれます。

都市計画公園・緑地の整備方針

公園緑地の計画的な整備を促進するため、優先的に事業を進める優先整備区域などを定めた東京都と区市町が合同で作成した方針。

都市緑地法

都市の緑地を保全するとともに緑化や都市公園の整備を推進することにより、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、1973年に制定された旧・都市緑地保全法が2004年の法改正により改称したもの。都市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置づけ、緑地保全地域内での行為規制、緑地保全上必要な土地の買入れ、緑地協定、緑地管理機構の指定業務などについて規定しています。

ナ行

農家開設型農園

農業体験農園や農家直営農園といった農家及び農地所有者自らが開設・経営する農園のこと。

農地バンク制度

遊休農地の解消に向け、市内の貸付けを希望する遊休農地の情報を集約し、借り手として登録した方へこの情報を提供し、貸借につなげる制度。



八行

ヒートアイランド現象

道路舗装や建築物などの増加や冷暖房などの人工排熱の増加により、都心部の気温が郊外に比べて高くなる現象。

風致地区

都市計画法に基づき、良好な自然的景観を形成している区域のうち、都市環境の保全を図るため風致の維持が必要な区域を定める制度。

壁面緑化

建築物などの外壁を緑化すること。緑化によって、大気の浄化、ヒートアイランド現象の緩和、夏季の冷房費の削減等の効果があります。

ペレット

この計画においては、製材の際に発生する廃材や間伐材などに圧力を加えて固めた固形燃料のこと。

プレーパーク

「冒険遊び場」とも呼ばれる、ヨーロッパを中心に広がった遊び場のこと。自然を活かしたり、身近な素材などで子ども自身が好奇心や想像力を働かせながら遊べる場です。

マ行

まちの広場

都市公園及び児童遊園とは別に、公共空地確保のため市が管理している広場のこと。

水循環

雨水は、土壌に浸透するか地表面を流れます。土壌に浸透した水は、地下水となり地中を流れ、河川や崖地へ湧き出して、海へと注ぎます。海の水は蒸発し、降水として再び地表にもたらされます。この動きを「水循環」と呼びます。とりわけ、湧水や河川水を生み出す地下水は、自然系の水循環の骨格をつくる重要な要素です。

水辺の水^{みまも}護り制度

地域の人や学校・事業者などが、身近な水辺の保全のために水辺を活用して市民活動（清掃や生物調査・環境学習など）を支援する制度。

緑確保の総合的な方針

樹林地や農地などの既存のみどりを将来に引きついでいくため、望ましいみどりのあり方や確保予定地を示した東京都と区市町村が合同で作成した方針。

みどりのカーテン

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇抑制を図る省エネルギー手法、またはそのために設置される、生きた植物を主体とした構造物のこと。壁面緑化の一種です。

木質バイオマス

「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼びます。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼びます。木質バイオマスには、主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮や屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類があります。



ヤ行

谷戸

丘陵地が浸食されてつくられた谷状の地形のこと。
また、そのような地形を利用した農業とそれに付随する生態系を指すこともあります。

湧水

地下水が崖や谷戸から地表に流れでたもののこと。

遊休農地

農地法において、「①現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」「②その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し、著しく劣っていると認められる農地（①を除く）」と定義される農地のこと。

ラ行

緑化重点地区

都市緑地法に基づき定められる「緑化地域以外の区域であって重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のこと。

緑化地域

都市緑地法に基づき、一定規模以上の敷地で建築物の新築や増築を行う場合に、一定割合以上の緑化を義務付ける制度。

緑地協定

都市緑地法に基づき、市街地の良好な環境を確保するため、土地所有者などの合意によって緑地の保全や緑化に関する協定を締結する制度。既にコミュニティの形成がなされている市街地において、土地所有者などの全員の合意によるもの（45条協定）と開発事業者が分譲前に定めるもの（54条協定）の2種類があります。

緑地保護地区

「八王子市緑化条例」に基づき、土地所有者と一定期間の協定を結び、当該地区に指定することで民有の樹林地の保全を図るもので、維持管理経費の一部を支援し適正な管理を行うとともに伐採などの行為については届け出を義務付けています。

緑被率

みどりの総量を把握する方法の一つで、航空写真などによって上空から見たときのみどりに覆われている面積の割合のこと。森林・樹林地のほか、草地や農地、公園や道路、学校などの公共公益施設のほか、草地や農地、公園や道路、学校などの公共公益施設のみどり、住宅、工場などの民有地のみどりなどが含まれます。

